

目次

第1章 総則

- 第1節 目的及び使命（第1条）
- 第2節 組織（第2条－第10条）
- 第3節 学生の健康及び安全（第11条）
- 第4節 点検評価、認証評価及び教育改善の実施（第12条）
- 第5節 情報の積極的提供（第13条）

第2章 通則

- 第1節 学年、学期及び休業日（第14条－第16条）
- 第2節 入学（第17条－第21条）
- 第3節 休学及び復学（第22条・第23条）
- 第4節 転学、退学及び除籍（第24条－第26条）
- 第5節 単位、授業の方法、試験及び単位の授与（第27条－第29条）
- 第6節 表彰及び懲戒（第30条・第31条）
- 第7節 研究生、科目等履修生及び外国人留学生（第32条－第34条）
- 第8節 授業料、入学料及び検定料（第35条－第40条）
- 第9節 学寮（第41条・第42条）
- 第10節 公開講座及び出版物（第43条・第44条）

第3章 大学院

- 第1節 修士課程、博士課程及び専門職学位課程（第44条の2－第46条の2）
- 第2節 研究院、学府及び研究科（第47条－第50条）
- 第3節 教員組織（第51条）
- 第4節 連合農学研究科の学生の配置（第52条）
- 第5節 専攻及び収容定員（第53条）
- 第6節 標準修業年限及び在籍年限（第54条・第55条）
- 第7節 入学資格等（第56条－第61条）
- 第8節 転学府、転研究科及び転専攻（第62条）
- 第9節 休学期間（第63条）
- 第10節 博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程における教育課程並びに履修方法（第64条－第67条）
- 第11節 博士後期課程及び連合農学研究科の博士課程における教育課程等（第68条－第71条）
- 第12節 課程修了及び学位（第72条－第75条）
- 第13節 他の大学院における授業科目の履修等（第76条－第81条）

第4章 学部

- 第1節 学部の目的（第82条）
- 第2節 学科及び収容定員（第83条）
- 第3節 修業年限及び在籍年限（第84条－第86条）

- 第4節 入学資格等（第87条－第92条）
 - 第5節 転学部及び転学科（第93条）
 - 第6節 休学期間（第94条）
 - 第7節 教育課程及び履修方法（第95条－103条）
 - 第8節 卒業及び学位（第104条－第107条）
 - 第9節 他の大学等における授業科目の履修等（第108条－第111条）
- 附則

第1章 総則

第1節 目的及び使命

（目的及び使命）

第1条 東京農工大学（以下「本学」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、真理と平和を希求する教養豊かな人材を育成するとともに、社会・環境と調和した科学技術の進展に寄与し、教育研究の推進を通じて人類の生存と繁栄、美しい地球の持続及び文化の進展に貢献することをその目的及び使命とする。

第2節 組織

（大学院）

第2条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、次の研究院、学府及び研究科を置く。

農学研究院

工学研究院

工学府

農学府

生物システム応用科学府

連合農学研究科

技術経営研究科

（学部）

第3条 本学に、次の学部を置く。

農学部

工学部

（学内施設）

第4条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。

| 学内施設名 |
|----------------|
| 図書館 |
| 大学教育センター |
| 産官学連携・知的財産センター |
| 国際センター |
| 保健管理センター |
| 総合情報メディアセンター |
| 学術研究支援総合センター |

| |
|-------------------------------|
| 科学博物館 環境安全管理センター 放射線研究室 |
|-------------------------------|

2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。

| 組織及び施設の名称 |
|---|
| 女性未来育成機構 学生活動支援センター アグロイノベーション高度人材養成センター 環境リーダー育成センター イノベーション推進機構 |

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

(附属施設)

第9条 本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設を置く。

| 学部名 | 附属施設名 |
|-----|---|
| 農学部 | 広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター 動物医療センター 硬蛋白質利用研究施設 フロンティア農学教育研究センター |
| 工学部 | ものづくり創造工学センター |

(事務組織)

第10条 本部、農学府、工学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科、技術経営研究科、農学部及び工学部に事務組織を置く。

第3節 学生の健康及び安全

(学生の健康及び安全)

第11条 本学は、学生の健康及び安全を確保するため、適切な安全衛生管理及び環境保全の維持に努めるものとする。

第4節 点検評価、認証評価及び教育改善の実施

(点検評価、認証評価及び教育改善の実施)

第12条 本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、教育内容及び教育方法の改善について組織的に取組み、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、一定の期間ごとに、認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 点検評価、認証評価及び教育改善の実施については、別に定める。

第5節 情報の積極的提供

(情報の積極的提供)

第13条 本学は、その教育研究活動の状況並びに組織及び運営について、広く社会に対し積極的に情報を提供するものとする。

第2章 通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第16条 休業日は、次に掲げるとおりとする。

一 日曜日

二 土曜日（技術経営研究科を除く。）

三 国民の祝日に関する法律に規定する休日

四 本学の創立記念日 5月31日

五 春季休業日

六 夏季休業日

七 冬季休業日

2 前項第5号から第7号までの期間は、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、教育研究評議会の議を経て、臨時の休業日を定めることができる。

第2節 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 大学院においては、特別の必要があり、かつ教育上支障がないときは、前項の規定にかかわらず、学年の途中においても学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学の出願)

第18条 本学へ入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、別に定める期日までに願出しなければならない。

一 入学願書（本学所定の様式による。）

二 出身学校長の発行する調査書。ただし、第87条第4号及び第5号に該当する者は、その資格を証する証明書

三 その他本学の指定する書類

2 日本国以外の国籍を有する者で、日本の学校を卒業した者は、前項各号の書類のほか、外国人登録原票記載事項証明書を添付しなければならない。

3 入学の出願については、別に定める。

4 提出した書類は、これを返付しない。

(入学者の選考)

第19条 前条の入学志願者については、選考を行う。

2 入学志願者の選考については、別に定める。

(入学手続)

第20条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、次の各号に掲げる書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

- 一 誓約書（別紙様式第1号による。）
- 二 その他本学の指定する書類
- 2 入学手続きについては、別に定める。
- 3 提出した書類は、これを返付しない。

(入学の許可)

第21条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第3節 休学及び復学

(休学)

第22条 疾病その他特別の理由により3月以上修学することができない者は、当該学府長、連合農学研究科長及び技術経営研究科長（以下「学府長等」という。）又は学部長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、当該学府教授会、連合農学研究科教授会及び技術経営研究科教授会（以下「学府教授会等」という。）又は学部教授会の議を経て休学を命ずることができる。

(復学)

第23条 休学期間中にその理由が消滅したときは、当該学府長等又は学部長の許可を得て、復学することができる。

第4節 転学、退学及び除籍

(転学)

第24条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、当該学府長等又は学部長を経て学長に願い出なければならない。

- 2 学長は、前項の願い出があったときは、当該学府教授会等又は学部教授会の議を経て、これを許可する。
- 3 前2項に定めるもののほか、他の大学への入学又は転入学については、別に定める。

(退学)

第25条 退学しようとする者は、当該学府長等又は学部長を経て、学長に願い出なければならない。

- 2 学長は、前項の願い出があったときは、当該学府教授会等又は学部教授会の議を経て、退学を許可する。
- 3 学長は、次の各号の一に該当する者については、当該学府教授会等又は学部教授会の議を経て、退学を命ずることができる。
 - 一 第55条又は第86条に規定する在籍年限を超えた者
 - 二 第63条第2項及び第3項又は第94条第2項及び第3項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
 - 三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納入しない者
 - 四 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(除籍)

第26条 次の各号の一に該当する者については、当該学府長等又は学部長の申し出によ

り、学長がこれを除籍する。

- 一 死亡及び1年以上行方不明の届出のあった者
- 二 入学料の納入を猶予され、所定の猶予期間を経過してもなお納入しない者

第5節 単位、授業の方法、試験及び単位の授与

(単位)

第27条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、工学部生命工学科については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第28条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(試験及び単位の授与)

第29条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、担当教員の認定により当該授業科目について定められた単位を与える。ただし、授業科目によっては、報告書の提出又は平素の成績によって判定することができる。

- 2 試験は、その授業科目の授業が終了した学期末にあらかじめ期日を定めて行うものとする。ただし、授業科目によっては、分割して行うことができる。
- 3 授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの5種の評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とする。
- 4 試験の実施については、別に定める。

第6節 表彰及び懲戒

(表彰)

第30条 学長は、学生として表彰に価する行為があった者については、当該学府教授会等又は学部教授会及び教育研究評議会の議を経て、これを表彰することができる。

- 2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第31条 学長は、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があると認められる者については、教育研究評議会の議を経て、これを懲戒する。

- 2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 停学が3月以上にわたるときは、その期間は、第54条の標準修業年限又は第84条の修業年限並びに第61条又は第92条の規定により定められた在学すべき期間には算

入しない。

第7節 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第32条 本学において、特定の事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該学府教授会等（技術経営研究科教授会を除く。）又は学部教授会において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生については、別に定める。

(博士特別研究生)

第32条の2 本学において、本学の博士（後期）課程修了後、引き続き特定の事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該学府教授会等（農学府及び技術経営研究科を除く。）において選考の上、博士特別研究生として入学を許可することができる。

2 博士特別研究生については、別に定める。

(科目等履修生)

第33条 本学において、1又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該学府教授会、技術経営研究科教授会又は学部教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することができるものとし、またその履修した者に対し、単位を与えることができるものとする。

2 科目等履修生については、別に定める。

(外国人留学生)

第34条 日本国以外の国籍を有する者が、日本において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学を志願する場合には、当該学府教授会等又は学部教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生については、別に定める。

第8節 授業料、入学料及び検定料

(授業料、入学料及び検定料の額)

第35条 授業料、入学料及び検定料の額は、別に定める。

(授業料の納付)

第36条 授業料は、年額の2分の1ずつを次の表のとおり2期に分けて納付しなければならない。

| 区 分 | 納 入 の 時 期 |
|-------------------|-----------------|
| 前期(4月から9月までの分) | 5月1日から5月31日まで |
| 後期(10月から翌年3月までの分) | 11月1日から11月30日まで |

2 後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、納付する者の申し出があったときは、当該年度の前期に係る授業料を納付させるときに併せて納付させるものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があったときは、入学を許可するとき納付させるものとする。

4 削除

(停学中の授業料及び退学する場合の授業料)

第37条 停学中の授業料は、これを徴収する。

2 学期の途中で退学する場合に未納の授業料があるときは、当該期の授業料の全額を徴収する。

(休学の場合の授業料)

第38条 休学を許可され又は休学を命ぜられた者の授業料は、これを免除することができる。

2 学年の途中で復学した者の授業料については、その授業料の1/2分の1に相当する額(以下「授業料の月割額」という。)に復学した日の属する月から当該期の終りの月までの月数を乗じて得た額を、復学した月の終わりまでに納付しなければならない。

(授業料の分納、授業料及び入学料の免除及び徴収の猶予)

第39条 経済的な理由によって授業料及び入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者の授業料及び入学料については、選考の上、その授業料を分納し、又は授業料及び入学料の全部若しくは一部を免除し、又は猶予することができる。

2 授業料の分納、授業料及び入学料の免除及び徴収猶予については、別に定める。

(入学料及び検定料の不徴収)

第39条の2 本学(大学院連合農学研究科の構成大学を含む。)大学院の博士前期課程又は修士課程を修了し、引き続き博士後期課程又は博士課程に進学する者の入学料及び検定料は、徴収しない。

(検定料の免除)

第39条の3 風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると認められる者の本学学部及び大学院の検定料については、免除することができる。

2 前項の規定による検定料の免除については、別に定める。

(授業料、入学料及び検定料の返付)

第40条 納付した授業料、入学料及び検定料は、これを返付しない。ただし、授業料については、第1号から第4号に、検定料については第5号から第7号に該当した場合には、納付した者の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することができる。

一 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額

二 第36条第2項又は第3項の規定により後期に係る授業料を納付した者が、第22条又は第25条の規定により当該年度の9月末日までに休学又は退学した場合 後期に係る授業料相当額

三 第36条第1項から第3項の規定により授業料を納付した者に、納付後に風水害等の災害を受ける等やむを得ない事態が生じた場合で、第39条第1項に規定するやむを得ない事情があると認められた場合 当該授業料免除相当額

四 学年の途中で卒業又は修了した場合 授業料の月割額に卒業又は修了した日の属する月の翌月から当該期の終わりの月までの月数を乗じて得た額

五 本学学部入学に係る第2次の学力検査等又は推薦入学等の選抜において検定料を納付した者が、当該選抜が第1段階目の選抜(調査書、大学入試センター試験の結果、その他出願書類による選抜)及び第2段階目の選抜(学力検査等による選抜)の2段

階に分けて行われ、第1段階目の選抜により不合格となった場合 第2段階目の選抜に係る検定料相当額

六 本学学部入学に係る第2次の学力検査又は推薦入学の選抜において検定料を納付した者が、本学が指定した大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合 その後の選抜に係る検定料相当額

七 本学学部及び大学院の検定料を納付した者が、前条第1項の規定に該当した場合 当該選抜に係る検定料相当額

第9節 学寮

(学寮)

第41条 本学に、学寮を置く。

2 学生は、願い出によって学寮に入寮することができる。

3 学寮については、別に定める。

(寄宿料)

第42条 学寮に入寮することを許可された者は、寄宿料を納付しなければならない。

2 前項の寄宿料は、入寮の日の属する月から退寮の日の属する月まで毎月その月の分を納付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず寄宿料は、4月又は10月にそれぞれ6月分を納付することができる。

4 寄宿料の額については、別に定める。

5 納付した寄宿料は、これを返付しない。

6 災害その他によりやむを得ない事情があると認められる者には、選考の上、寄宿料を免除することができる。

第10節 公開講座及び出版物

(公開講座)

第43条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座については、別に定める。

(出版物)

第44条 本学において、学術報告その他の出版物を刊行することができる。

2 出版物については、別に定める。

第3章 大学院

第1節 修士課程、博士課程及び専門職学位課程

(大学院の目的)

第44条の2 本学の目的及び使命に則り、大学院は、農学、工学及び融合領域における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、科学技術の高度化及び学際化に対応し、独創性と実行力を備え、高度の専門能力、確かな研究能力及び教育能力を持つ職業人、研究者又は教育者の育成を目的とする。

(修士課程)

第45条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 修士課程の各専攻における教育研究上の目的については、別に定める。

(博士課程)

第46条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士課程の各専攻における教育研究上の目的については、別に定める。

(専門職学位課程)

第46条の2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

2 専門職学位課程の各専攻における教育研究上の目的については、別に定める。

第2節 研究院、学府及び研究科

(研究院)

第47条 農学研究院及び工学研究院に置く部門は、別表第1のとおりとする。

(学府及び技術経営研究科)

第48条 工学府及び生物システム応用科学府の課程は博士課程とし、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程はこれを修士課程として取り扱うものとする。

2 農学府の課程は、修士課程とする。

3 技術経営研究科の課程は、専門職学位課程とする。

4 生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻に設置する博士課程については、第1項の規定にかかわらず、これを後期3年のみの博士課程とする。

(連合農学研究科)

第49条 連合農学研究科の教育研究は、本学、茨城大学及び宇都宮大学の協力により実施するものとする。

2 連合農学研究科の課程は、後期3年の課程のみの博士課程(以下「連合農学研究科の博士課程」という。)とする。

(岐阜大学大学院連合獣医学研究科における教育研究の実施)

第50条 岐阜大学大学院連合獣医学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学は、帯広畜産大学、岩手大学及び岐阜大学とともに協力するものとする。

2 前項の研究科に置かれる連合講座は、帯広畜産大学畜産学部、岩手大学農学部及び岐阜大学応用生物科学部並びに帯広畜産大学原虫病分子免疫研究センターの教員とともに、本学研究院の教員がこれを担当するものとする。

第3節 教員組織

(教員組織)

第51条 工学府、農学府、生物システム応用科学府(共同先進健康科学専攻を除く。)及び技術経営研究科は、本学の教授、准教授、講師及び助教であって、当該学府又は技術経営研究科の教育を担当する資格を有する者がこれを担当する。

2 生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻は、本学の教授、准教授、講師及び助教並びに早稲田大学理工学術院先進理工学研究科共同先進健康科学専攻の教授、准教授、講師及び助教であって、教育を担当する資格を有する者のうちから指名された者がこれを担当する。

3 連合農学研究科は、本学の教授、准教授、講師及び助教並びに茨城大学及び宇都宮大

学の各農学部及びこれに関連する研究施設の教授、准教授、講師及び助教であって、教育を担当する資格を有する者（以下「連合農学研究科教員」という。）のうちから指名された者がこれを担当する。

- 4 学府及び連合農学研究科において研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）その他教員組織については、当該学府及び連合農学研究科が別に定める。

第4節 連合農学研究科の学生の配置

（学生の配置等）

第52条 連合農学研究科の学生は、第71条第4項に規定する主指導教員が所属する大学に配置する。

- 2 学生は、この学則及び配置された大学の学内規程を遵守するものとする。

第5節 専攻及び収容定員

（専攻及び収容定員）

第53条 工学府、農学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科及び技術経営研究科に置く専攻及び収容定員は、別表第2のとおりとする。

第6節 標準修業年限及び在籍年限

（標準修業年限）

第54条 工学府及び生物システム応用科学府の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

- 2 農学府の修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 3 連合農学研究科の博士課程の標準修業年限は、3年とする。
- 4 技術経営研究科の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

（在籍年限）

第55条 学生は、前条の標準修業年限の2倍の年数を超えて在籍することができない。ただし、第57条から第59条までの規定により再入学、転入学又は編入学した学生は、第61条の規定により定められた在学すべき標準期間の2倍の期間を超えて在籍することができない。（以下本条に規定する年数又は期間を「大学院の在籍年限」という。）

第7節 入学資格等

（入学資格）

第56条 工学府及び生物システム応用科学府の博士前期課程並びに農学府の修士課程並びに技術経営研究科の専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日

以後に修了した者

七 文部科学大臣の指定した者

八 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、各学府において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

九 大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

2 工学府及び生物システム応用科学府の博士後期課程並びに連合農学研究科の博士課程に入学又は進学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 修士の学位又は専門職学位を有する者

二 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の教育制度において位置付けられた学校教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 文部科学大臣の指定した者

六 大学院において個別の資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(再入学)

第57条 大学院を修了した者又は大学院に1年以上在学して退学した者が再び入学を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、当該課程の相当年次に再入学を許可することができる。

(転入学)

第58条 他の大学の大学院に1年以上在学している者が、大学院に転入学を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、当該課程の相当年次に転入学を許可することができる。

(編入学)

第59条 他の大学院を修了した者又は他の大学の大学院に1年以上在学して退学した者が、大学院に編入学を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、当該課程の相当年次に編入学を許可することができる。

(再入学等の手続)

第60条 第57条から前条までの規定による再入学、転入学又は編入学の願い出の手続き、選考及び入学手続については、第18条から第20条までの規定を準用する。

(再入学者等の単位及び在学すべき標準期間の取扱い)

第61条 第57条から第59条までの規定により各学府、連合農学研究科又は技術経営研究科に再入学、転入学又は編入学する者については、当該学府教授会、連合農学研究科教授会又は技術経営研究科教授会は、その者の既修得科目の全部又は一部を認定するとともに、入学後に履修しなければならない授業科目、修得しなければならない単位数及び在学すべき標準期間を定めるものとする。

第8節 転学府、転研究科及び転専攻

(転学府、転研究科及び転専攻)

第62条 大学院に在学する学生が他の学府又は研究科への移籍を願い出たときあるいは、学府又は研究科内において他の専攻への移籍を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、これを許可することができる。

2 転学府、転研究科及び転専攻については、別に定める。

第9節 休学期間

(休学期間)

第63条 休学期間は、学年の終わりまでとする。

2 休学期間は、工学府の博士前期課程、農学府の修士課程、生物システム応用科学府の博士前期課程、工学府の博士後期課程、生物システム応用科学府の博士後期課程、連合農学研究科の博士課程又は技術経営研究科の専門職学位課程についてそれぞれ通算して2年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず第57条から第59条までの規定により再入学、転入学又は編入学した学生の休学期間は、通算して第55条ただし書の規定により定められた在籍年限の2分の1の期間を超えることができない。

4 休学期間は、第55条の在籍年限に算入する。ただし、当該学生の所属する専攻の申し出を当該学府教授会等が特に認めた場合は、在籍年限に算入しない。

5 休学期間は、第54条の標準修業年限及び第61条の規定により定められた在学すべき標準期間には算入しない。

第10節 博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程における教育課程並びに履修方法

(専修)

第64条 工学府の博士前期課程、農学府の修士課程及び生物システム応用科学府の博士前期課程の基礎となる専修は、別表第3の1、別表第3の2及び別表第3の3とおりとする。

(授業科目)

第65条 各学府及び技術経営研究科は、専攻分野に応じて授業科目を開設する。

2 授業科目及びその単位数については、当該学府及び技術経営研究科が別に定める。

(教育課程及び履修方法)

第66条 教育課程は、工学府の博士前期課程、農学府の修士課程、生物システム応用科学府の博士前期課程及び技術経営研究科の専門職学位課程の専攻ごとに編成する。

2 各学府の学生は、在学期間中に前項の教育課程に従い、所定の授業科目を履修して30単位以上（農学府国際環境農学専攻にあっては32単位以上）を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

3 技術経営研究科の学生は、在学期間中に第1項の教育課程に従い、所定の授業科目を履修して46単位以上を修得しなければならない。

4 教育課程及び履修方法については、当該学府及び技術経営研究科が別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第66条の2 技術経営研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年又は1学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限を定めるものとする。

(成績評価基準)

第66条の3 技術経営研究科は、学生に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 技術経営研究科は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教職に関する授業科目及び教育職員免許状の種類)

第67条 本学の学府の専攻において取得できる教育職員免許状の種類は、別表第4のとおりとする。

- 2 教育職員免許状の取得に関する履修については、別に定める。

第11節 博士後期課程及び連合農学研究科の博士課程における教育課程等
(専修及び授業科目)

第68条 工学府の博士課程に置く専修は、別表第5の1のとおりとし、それぞれの専攻に応じて授業科目を開設する。

- 2 授業科目及び単位数については、工学府が別に定める。

第69条 生物システム応用科学府の博士後期課程に置く専修は、別表第5の2のとおりとし、専攻に応じて授業科目を開設する。

- 2 授業科目及びその単位数については、生物システム応用科学府が別に定める。

第70条 連合農学研究科に置く大講座は、別表第5の3のとおりとし、それぞれの専攻に応じて授業科目を開設する。

- 2 授業科目及びその単位数については、連合農学研究科が別に定める。

(教育方法)

第71条 工学府、生物システム応用科学府の博士後期課程及び連合農学研究科の博士課程における教育は授業科目の授業及び研究指導によって行う。

- 2 工学府、生物システム応用科学府の博士後期課程及び連合農学研究科の博士課程の学生は、在学期間中に、別に定める授業科目を履修して所定の単位を修得しなければならない。

- 3 学生は、複数の指導教員の研究指導を受けるものとする。

- 4 前項の指導教員のうち、1人を主指導教員とし、他の者を副指導教員とする。

- 5 削除

- 6 削除

- 7 教育課程及び履修方法については、当該学府及び連合農学研究科が別に定める。

第12節 課程修了及び学位

(学位論文及び最終試験)

第72条 各学府及び連合農学研究科の学生は、在学中に学位論文を提出し、最終試験を受けなければならない。

- 2 最終試験は、学位論文を中心として、筆記又は口頭により行う。

- 3 学位論文の提出時期、審査方法等については、当該学府及び連合農学研究科が別に定める。

(修士課程等の修了)

第73条 工学府、生物システム応用科学府の博士前期課程又は農学府の修士課程に標準

修業年限以上在学し、各専攻ごとの教育課程に従い第66条第2項に規定する単位を修得するとともに、研究指導を受け、在学中に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、最終試験に合格した者については、当該学府教授会の議を経て、当該学府長が課程の修了を認定し、学長がこれを認証する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該修士課程等の目的に応じ当該学府教授会において適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程等の修了)

第74条 工学府若しくは生物システム応用科学府の博士後期課程又は連合農学研究科の博士課程に標準修業年限以上在学し、第71条第1項及び第2項の規定により教育を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、当該学府教授会等の議を経て、当該学府長又は連合農学研究科長が課程の修了を認定し、学長がこれを認証する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、修士課程又は博士前期課程における在学期間（当該課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間）を含め、3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第56条第2項第2号、第5号又は第6号の規定による入学資格をもって入学した者の在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、前項の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了)

第74条の2 技術経営研究科の専門職学位課程に標準修業年限以上在学し、専攻の教育課程に従い第66条第3項に規定する単位を修得した者については、当該研究科教授会の議を経て、当該研究科長が課程の修了を認定し、学長がこれを認証する。ただし、在学期間に関しては、第79条の規定により、当該研究科に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該研究科において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(学位の授与)

第75条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者に、別に定めるところにより次の学位を授与する。

| | |
|--------------------|--------------------------------|
| 工学府の博士前期課程 | 修士（工学）又は修士（学術） |
| 工学府の博士後期課程 | 博士（工学）又は博士（学術） |
| 農学府の修士課程 | 修士（農学）又は修士（学術） |
| 生物システム応用科学府の博士前期課程 | 修士（工学）、修士（農学）又は修士（学術） |
| 生物システム応用科学府の博士後期課程 | 博士（工学）、博士（農学）、博士（学術）又は博士（生命科学） |
| 連合農学研究科の博士課程 | 博士（農学）又は博士（学術） |
| 技術経営研究科の専門職学位課程 | 技術経営修士（専門職） |

2 博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者にも授与することができる。

第13節 他の大学院における授業科目の履修等

(他の大学院における授業科目の履修)

第76条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、本学大学院の学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位（技術経営研究科にあっては16単位）を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第77条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、本学大学院の学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院又は研究所等において、研究指導を受けようとする場合について準用する。

(留学)

第78条 学生は、第76条第2項及び前条第2項の規定に基づき、外国の大学院又は研究所等において修学又は研究指導を受けるため、留学しようとするときは、当該学府長等を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の願い出があったときは、学長は当該学府教授会等の議を経て、これを許可することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第79条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、入学した後の当該学府教授会又は技術経営研究科教授会の議を経て、当該学府又は技術経営研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位は、編入学、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位（技術経営研究科にあっては16単位）を超えない範囲で、第66条第2項、第3項又は第71条第2項に規定する単位に算入することができる。

(特別聴講学生)

第80条 他の大学院（外国の大学院を含む。以下「他の大学院」という。）の学生が、本学の大学院において特定の授業科目を履修することを志願するときは、別に定めるところにより、学長に願い出なければならない。

2 前項の願い出があったときは、学長は、当該学府教授会等の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

(特別研究学生)

第81条 他の大学院の学生が、本学の大学院において研究指導を受けることを志願するときは、別に定めるところにより、学長に願い出なければならない。

2 前項の願い出があったときは、学長は、当該学府教授会等（技術経営研究科教授会を除く。）の議を経て、特別研究学生としてこれを許可することができる。

第4章 学部

第1節 学部の目的

(学部の目的)

第82条 本学の目的及び使命に則り、学部は、農学及び工学に関する学術の基盤及び教養を授け、社会の要請に応える課題探求能力を養うことを目的とする。

2 各学部に置く学科における教育研究上の目的については、別に定める。

第2節 学科及び収容定員

(学科及び収容定員)

第83条 各学部に置く学科及びその収容定員は、別表第6のとおりとする。

第3節 修業年限及び在籍年限

(修業年限)

第84条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、農学部獣医学科（以下「獣医学科」という。）の修業年限は、6年とする。

(修業年限の通算)

第85条 本学の科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一定の単位（学校教育法第56条の規定により大学入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者が本学に入学（第88条から第90条までの規定による再入学、転入学及び編入学を含む。以下この条において同じ。）する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるとき（授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果を上げていと認められる場合に限る。）は、第99条第1項の規定により入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して学部が定める期間を、当該学部教授会の議を経て、修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在籍年限)

第86条 学生は、修業年限の2倍の年数を超えて在籍することができない。ただし、第88条から第90条までの規定により再入学、転入学又は編入学した学生は、第92条の規定により定められた在学すべき期間の2倍の期間を超えて在籍することができない。（以下本条に規定する年数又は期間を「学部の在籍年限」という。）

第4節 入学資格等

(入学資格)

第87条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 中等教育学校を卒業した者
- 三 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 四 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者（学校教育法第56条第1項に規定する者に限る。）

七 文部科学大臣の指定した者

八 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）で、18歳に達した者

九 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

（再入学）

第88条 本学を卒業した者又は本学に1年以上在学して退学した者が再び入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

（転入学）

第89条 他の大学に1年以上在学している者が、本学に転入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

（編入学）

第90条 本学に編入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 大学を卒業した者又は大学に1年以上在学して退学した者

二 短期大学を卒業した者

三 高等専門学校を卒業した者

四 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上あることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第56条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

五 旧国立養護教諭養成所及び旧国立工業教員養成所を卒業した者

六 学校教育法施行規則第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

七 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第56条第1項に規定する者に限る。）

八 外国において学校教育における13年の課程を修了した者

2 前項に規定する者が編入学を願い出たときは、当該学部教授会において選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

3 編入学については、別に定める。

（再入学等の手続）

第91条 第88条から前条までの規定による再入学、転入学又は編入学の願い出の手続き、選考及び入学手続については、第18条から第20条までの規定を準用する。

（再入学者等の単位及び在学すべき期間の取扱い）

第92条 第88条から第90条までの規定により再入学、転入学又は編入学する者については、当該学部教授会は、その者の既修得科目の全部又は一部を認定するとともに入学後に履修しなければならない授業科目、修得しなければならない単位数及び在学すべ

き期間を定める。

第5節 転学部及び転学科

(転学部及び転学科)

第93条 本学に1年以上在学する学生が他の学部への移籍を願い出たとき又は学部内において他の学科への移籍を願い出たときは、欠員のある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、これを許可することができる。

2 転学部及び転学科については、別に定める。

第6節 休学期間

(休学期間)

第94条 休学期間は、学年の終りまでとする。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。ただし、獣医学科については、通算して5年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず第88条から第90条までの規定により再入学、転入学又は編入学した学生の休学期間は、通算して第86条ただし書の規定により定められた在籍年限の2分の1の期間を超えることができない。

4 休学期間は、第86条の在籍年限に算入する。

5 休学期間は、第84条の修業年限及び第92条の規定により定められた在学すべき期間には算入しない。

第7節 教育課程及び履修方法

(講座及び学科目)

第95条 本学の学部学科における講座及び学科目は、別表第7のとおりとする。

(授業科目)

第96条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

一 全学共通教育科目

イ 本学の学生に共通する授業科目で、普遍的教養の育成を目的とする授業科目

ロ 専門科目の履修を円滑に行うための専門教育の基礎となる授業科目

二 専門科目 専門の学術を履修させるための授業科目

2 授業科目の名称及び単位数については、当該学部が別に定める。

(外国人留学生等に関する授業科目等の特例)

第97条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において教育を受けたものの教育について必要があると認めるときは、前条に規定するもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項に規定する科目の授業科目の名称及び単位数、履修方法その他必要な事項は、第98条及び第101条の規定にかかわらず、特例を定めることができる。

(卒業の要件となる単位数)

第98条 学生は、在学期間中に、卒業の要件となる単位数として、次の各号に掲げる授業科目の区分ごとに定められた単位数を含め、124単位以上を修得しなければならない。ただし、獣医学科の学生については、201単位以上を修得しなければならない。

一 全学共通教育科目 当該学部において定められた単位数以上

二 専門科目 当該学部において定められた単位数以上

2 学生は、前項に定める卒業の要件となる単位数のうち、自由選択単位として前項各号

に掲げる授業科目のうちから、当該学部において定められた単位数以上を選択、修得するものとする。

- 3 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第28条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、獣医学科の学生については、201単位のうち79単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第99条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、当該学部教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った国内の短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、当該学部教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第108条第1項及び第109条第1項の規定により、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとし、第98条に規定する単位数に算入することができる。

- 4 入学前の既修得単位等の認定については、当該学部が別に定める。

(卒業論文)

第100条 第96条に掲げる授業科目のほかに、卒業論文を課すことができる。

- 2 卒業論文については、第98条第1項第2号の専門科目に関する授業科目とみなし、所定の単位を与える。
- 3 教育上有益と認めるときは、本学教員の指導のもとに、学生が他の大学又は研究所等において必要な指導の一部を受けることを認めることができる。
- 4 卒業論文の提出の時期、審査の方法等については、当該学部が別に定める。

(教育課程及び履修方法)

第101条 教育課程は、各学部の学科ごとに、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

- 2 教育課程及び履修方法については、当該学部が別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第102条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、当該学部において別に定める。

- 2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、別に定める上限までの履修科目の登録を認める。

(教職に関する授業科目及び教育職員免許状の種類)

第103条 教育職員免許状を取得しようとする者のために、教職に関する授業科目を開設する。

- 2 教育職員免許状の取得に関する履修については、別に定める。
- 3 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、別表第9のとおりとする。

第8節 卒業及び学位

(卒業)

第104条 本学に修業年限以上の期間在学し、各学科ごとの教育課程に従い第98条に規定する単位を修得した者については、当該学部教授会の議を経て学部長が当該学科の課程を修了したことを認定し、学長が卒業を認証する。

2 削除

(早期卒業)

第105条 第84条及び前条の規定にかかわらず、本学に3年以上の期間在学し、第98条に規定する単位を、特に優秀な成績をもって修得したと認められる場合は、当該学部教授会の議を経て学部長が当該学科の課程を修了したことを認定し、学長が卒業を認証することができるものとする。

2 前項の卒業を認証する時期は、第3年次の終りとする。

3 早期卒業については、別に定める。

(卒業証書・学位記)

第106条 学長は、卒業を認証した者に卒業証書・学位記を授与する。

2 卒業証書・学位記の様式については、別に定める。

(学位の授与)

第107条 本学を卒業した者に、別に定めるところにより次の学位を授与する。

農学部を卒業した者 学士(農学)

学士(獣医学)(獣医学科を卒業した者)

工学部を卒業した者 学士(工学)

第9節 他の大学等における授業科目の履修等

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第108条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により、修得したものとみなすことができる単位数は、第99条第1項及び第2項並びに第109条第1項の規定により、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて、60単位を超えない範囲で第98条に規定する単位数に算入することができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第109条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位は、第99条及び前条の規定により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせ60単位を超えないものとする。

3 大学以外の教育施設等における学修については、別に定める。

(留学)

第110条 学生は、第108条の規定に基づき、外国の大学又は短期大学において修学するため、留学しようとするときは、当該学部長を経て、学長に願い出なければならない

い。

2 前項の願い出があったときは、学長は当該学部教授会の議を経て、これを許可することができる。

(特別聴講学生)

第111条 他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)の学生が、本学において特定の授業科目を履修することを志願しようとするときは、別に定めるところにより、学長に願い出なければならない。

2 前項の願い出があったときは、学長は当該学部教授会(東京農工大学科学技術短期留学プログラムに係る場合にあつては、留学生センター運営委員会)の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

附 則

1 この学則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 平成16年3月31日に工学研究科、農学研究科及び生物システム応用科学研究科(以下「旧研究科」という。)に在学する者は、この規則の適用に伴い、第2条第2項に規定する工学教育部、農学教育部及び生物システム応用科学教育部に在学し、旧研究科を修了するため必要であった教育課程の履修を当該教育部において行うものとする。

3 次の専攻の収容定員は、第53条の規定にかかわらず、平成16年度及び平成17年度においては、次の表のとおりとする。

| 教育部等名 | 専攻名 | 平成16年度 | | 平成17年度 | |
|-------|-----------------|--------|------|--------|------|
| | | 前期課程 | 後期課程 | 前期課程 | 後期課程 |
| 工学教育部 | 生命工学専攻 | 71 | 32 | 76 | 37 |
| | 応用科学専攻 | 116 | 28 | 116 | 35 |
| | 機械システム工学専攻 | 103 | 27 | 106 | 33 |
| | 電子情報工学専攻 | — | 37 | — | 47 |
| | 物理システム工学専攻 | 43 | — | 44 | — |
| | 電気電子工学専攻 | 82 | — | 82 | — |
| | 情報コミュニケーション工学専攻 | 57 | — | 58 | — |
| | 計 | 472 | 124 | 482 | 152 |

| 教育部等名 | 専攻名 | 16年度 |
|-------|------------|------|
| 農学教育部 | 生物生産科学専攻 | 39 |
| | 共生持続社会学専攻 | 26 |
| | 応用生命化学専攻 | 36 |
| | 生物制御科学専攻 | 27 |
| | 環境資源物質科学専攻 | 21 |
| | 物質循環環境科学専攻 | 27 |
| | 自然環境保全学専攻 | 33 |
| | 農業環境工学専攻 | 18 |
| | 国際環境農学専攻 | 50 |

| | | |
|--|---|-----|
| | 計 | 277 |
|--|---|-----|

| 教育部等名 | 専攻名 | 平成16年度 | | 平成17年度 | |
|---------------|--------------|--------|------|--------|------|
| | | 前期課程 | 後期課程 | 前期課程 | 後期課程 |
| 生物システム応用科学教育部 | 生物システム応用科学専攻 | 104 | 66 | 104 | 66 |
| | 計 | 104 | 66 | 104 | 66 |

| 専攻名 | 16年度 | 17年度 |
|----------|------|------|
| 生物生産学専攻 | 32 | 34 |
| 生物工学専攻 | 16 | 17 |
| 資源・環境学専攻 | 12 | 12 |
| 計 | 60 | 63 |

4 次の学科の収容定員は、第83条の規定にかかわらず、平成16年度、平成17年度及び平成18年度においては、次の表のとおりとする。

| 学部及び学科 | | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|--------|----------------|--------|--------|--------|
| 農学部 | 生物生産学科 | 237 | 234 | 231 |
| | 応用生物科学科 | 296 | 292 | 288 |
| | 環境資源科学科 | 256 | 252 | 248 |
| | 地域生態システム学科 | 316 | 312 | 308 |
| | 獣医学科 | 210 | 210 | 210 |
| | 計 | 1,315 | 1,300 | 1,285 |
| 工学部 | 生命工学科 | 341 | 336 | 333 |
| | 応用分子化学科 | 204 | 200 | 197 |
| | 有機材料化学科 | 184 | 180 | 177 |
| | 化学システム工学科 | 156 | 154 | 152 |
| | 機械システム工学科 | 512 | 504 | 500 |
| | 物理システム工学科 | 236 | 232 | 228 |
| | 電気電子工学科 | 413 | 406 | 399 |
| | 情報コミュニケーション工学科 | 275 | 270 | — |
| | 情報工学科 | — | — | 267 |
| 計 | 2,321 | 2,282 | 2,253 | |
| 合計 | 3,636 | 3,582 | 3,538 | |

附 則（17 経教 規則第2号）

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 連合農学研究科の収容定員は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、平成17年度及び平成18年度においては、次の表のとおりとする。

| 学府等名 | 専攻名 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|------|-----|--------|--------|
|------|-----|--------|--------|

| | | | |
|---------|----------|-----|------|
| 連合農学研究科 | 生物生産学専攻 | 44人 | 56人 |
| | 生物工学専攻 | 21人 | 26人 |
| | 資源・環境学専攻 | 16人 | 20人 |
| | 計 | 81人 | 102人 |

3 技術経営研究科の収容定員は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、平成17年度においては、次の表のとおりとする。

| | | |
|---------|---------------|--------|
| 教育部等名 | 専攻名 | 平成17年度 |
| 技術経営研究科 | 技術リスクマネジメント専攻 | 40人 |

附則（17 経教 規則第5号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日現在在学している者については、改正後の別表第3の1、別表第4及び別表第5の1の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附則（17 経教 規則第11号）

この規則は、平成17年6月29日から施行する。

附則（17 経教 規則第12号）

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附則（18 教 規則第3号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第32条の次に1条を加える改正規定は、平成18年3月27日から施行し、平成18年3月1日から適用する。この場合において、「当該学府教授会等（農学府及び技術経営研究科を除く。）」とあるのは、同年3月31日までの間に限り、「当該教育部教授会等（農学教育部及び技術経営研究科を除く。）」と読み替えるものとする。
- 2 平成18年3月31日に工学教育部、農学教育部及び生物システム応用科学教育部（以下「旧教育部」という。）に在学する者は、国立大学法人東京農工大学研究部等の名称変更に伴う規則等の整理に関する規程の適用に伴い、国立大学法人東京農工大学学則第2条第2項に規定する工学府、農学府及び生物システム応用科学府に在学し、旧教育部を修了するため必要であった教育課程の履修を当該学府において行うものとする。
- 3 平成18年3月31日現在在学している者については、この規則及び国立大学法人東京農工大学研究部等の名称変更に伴う規則等の整理に関する規程の施行により改正される次の別表（工学府、農学府及び生物システム応用科学府の部分を除く。）にかかわらず、なお、従前の例による。

- 一 別表3の1
- 二 別表4
- 三 別表7
- 四 別表8
- 五 別表9

附則（18 経教 規則第5号）

- この規則は、平成18年10月25日から施行し、第36条第1項、同条第4項及び第42条第3項の改正規定は、平成19年4月1日から、第39条の次に1条を加える規定

は、平成16年4月1日から、第40条第3号の次に1号を加える規定は、平成18年10月25日から、それぞれ適用する。

附 則 (18 教 規則第6号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日現在在学している者については、改正後の別表第5の3の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則 (18 教 規則第13号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (19 教 規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (19 教 規則第4号)

この規則は、平成19年4月23日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (19 経 規則第7号)

この規則は、平成19年10月24日から施行し、平成19年7月16日から適用する。

附 則 (20 教 規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (20 教 規則第10号)

この規則は、平成20年7月7日から施行し、7月1日から適用する。ただし、第4条第2項にかかる改正については、平成20年6月1日から適用する。

附 則 (20 教 規則第14号)

この規則は、平成20年7月28日から施行し、平成20年6月18日から適用する。

附 則 (20 経 規則第20号)

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則 (21 経 規則第2号)

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則 (21 教 規則第3号)

この規則は、平成21年2月23日から施行し、平成21年2月1日から適用する。

附 則 (21 経 規則第4号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (21 経 規則第18号)

この規則は、平成21年6月22日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則 (21 教 規則第19号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在在学している者の単位数及び授業科目の区分については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (21 教 規則第23号)

この規則は、平成21年9月28日から施行する。

附 則 (21 教 規則第24号)

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (22 経教 規則第2号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第103条第3項の改正規定

は、平成22年4月1日以降に入学した学生から適用する。

別表第1（第47条関係）

| | |
|-------|--|
| 農学研究院 | 生物生産科学部門 共生持続社会学部門 応用生命化学部門 生物制御科学部門 環境資源物質科学部門 物質循環環境科学部門 自然環境保全学部門 農業環境工学部門 国際環境農学部門 動物生命科学部門 生物システム科学部門 |
| 工学研究院 | 生命機能科学部門 応用化学部門 先端機械システム部門 先端物理工学部門 先端電気電子部門 先端情報科学部門 先端健康科学部門 数理科学部門 言語文化科学部門 |

別表第2（第53条関係）

| 学府等名 | 専攻名 | 博士前期課程、 修士課程又は 専門職学位課 程 | | 博士後期課程 | |
|------|------------|----------------------------------|------------|-------------|------------|
| | | 入学定 員(人) | 総定員 (人) | 入学定 員(人) | 総定員 (人) |
| 工学府 | 生命工学専攻 | 38 | 76 | 14 | 42 |
| | 応用化学専攻 | 58 | 116 | 14 | 42 |
| | 機械システム工学専攻 | 53 | 106 | 13 | 39 |
| | 電子情報工学専攻 | — | — | 19 | 57 |
| | 物理システム工学専攻 | 22 | 44 | — | — |
| | 電気電子工学専攻 | 41 | 82 | — | — |
| | 情報工学専攻 | 29 | 58 | — | — |
| | 計 | 241 | 482 | 60 | 180 |
| 農学府 | 生物生産科学専攻 | 21 | 42 | — | — |

| | | | | | |
|-------------|---------------|-----|-----|-----|-----|
| | 共生持続社会学専攻 | 12 | 24 | — | — |
| | 応用生命化学専攻 | 21 | 42 | — | — |
| | 生物制御科学専攻 | 17 | 34 | — | — |
| | 環境資源物質科学専攻 | 11 | 22 | — | — |
| | 物質循環環境科学専攻 | 17 | 34 | — | — |
| | 自然環境保全学専攻 | 19 | 38 | — | — |
| | 農業環境工学専攻 | 10 | 20 | — | — |
| | 国際環境農学専攻 | 20 | 40 | — | — |
| | 計 | 148 | 296 | — | — |
| 生物システム応用科学府 | 生物システム応用科学専攻 | 52 | 104 | 22 | 66 |
| | 共同先進健康科学専攻 | — | — | 6 | 18 |
| | 計 | 52 | 104 | 28 | 84 |
| 連合農学研究科 | 生物生産科学専攻 | — | — | 15 | 45 |
| | 応用生命科学専攻 | — | — | 10 | 30 |
| | 環境資源共生科学専攻 | — | — | 7 | 21 |
| | 農業環境工学専攻 | — | — | 4 | 12 |
| | 農林共生社会科学専攻 | — | — | 4 | 12 |
| | 計 | — | — | 40 | 120 |
| 技術経営研究科 | 技術リスクマネジメント専攻 | 40 | 80 | — | — |
| | 計 | 40 | 80 | — | — |
| 合 計 | | 481 | 962 | 128 | 384 |

別表第3の1（第64条関係）

| 工 学 府 の 博 士 前 期 課 程 | | |
|-------------------------------|--|------------------------------------|
| 生命工学専攻 | 応用化学専攻 | 機械システム工学専攻 |
| 生命機能工学 応用生物学 バイオソサエティ工学 | 物質応用化学 有機材料化学 システム化学工学 物質生物計測 | システム基礎解析 設計生産システム 機械知能システム工学 |
| 物理システム工学専攻 | 電気電子工学専攻 | 情報工学専攻 |
| 量子系工学 複雑系工学 | 電気電子システム工学 電子メディア工学 環境エネルギー工学 | 情報工学 ユビキタス&ユニバーサル情報 環境 |

別表第3の2（第64条関係）

| 農 学 府 の 修 士 課 程 | | |
|-----------------|-----------|----------|
| 生物生産科学専攻 | 共生持続社会学専攻 | 応用生命化学専攻 |

| | | |
|--------------------|--------------------|-----------------------------------|
| 生産機能利用学 生産機能解析学 | 農業経営経済学 人間自然共生学 | 分子生命化学 生物機能化学 |
| 生物制御科学専攻 | 環境資源物質科学専攻 | 物質循環環境科学専攻 |
| 生物制御学 | 資源物質科学 | 環境保護学 |
| 自然環境保全学専攻 | 農業環境工学専攻 | 国際環境農学専攻 |
| 生態系計画学 森林環境学 | 生産環境工学 | 国際環境修復保全学 国際生物生産資源学 国際地域開発学 |

別表第3の3（第64条関係）

| |
|---------------------------------------|
| 生物システム応用科学府の博士前期課程 |
| 生物システム応用科学専攻 |
| 物質機能システム学 生体機構情報システム学 循環生産システム学 |

別表第4（第67条関係）

| 学 府 及 び 専 攻 | | 教育職員免許状の種類（免許教科の種類） |
|-------------|--|---|
| 工 学 府 | 生命工学専攻 応用化学専攻 機械システム工学専攻 電気電子工学専攻 | 高等学校教諭専修免許状（理科） |
| | 物理システム工学専攻 | 中学校教諭専修免許状（数学） 高等学校教諭専修免許状（数学） |
| | 情報工学専攻 | 高等学校教諭専修免許状（情報） |
| 農 学 府 | 生物生産科学専攻 共生持続社会学専攻 応用生命化学専攻 生物制御科学専攻 環境資源物質科学専攻 物質循環環境科学専攻 自然環境保全学専攻 農業環境工学専攻 国際環境農学専攻 | 理科分野 の単位を 修得した 場合 中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科） |
| | 生物生産科学専攻 共生持続社会学専攻 自然環境保全学専攻 農業環境工学専攻 国際環境農学専攻 | 農業分野 の単位を 修得した 場合 高等学校教諭専修免許状（農業） |

| | | |
|---|--------------|---------------------------------------|
| 生 物 用 シ 科 学 テ 府 ム | 生物システム応用科学専攻 | 中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科） |
|---|--------------|---------------------------------------|

別表第5の1（第68条関係）

| 工学府の博士後期課程 | | | |
|-----------------------------------|--|----------------------------------|--|
| 生命工学専攻 | 応用化学専攻 | 機械システム工学専攻 | 電子情報工学専攻 |
| 生体機能工学 応用生物学 バイオソサエテ ィ工学 | 精密分子化学 有機材料化学 システム化学工学 物質生物計測 | 機械物理工学 システム設計工学 機械知能システム工学 | 物理応用工学 電子応用工学 知能・情報工学 環境エネルギー工 学 |

別表第5の2（第69条関係）

| 生物システム応用科学府の博士後期課程 |
|---------------------------------------|
| 生物システム応用科学専攻 |
| 物質機能システム学 生体機構情報システム学 循環生産システム学 |

別表第5の3（第70条関係）

| 連合農学研究科の博士課程 | | | |
|--------------|----------|--------|--------|
| 生物生産科学専攻 | 植物生産科学 | 動物生産科学 | 生物制御科学 |
| 応用生命科学専攻 | 応用生物化学 | 生物機能化学 | |
| 環境資源共生科学専攻 | 森林資源物質科学 | 環境保全学 | |
| 農業環境工学専攻 | 農業環境工学 | | |
| 農林共生社会科学専攻 | 農林共生社会科学 | | |

別表第6（第83条関係）

| 学部及び学科 | 入学定員（人） | 収容定員（人） | 学部及び学科 | 入学定員（人） | 第90条による編入定員（人） | 収容定員（人） |
|---------------|---------|---------|--------------|---------|----------------|---------|
| 農学部 生物生産学科 | 57 | 228 | 工学部 生命工学科 | 77 | 11 | 330 |

| | | | | | | |
|------------|-----|-------|-----------|-----|----|-------|
| 応用生物科学科 | 71 | 284 | 応用分子化学科 | 46 | 5 | 194 |
| 環境資源科学科 | 61 | 244 | 有機材料化学科 | 41 | 5 | 174 |
| 地域生態システム学科 | 76 | 304 | 化学システム工学科 | 35 | 5 | 150 |
| 獣医学科 | 35 | 210 | 機械システム工学科 | 116 | 16 | 496 |
| | | | 物理システム工学科 | 56 | — | 224 |
| | | | 電気電子工学科 | 88 | 20 | 392 |
| | | | 情報工学科 | 62 | 8 | 264 |
| 計 | 300 | 1,270 | 計 | 521 | 70 | 2,224 |
| 合 計 | | | | 821 | 70 | 3,494 |

別表第7（第95条関係）

| 農 学 部 | | |
|--------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 生物生産学科 | 応用生物科学科 | 環境資源科学科 |
| 生産機能利用学 生産機能解析学 農業経営経済学 | 分子生命化学 生物機能化学 生物制御学 | 環境保護学 資源物質科学 |
| 地域生態システム学科 | 獣医学科 | |
| 生態系計画学 森林環境学 生産環境工学 人間自然共生学 | 獣医解剖学 獣医病理学 動物行動学 獣医臨床繁殖学 | 獣医生理学 獣医微生物学 獣医内科学 獣医外科学 |

| 工 学 部 | | |
|------------------------|---------------------------------|-------------------|
| 生命工学科 | 応用分子化学科 | 有機材料化学科 |
| 生体機能工学 応用生物工学 | 先端応用化学 | 有機機能材料化学 |
| 化学システム工学科 | 機械システム工学科 | 物理システム工学科 |
| 環境エネルギー化学工学 | システム基礎解析 設計生産システム | 量子システム工学 複雑系工学 |
| 電気電子工学科 | 情報工学科 | |
| 電気電子システム工学 電子メディア工学 | 情報工学 情報環境工学 言語文化コミュニケーション | |

| |
|-------|
| 教職学科目 |
| 教育学 |
| 教育心理学 |

別表第8（第98条関係） 削除

別表第9 (第103条関係)

| 学 部 及 び 学 科 | | 教育職員免許状の種類 (免許教科の種類) |
|-------------|--|---|
| 農 学 部 | 生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科 獣医学科 | 理 科 コ ー ス 中学校教諭1種免許状 (理科) 高等学校教諭1種免許状 (理科) |
| | 生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科 獣医学科 | 農 業 コ ー ス 高等学校教諭1種免許状 (農業) |
| 工 学 部 | 生命工学科 応用分子化学科 有機材料化学科 化学システム工学科 機械システム工学科 電気電子工学科 | 中学校教諭1種免許状 (理科) 高等学校教諭1種免許状 (理科) |
| | 物理システム工学科 | 中学校教諭1種免許状 (数学・理科) 高等学校教諭1種免許状 (数学・理科) |
| | 情報工学科 | 中学校教諭1種免許状 (数学) 高等学校教諭1種免許状 (情報・数学) |

別紙様式第1号（第20条関係）

誓 約 書

平成 年 月 日

東京農工大学長 殿

わたくしは、東京農工大学入学の上は、学則をはじめ諸規則を守り、学生の本分をつくして勉学することを誓約します。

本 籍（ 都・道・府・県）
学 部 学 科
学府（研究科） 学専攻
（ふりがな）
氏 名 印
年 月 日生

上記の者の貴学在学中にかかる授業料等の納入及び学生としての義務の履行について保証人として一切の責任を負います。

連帯保証人

〒□□□-□□

現住所

TEL（ ）-

学生との関係（ ）職業（ ）

（ふりがな）

氏 名 印

年 月 日生

- 1 氏名などは自分で書き、ふりがなをつけ、印を押してください。
- 2 この誓約書に記載された本籍・氏名は、今後大学で作成する書類のもととなるので、戸籍に記載されているとおり正確に書いてください。
- 3 連帯保証人は、父母兄弟又はこれに準ずる成年者としてください。
- 4 外国人留学生については、連帯保証人欄の記載は不要です。
- 5 「授業料等」とは、入学金・授業料・寄宿料です。

国立大学法人東京農工大学学位規程

平成16年4月1日
16 教 規程第22号

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び修士（専門職）とし、学位の授与に当たっては、それぞれ次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

学士（農学）

学士（獣医学）

学士（工学）

修士（工学）

修士（農学）

修士（学術）

博士（工学）

博士（農学）

博士（学術）

博士（生命科学）

技術経営修士（専門職）

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学の農学部又は工学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の工学府若しくは生物システム応用科学府の博士課程の前期2年の課程又は農学府の修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の工学府若しくは生物システム応用科学府の博士課程の後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）又は連合農学研究科の後期3年の課程のみの博士課程（以下「連合農学研究科の博士課程」という。）を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程又は連合農学研究科の博士課程の行う学位論文の審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

5 専門職学位は、技術経営研究科を修了した者に授与する。

(在学者の学位論文の提出)

第4条 在学者の学位論文は、当該学府長又は連合農学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。ただし、国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第73条第2項に該当する者にあつては、学位論文に代えて、特定の課題についての研究の成果を提出するものとする。この場合において本規程中第8条（審査の付託）、第9条（修士の学位論文の審査委員）、第12条（学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認）、第13条（審査期間）、第14条（審査結果の報告）、第15条（学府教授会等

の議決)、第16条(審査結果の報告)及び第20条(学位論文の保存)の学位論文に係る事項については、同様の扱いとする。

2 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、論文の訳文又は関係資料を提出させることができる。
(博士課程を経ない者の学位論文の提出)

第5条 第3条第4項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、論文の要旨、履歴書を添え、審査手数料(以下「手数料」という。)とともに、当該学府長又は研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 手数料の額は、別に定める。

3 学位論文の提出については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出)

第6条 本学大学院の博士後期課程又は連合農学研究科の博士課程を退学した者が学位を申請するときは、前条の規定を準用する。ただし、当該博士課程に標準修業年限以上在学し、学則第71条第1項の規定により教育を受けた上退学した者が、退学したときから3年以内に学位を申請するときは、第4条の規定を準用する。この場合において、退学したときから1年を超えたときは、手数料を納付するものとする。

(学位論文及び手数料の不返付)

第7条 受理した学位論文及び納付された手数料は、理由のいかんを問わず返付しない。

(審査の付託)

第8条 学府長又は研究科長は、第4条及び第6条ただし書の規定による学位論文を受理したときは、当該学府教授会及び連合農学研究科教授会(以下「学府教授会等」という。)にその審査を付託しなければならない。

2 学長は、第5条及び第6条本文の規定による学位論文の提出があったときは、当該学府長又は研究科長にその審査を付託するものとする。この場合において、学府長又は研究科長は、その審査を学府教授会等に付託しなければならない。

3 学府教授会等は、学位論文の審査を付託されたときは、審査委員を選出して、その審査を行う。

(修士の学位論文の審査委員)

第9条 修士の学位論文の審査委員は、当該専攻課程並びに関連する科目の研究指導を担当する教授、准教授及び講師のうちから3人以上とする。

2 審査委員には、必要に応じ、前項以外の教授、准教授及び講師を加えることができる。

(博士の学位論文の審査委員)

第10条 本学大学院の博士後期課程に在学する者(第6条ただし書に規定する者を含む。)の学位論文の審査委員は、次のとおりとする。

一 当該学生の指導教員(学則第51条第4項に規定する者をいう。)

二 論文にかかわる専門分野の当該学府及び連合農学研究科の教員(学則第51条第4項に規定する者をいう。)3人以上。ただし、生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻にあっては、うち1人以上を、指導教員(学則第51条第4項に規定する者をいう。)となり得る資格を有する早稲田大学理工学術院先進理工学研究科共同先進健康

科学専攻の教員とすること。

- 2 工学府又は生物システム応用科学府における第5条及び第6条本文に規定する博士課程を経ない者の学位論文の審査委員は、論文にかかわる専門分野の当該学府の教員5人以上とする。
- 3 前2項の審査委員には、指導教員（学則第51条第4項に規定する者をいう。）となり得る資格を有する当該学府の教員3人以上を含ませるものとする。
- 4 工学府教授会又は生物システム応用科学府教授会が必要と認めたときは、本学の他の学府、各研究科及び他の大学院等の教員等を審査委員とすることができる。

第11条 連合農学研究科の博士課程に在学する者（第6条ただし書に規定する者を含む。）の学位論文の審査委員は、論文にかかわる専門分野の連合農学研究科教員（学則第51条第2項に規定する者をいう。）5人以上とする。

- 2 連合農学研究科における第5条及び第6条本文に規定する博士課程を経ない者の学位論文の審査委員は、論文にかかわる専門分野の連合農学研究科教員5人以上とする。
- 3 前2項の審査委員には、主指導教員（学則第71条第4項に規定する者をいう。）となり得る資格を有する連合農学研究科教員3人以上を含ませるものとする。
- 4 連合農学研究科教授会が必要と認めたときは、本学の各学府、技術経営研究科及び他の大学院等の教員等を審査委員とすることができる。

（学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認）

第12条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うものとする。

- 2 第4条及び第6条ただし書の規定により申請のあった者に対する最終試験は、学位論文の審査を終えた後、学位論文を中心として関連ある科目又は専門分野等について口頭又は筆記により行うものとする。
- 3 第5条及び第6条本文の規定により申請のあった者に対する学力の確認は、学位論文の審査を終えた後、学位論文に関連ある専攻分野及び外国語について口頭又は筆記により行うものとする。

（審査期間）

第13条 第4条の規定により申請のあった者の学位論文の審査及び最終試験は、申請者の在学中に終了するものとする。

- 2 第5条及び第6条の規定により申請のあった者の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、学位論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、学府教授会等の議を経てその期間を延長することができる。

（審査結果の報告）

第14条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、直ちに、論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨を学府教授会等に文書をもって報告しなければならない。

（学府教授会等の議決）

第15条 学府教授会等は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を議決する。

- 2 前項の可決を行うには、修士の学位にあつては出席者の3分の2以上、博士の学位にあつては出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

（審査結果の報告）

第16条 学府長又は研究科長は、学府教授会等が学位を授与するものと議決した者の氏名に次の事項を記載した書類を添えて学長に報告しなければならない。

一 論文審査の要旨

二 最終試験の結果の要旨

三 博士の場合は、学位論文及び同論文の要旨

四 第3条第4項の規定による博士の場合は、第1号及び第3号のほか学力の確認の結果の要旨

2 学府長又は研究科長は、学府教授会等が第5条及び第6条本文の規定により申請のあった者に学位を授与できないと議決したときは、その旨を学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第17条 学長は、前条の報告に基づき学位を授与すると決定した者又は専門職学位課程を修了した者には学位記を交付し、学位を授与できないと決定した者にはその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨及び審査要旨の公表)

第18条 本学が博士の学位を授与したときは、その授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承諾を受けて、当該論文の全文にかえてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位論文の保存)

第20条 学位の授与の基礎となった学位論文の正本は、本学図書館で保存するものとする。ただし、修士(農学)の学位論文は、当該論文に係る講座で保存するものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者は、その学位の名称を用いるときは、「東京農工大学」と付記するものとする。ただし、共同教育課程に係る学位については、当該共同教育課程を構成するすべての大学名を付記するものとする。

(学位の取消)

第22条 学位を授与された者が、不正の方法により、学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、学府教授会等又は技術経営研究科教授会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 学府教授会等が前項の決定をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第23条 学士、修士、博士及び修士（専門職）の学位記の様式は、別表1から別表14までのとおりとする。

（学位授与年月日）

第24条 学位記の授与年月日は、学長がこれを授与する日とする。

（学位記の再交付）

第25条 学位記の再交付を受けようとする者は、事由を付して学長に願い出なければならない。

（その他）

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、各学部、各学府及び各研究科において別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（19教規程第3号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（19教規程第19号）

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（22教規程第6号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表1 (第23条関係)

| | | | | | | | | | |
|----------|--------------------|-----------------------|-------------|---------------|------------------------|--------------|---|--------------------------|----------|
| 学農第 号 | 東京農工大学長 氏名 印 | 東京農工大学農学部長 氏名 印 | 年 月 日 | 士(農学)の学位を授与する | 所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学 | 本学 農学部 ○○○ 科 | 印 | 本籍地(都道府県名) 氏名 生年月日 | 卒業証書・学位記 |
|----------|--------------------|-----------------------|-------------|---------------|------------------------|--------------|---|--------------------------|----------|

別表2 (第23条関係)

| | | | | | | | | | |
|----------|--------------------|-----------------------|-------------|----------------|------------------------|--------------|---|--------------------------|----------|
| 学獣第 号 | 東京農工大学長 氏名 印 | 東京農工大学農学部長 氏名 印 | 年 月 日 | 士(獣医学)の学位を授与する | 所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学 | 本学 農学部 獣医学 科 | 印 | 本籍地(都道府県名) 氏名 生年月日 | 卒業証書・学位記 |
|----------|--------------------|-----------------------|-------------|----------------|------------------------|--------------|---|--------------------------|----------|

別表3 (第23条関係)

| | |
|------------------------|------------|
| 卒業証書・学位記 | |
| 印 | 本籍地(都道府県名) |
| 生 | 氏名 |
| 年 | 名 |
| 月 | |
| 日 | |
| 本学 | 工学部 |
| ○○○ | 科 |
| 所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学 | |
| 士(工学)の学位を授与する | |
| 年 | 月 |
| 日 | |
| 東京農工大学工学部長 | 氏名 |
| 印 | |
| 東京農工大学長 | 氏名 |
| 印 | |
| 学 | 号 |
| 工 | |
| 第 | |
| 号 | |

別表4 (第23条関係)

| | |
|------------------------|------------|
| 学位記 | |
| 印 | 本籍地(都道府県名) |
| 生 | 氏名 |
| 年 | 名 |
| 月 | |
| 日 | |
| 本学大学院工学府○○専攻の博士課程の前期の | |
| 課程を修了したので修士(○○)の学位を授与す | |
| る | |
| 年 | 月 |
| 日 | |
| 東京農工大学 | |
| 修 | 号 |
| 工 | |
| 第 | |
| 号 | |

別表5 (第23条関係)

| | | | | | | |
|----------|---|-------------|--------|-----|--------------------------|--|
| 修農第 号 | 印 | 年 月 日 | 東京農工大学 | 学位記 | 本籍地(都道府県名) 氏名 生年月日 | 本学大学院農学府○○専攻の修士課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する |
|----------|---|-------------|--------|-----|--------------------------|--|

別表6 (第23条関係)

| | | | | | | |
|----------|---|-------------|--------|-----|--------------------------|--|
| 修生第 号 | 印 | 年 月 日 | 東京農工大学 | 学位記 | 本籍地(都道府県名) 氏名 生年月日 | 本学大学院生物システム応用科学府○○○○○○○○○○専攻の博士課程の前期の課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する |
|----------|---|-------------|--------|-----|--------------------------|--|

別表7 (第23条関係)

| | | | | |
|-----|--------------------------|--|----------------------|-----------|
| 学位記 | 学籍地(都道府県名) 氏名 生年月日 | 本学大学院工学府〇〇専攻の博士課程を修了 したので博士(〇〇)の学位を授与する | 印 年 月 日 東京農工大学 | 博士甲第 号 |
|-----|--------------------------|--|----------------------|-----------|

別表8 (第23条関係)

| | | | | |
|-----|--------------------------|---|----------------------|-----------|
| 学位記 | 学籍地(都道府県名) 氏名 生年月日 | 本学に学位論文 題名〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 を提出し所定の審査及び試験に合格したので 博士(〇〇)の学位を授与する | 印 年 月 日 東京農工大学 | 博士乙第 号 |
|-----|--------------------------|---|----------------------|-----------|

別表 1 1 (第 2 3 条関係)

| | | | | | | | | | | |
|-----------|---|-------------|--------|----------------|----------------------------|------------------------|------------------|--------|------------|-------------|
| 博士甲第 号 | 印 | 年 月 日 | 東京農工大学 | 博士(〇〇)の学位を授与する | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇専攻の博士課程を修了したので | 本学大学院生物システム応用科学府〇〇〇〇〇〇 | 生 年 月 日 | 氏 名 | 本籍地(都道府県名) | 学 位 記 |
|-----------|---|-------------|--------|----------------|----------------------------|------------------------|------------------|--------|------------|-------------|

別表 1 2 (第 2 3 条関係)

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|-------------|--------|----------------|----------------------|---------|----------------|------------------|--------|------------|-------------|
| 博士乙第 号 | 印 | 年 月 日 | 東京農工大学 | 博士(〇〇)の学位を授与する | を提出し所定の審査及び試験に合格したので | 本学に学位論文 | 題名〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 生 年 月 日 | 氏 名 | 本籍地(都道府県名) | 学 位 記 |
|-----------|---|-------------|--------|----------------|----------------------|---------|----------------|------------------|--------|------------|-------------|

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学学則第82条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学（以下、「本学」という。）農学部及び工学部の各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明確にする。

(農学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第2条 農学部においては、農学、生命科学、環境科学、獣医学分野の諸問題の解決と持続発展可能な社会の形成に資するため、広く知識を授けるとともに専門の学芸を教授し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させて優れた能力を有する人材を養成することを目的とし、各学科については、次のとおりとする。

| 学科名 | 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的 |
|------------|--|
| 生物生産学科 | 日本および世界の農業を広く深く理解するとともに、農業に関わる最先端の科学と技術に関する知識を身につけ、生産環境、植物生産、動物生産および農業経営経済の分野において優れた基礎的・応用的能力を有する、広い視野に立つ人材を養成する。この目的を達成するため、前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。 |
| 応用生物科学科 | 分子生命化学、生物機能化学、生物制御学などのバイオサイエンス・バイオテクノロジーの分野において優れた基礎的・応用的能力を有する、広い視野に立つ人材を養成する。この目的を達成するため、前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。 |
| 環境資源科学科 | 人類が地球環境と調和して生きていくための科学技術を創成することを目指し、生物学、化学、物理学などの自然科学に関する基礎学力を身につけ、環境や資源に関する問題解決に貢献しうる洞察力と探究心をそなえた人材を養成する。この目的を達成するため、前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。 |
| 地域生態システム学科 | 森林・農村・都会を連続した地域と捉え、農の営みや自然と人間活動の多様な関係を対象として、自然科学と人文社会科学の協働による地域管理・計画に関する知識を身につけ、企業・研究機関・行政機関・地域社会における問題解決型の有能な人材を養成する。この目的を達成するため、前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。 |
| 獣医学科 | 動物の疾病の治療や予防、生命科学、安全な動物性食品の確保など、多岐にわたる分野で社会に貢献できる優れた人材を養成する。この目的を達成するため、前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。 |

(工学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第3条 工学部においては、工学分野の科学技術に関する基礎及び専門的知識・技術を教授し、解決すべき諸問題の本質を見抜く能力の涵養とそれらを持続可能な社会の実現に生かすことのできる幅広い教養と専門知識を有する人材を養成することを目的とし、各学科については、次のとおりとする。

| 学科名 | 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的 |
|-------|-------------------------------------|
| 生命工学科 | 最先端の生命工学分野において、研究者・専門技術者・職業人として社会の二 |

| | |
|-----------|--|
| | ーズに即応しながら中核で活躍できる人材を養成するための基礎教育を行う。また物事を論理的に思考する能力を養い、国内外での学会発表等におけるコミュニケーション能力を身につけさせる。 |
| 応用分子化学科 | 自然、生命、環境、エネルギーに関連した諸問題を解決し発展させるため、これらを原子、分子レベルで理解し、制御し、応用する能力を持ち、最先端の化学の中で活躍できる基礎力と創造性を持つ人材を育成する。 |
| 有機材料化学科 | 有機材料の本質を分子レベルおよび分子集合体レベルで洞察する能力を有し、高機能性と安全性・低環境負荷性の両立が可能な材料を自由に設計・合成・解析できる研究者および技術者を養成するために、化学を軸に物理学をも含めた材料科学指向の体系的な基礎・専門教育を行う。 |
| 化学システム工学科 | 化学工学の基礎から専門までの知識を幅広く修得させ、地球、環境、エネルギー、新素材、生命、情報、社会システム等をキーワードに、新しい化学システムを創造することができ、かつ国際的な視野で活躍ができるケミカルエンジニアを育成する。 |
| 機械システム工学科 | 環境と調和し時代を超える"Unique & Best"なハイパーマシンを創造する人材を育成すべく、数学・物理を基礎として機械工学全般にわたる基盤教育を推進する。知的好奇心、洞察力と創造力、社会性と倫理観、経営センス、語学力と国際性を発揮して世界で活躍する技術者を理想像とする。 |
| 物理システム工学科 | 物理学を基礎から体系的に学び、その基本原理を習得するとともに、論理的思考能力を培うことで、多様化し複雑化する工学的課題に対して、物理学的視点・方法から問題を発見・分析して、その解決の方策を実践的に展開させる能力を持つ人材の養成を目的とする。 |
| 電気電子工学科 | 現代社会の持続的発展に不可欠な電気電子工学分野の基盤技術を支え、国際的に産業技術の進展に貢献できる人材を養成することを教育の目的とする。そのために、新しい素子・材料の創出をベースとした先端的な電気電子システムの構築、並びに、人間・環境と機械の間の情報交換をおこなうための電子メディア技術の創出に必要な教育研究を行う。 |
| 情報工学科 | 実験や演習を通して「作」ることを経験し、新しい情報システムを「創」り出し、さらに「造」りあげる誇りと喜びを見い出しつつ、《創・造・作》の修得を目的とする。この理念に基づき、計算機の動作原理から最先端技術の実現方式に至るまで把握でき、研究者・技術者として第一線で活躍できる人材を養成する。 |

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

東京農工大学大学院における教育研究上の目的に関する規程

平成19年4月1日

19 教 規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学学則第45条第2項、第46条第2項及び第46条の2第2項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学（以下、「本学」という。）大学院修士課程、博士課程及び専門職学位課程の各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明確にする。

(工学府における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第2条 工学府においては柔軟な発想力と確かな知識を持ち、独創的な「ものづくり」ができる学生及び高い倫理観と本質を見抜く卓越した能力を有する技術者・研究者の養成を目的とし、各専攻については、次のとおりとする。

| 専攻名 | 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的 |
|------------|--|
| 生命工学専攻 | 最先端の生命工学の専門家として、現在社会のニーズに即応して活動でき、新たなニーズの発掘とシーズの発見能力に富んだ、研究者・専門家・職業人として社会の中核で活躍できる人材を養成する。また国際性、コミュニケーション能力、国内外の学会発表や論文発表ができる能力を身につけさせる。 |
| 応用化学専攻 | 持続型社会の形成に貢献するべく、資源・エネルギー・素材/材料・地球環境に関連する化学・技術的諸問題を解決し、先導的役割を果たす高度専門的指導能力を有する人材の養成を目的とし、さらにはその成果をもって全世界の平和と福祉に寄与する。 |
| 機械システム工学専攻 | 物理・数学及び機械工学の専門知識と応用力を身につけ、環境と調和する Unique & Best な機械システムの理想像を追求し、国際社会と世界の文化に関して深い理解と洞察ができ、豊かなコミュニケーション能力で国際的に活躍できる人材の養成を目的とする。 |
| 物理システム工学専攻 | 高度な物理の基礎と専門教育により、各専門分野の研究・開発の現状、その概念・方法を学ぶとともに高い論理的思考能力を培い、直面する課題に対して物理学的視点・方法から問題を発見・分析して、その解決方策を実践的に展開させる能力を持つ人材の養成を目的とする。 |
| 電気電子工学専攻 | 現代社会の根幹を支える電気電子工学の先端技術動向及び関連する専門知識を修得させるとともに、各専門分野の研究活動参画や企業活動への共同参画を通じて、社会的ニーズに基づいた実践的な研究開発能力を有する、電気電子工学技術の発展に寄与する人材を養成する。 |
| 情報工学専攻 | 情報工学に関する深い知識に基づき、新しい情報理論・概念を創造し、より完成度の高いシステムを造り上げていく高度な能力を持つ人材の養成を目的とする。その目的の達成のため、自らの手で研究開発を推進する実践型教育を重要視するとともに、対外発表等を通じて学際性や国際性を涵養する。 |
| 電子情報工学専攻 | 物理学、電気電子工学、情報工学の各分野の先導的な学識を教授し、また自立した研究者に相応しい課題発掘能力、実践的研究能力、技術開発の展開能 |

| | |
|--|---|
| | 力、国際性と情報発信能力、社会的ニーズに対する柔軟性などを涵養して、当該分野や分野横断的な未知の課題の解決に対応し得る人材を養成する。 |
|--|---|

(農学府における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第3条 農学府は、農学、生命科学、環境科学分野の諸課題の解決と持続発展可能な社会の形成に資するため、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を有する人材を養成し、各専攻については、次のとおりとする。

| 専攻名 | 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的 |
|------------|---|
| 生物生産科学専攻 | 食料生産技術と環境保全の調和、持続的な生物生産の確立、食料自給率向上や安定供給、動植物の生産機能の解明、バイオマス利活用技術の開発等に貢献する能力を有する、広い視野に立つ専門家及び研究者を養成する。この目的を達するため前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。 |
| 共生持続社会学専攻 | 人文社会科学分野において、農学諸分野の科学技術を理解し、企画・課題遂行・調整などに卓越した能力を有する、広い視野に立つ専門家及び研究者を養成する。この目的を達するため共生人間学・環境社会関係学・食糧環境経済学の専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。 |
| 応用生命化学専攻 | 生体分子化学、生理生化学、分子生物学、環境老年学などの生命機能を理解し応用する専攻分野において卓越した能力を有する、広い視野に立つ専門家及び研究者を養成する。この目的を達するため前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。 |
| 生物制御科学専攻 | 植物、微生物、昆虫などの生物の制御及び生物間相互作用に関する研究分野において卓越した能力を有する、広い視野に立つ専門家及び研究者を養成する。この目的を達するため前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。 |
| 環境資源物質科学専攻 | 環境資源物質科学分野において卓越した能力を有する、広い視野に立つ専門家及び研究者を養成する。特に資源物質の構造解析や機能、利用技術、環境への影響・負荷の低減化に寄与できる人材を育成する。この目的を達するため前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。 |
| 物質循環環境科学専攻 | 環境化学及び環境生物学分野において卓越した能力を有する、広い視野に立つ専門家及び研究者を養成する。この目的を達するため前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。 |
| 自然環境保全学専攻 | 野生生物、山地・森林、都市及び人間を対象にして、自然環境の持続的利用と保護及び回復に関わる自然環境保全学分野において卓越した能力を有する、広い視野に立つ専門家及び研究者を養成する。この目的を達するため前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。 |
| 農業環境工学専攻 | 農学と工学の手法を駆使して、海外も含めた農山村地域の発展に貢献し、持続的食料生産システムや地域環境整備を行う農業環境工学分野において卓越した能力を有する、広い視野に立つ専門家及び研究者を養成する。この目的を達するため前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。 |

| | |
|----------|---|
| 国際環境農学専攻 | 学際的な環境農学分野において、国際的視野を持ち、諸外国の文化を理解し、国際社会において指導的立場で活躍できる専門家及び研究者を養成する。この目的を達するために前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。 |
|----------|---|

(生物システム応用科学府における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第4条 生物システム応用科学府における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

| 専攻名 | 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的 |
|--------------|---|
| 生物システム応用科学専攻 | 生物あるいは生態系システムを持つ柔軟性の本質を抽出し、システム化して、新たな生産に結びつける「生物システム応用科学」を教育、研究する。 博士前期課程2年、博士後期課程3年の一貫教育を通して、広い視野と高度に専門的な「生物システム応用科学」の知識と技術を有する人材を養成するとともに、自立して研究活動を行うことができ、国際的な視野を持つ研究者を育成する。さらに、社会的要請に対応して、すでに実社会で活躍している専門技術者の再教育(社会人教育)を積極的に展開する。 |
| 共同先進健康科学専攻 | 早稲田大学との共同大学院として、博士後期課程3年の大学院共同教育課程を編成し、“健康”を先進的な科学技術に立脚した学問領域として教育、研究する。 1) 生命科学 2) 食科学 3) 環境科学の3つの分野を柱として、両大学の特性を生かした幅広い教育プログラムを通して、健康科学に関わる科学技術の先進的融合型教育を実施することにより、高度なコミュニケーション能力・国際性・問題解決能力・探求能力を有し、学術界のみならず産業界で活躍できる研究者を養成する。 |

(連合農学研究科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第5条 連合農学研究科においては日本及びアジアでの中核的な博士課程大学院としての発展を目指し、広い視野から生物生産科学、応用生命科学、環境資源共生科学、農業環境工学、農林共生社会科学に関する高度な専門知識、理解力、洞察力、実践力を獲得できる創造的で機能性に富んだ教育を追求し、総合的判断力を備え、国際社会に貢献できる高度専門職業人や研究者を養成することを目的とし、各専攻については、次のとおりとする。

| 専攻名 | 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的 |
|------------|--|
| 生物生産科学専攻 | 作物及び家畜・家蚕の生理・生態、遺伝育種及び作物と病害虫、作物と雑草との相互作用を科学的に解析して、人類の生存に不可欠な持続可能な生物生産のための基盤を確立するとともに、植物生産科学、動物生産科学、生物制御科学に関する基礎から応用まで総合的な教育と研究を行う。 |
| 応用生命科学専攻 | 生命現象の根源をなす生体反応を解析して、人類の生存に必要な物質生産のための基盤を確立するとともに、その応用、開発を行うことを目的とし、生物資源や生物機能の活用、生物素材の保存に関する科学と技術について総合的な教育と研究を行う。 |
| 環境資源共生科学専攻 | 地球上の生物資源と人間活動の場を科学的に解明し、資源の効率的な生産とその保全、地球環境の保全と自然保護の科学を総合的に考究することで、人 |

| | |
|------------|---|
| | 類が持続的に生きていくために必要な生物圏の科学を、総合的な見地から有機的に関連させつつ教育と研究を行う。 |
| 農業環境工学専攻 | 農業生産の基盤となる農地の土と水に関する工学、地域の水利用と水質管理及び水環境の保全に関する工学、地域資源の保全と地域の環境計画、農業生産の最適化と効率化に関するシステム工学、作物や家畜の生産及び生産物の加工流通における環境制御工学等に関する研究を通して、これからの持続的且つ環境保全的な農業生産を支える工学技術分野について、基礎から応用までの総合的な教育と研究を行う。 |
| 農林共生社会科学専攻 | 人間と自然との共生のあり方、共生持続型社会システムのあり方、効率的で環境保全的な農業生産を可能とする経営組織のあり方、資源循環型食料生産・流通とそれを可能とする地域社会システムのあり方、農業生産から消費に至る全過程（フードシステム）における主体のあり方、農業に関わる資源及び農産物等に関する所有・流通・分配のあり方、等の社会経済的諸課題を究明できる総合的な教育と研究を行う。 |

(技術経営研究科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第6条 技術経営研究科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

| 専攻名 | 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的 |
|---------------|--|
| 技術リスクマネジメント専攻 | 「よき企業人」の育成を主眼とし、企業活動を取り巻く技術リスクの最小化に配慮しながら先端技術を活用・展開してビジネスの創出ができる実践的能力を持つ技術経営管理者層、及び関連分野におけるコンサルタントと官公庁等において施策立案できる人材の育成を目的とする。 |

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (22教規程第1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

国立大学法人東京農工大学における早期卒業に関する規程

平成16年4月7日
16 教 規程第21号

(目的)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の3及び国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第105条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）における早期卒業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で、早期卒業とは、3年以上在学し、学則等で定める卒業の要件を満たした場合に認証することができる卒業をいう。

(対象者)

第3条 早期卒業の対象となる者は、本学に3年以上在学し、学則第98条に規定する単位を特に優秀な成績で修得したと認められる者でなければならない。ただし、農学部獣医学科の学生又は学則第85条、第88条、第93条及び第99条のいずれかの規定に該当する者は、対象とならない。

(早期卒業予定者の認定)

第4条 2年次後学期までの全学期において、学部で別に定める授業科目の履修登録単位数の上限に関する規則により成績優秀者として認定された者で、早期卒業を希望する者は、3年次前学期開始時の所定期間に、所属学科の学科長（以下「学科長」という。）を経て、当該学部長（以下「学部長」という。）に申請するものとする。

2 申請者の所属学部教授会（以下「教授会」という。）は、第1項の申請に基づき、学部で別に定める早期卒業予定者の認定基準に従い、早期卒業制度適用の適否について厳密に審査しなければならない。

3 学部長は、前項の規定により早期卒業を予定することを認定した者（以下「早期卒業予定者」という。）には、その旨及び早期卒業の要件等を書面により通知するものとする。

(卒業の認定)

第5条 学部長は、早期卒業予定者について、3年次後学期の終わりに学部で別に定める早期卒業認定基準に従い、教授会の議を経て、当該学科の課程を修了したことを認定する。

(卒業の時期)

第6条 学長が早期卒業を認証する時期は、3年次後学期終了時とする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、学部において別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

国立大学法人東京農工大学研究生規程

平成16年4月7日
16 教 規程第12号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京農工大学学則(以下「学則」という。)第32条第2項の規定に基づく研究生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 研究生として入学することのできる時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情のあるときは、これによらないことができる。

(入学資格)

第3条 研究生として入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を希望する教員の承認を得て次の書類に所定の検定科を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

一 入学願書(本学所定の様式による)

二 履歴書(同上)

三 最終学校の卒業証明書

四 成績証明書

五 健康診断書(同上)

六 会社等に在職している者は、その所属長の承諾書及び個人的研究のため教員の指導を受けることを希望するものである旨を記載した本人の確約書(同上)

2 日本国に在住する外国人志願者は、前項各号の書類のほか外国人登録原票記載事項証明書を添付しなければならない。

3 日本国以外に居住している外国人志願者は、第1項各号の書類のほか、本人の所属長又は出身若しくは在学中の学校の指導教員等の推薦書及び在学に係る学費・滞在費等の支弁能力を証明する書類を添付しなければならない。

(入学者の選考)

第5条 前条の入学志願者については、当該学府教授会又は学部教授会(以下「教授会」という。)がそれぞれ選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、次の書類を提出するとともに、所定の授業料及び入学料を納付しなければならない。

一 誓約書(本学所定の様式による)

二 その他本学の指定する書類

2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(指導教員)

第7条 研究生には、研究事項に応じて、指導教員を置く。

2 研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(研究期間)

第8条 研究期間は、2年以内とする。ただし、当該研究課題についての研究を予定期間を超えて継続する必要があるときは、指導教員を経て、研究期間延長願(本学所定の様式による)を当該学府長又は学部長(以下「学府長等」という。)に提出するとともに所定の授業料を納付し、許可を受けて、これを延長することができる。

2 前項ただし書に基づく期間の延長は、当該教授会の議を経て、当該学府長等が許可する。

(退学)

第9条 研究期間中に退学しようとする者は、事由を記載して当該学府長等を経て学長に申し出て、その許可を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は、当該教授会の議を経て、学長が退学を命ずることがある。

一 授業料を滞納し、督促してもなお納入しない者

二 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があると認められる者

三 疾病その他の事由によって、成業の見込みがないと認められる者

(修了)

第10条 研究生は、その研究期間を終えたときは、研究の概要を記載した研究報告書を指導教員を経て、当該学府長等に提出しなければならない。

(研究証明書の交付)

第11条 学府長等は、研究期間を終えた者から申し出があったときは、研究課題及び研究期間を記載した研究証明書を交付することができる。

(授業料等の額及び授業料の納付時期)

第12条 研究生の授業料、入学料及び検定料の額は、国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程に定めるところによる。

2 第6条に定める入学手続き時に納付すべき授業料は、入学年度における研究期間が6月以上であるときは6月分に相当する額、研究期間が6月未満であるときは当該期間分に相当する額とする。

3 第8条ただし書きに定める研究期間延長の申請時に納付すべき授業料は、延長開始月の属する年度における研究期間が6月以上であるときは6月分に相当する額、延長期間が6月未満であるときは当該期間分に相当する額とする。

4 前2項に定めるもののほか、入学後又は研究期間延長後の各年度に納付すべき

授業料は、6月分ごとに本学の指定する日までに納付しなければならない。ただし、各年度における研究期間（当該年度の授業料の一部を納付している場合は、既納の授業料分に相当する期間を除く。）が、6月未満であるときは当該期間分に相当する額を納付するものとする。

（納付した授業料等）

第13条 納付した授業料、入学料及び検定料は返付しない。ただし、授業料を納付した者が、研究期間の開始月の前月末日までに、入学辞退又は研究期間の延長の取り消しを申し出て許可された場合は、当該授業料相当額を返付する。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（17 教 規程第7号）

この規程は、平成17年2月7日から施行する。

国立大学法人東京農工大学博士特別研究生規程

平成18年3月20日

18 教 規程第15号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京農工大学学則(以下「学則」という。)第32条の2第2項の規定に基づく博士特別研究生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 博士特別研究生として入学することのできる時期は、博士課程の修了の翌月とする。

(入学資格)

第3条 博士特別研究生として入学できる者は、本学の学府又は研究科の博士(後期)課程を修了後、引き続き当該学府又は研究科において研究を志願する者とする。

(入学の出願)

第4条 博士特別研究生として入学を志願する者は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を希望する教員の承認を得て次の書類に所定の検定科を添えて所定の期日までに当該学府又は研究科の長(以下「学府長等」という。)に出願しなければならない。

一 入学願書(本学所定の様式による)

二 履歴書(本学所定の様式による)

三 博士(後期)課程修了見込証明書

四 成績証明書

五 健康診断書(本学所定の様式による)

2 日本国に在住する外国人志願者は、前項各号の書類のほか外国人登録原票記載事項証明書を添付しなければならない。

(入学者の選考)

第5条 前条の入学志願者については、当該学府教授会又は研究科教授会(以下「教授会」という。)がそれぞれ選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、次の書類を提出しなければならない。

一 誓約書(本学所定の様式による)

二 その他本学の指定する書類

2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(指導教員)

第7条 博士特別研究生には、研究課題に応じて、指導教員を置く。

2 博士特別研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(研究期間)

第8条 研究期間は、1年以内とし、期間の延長は認めない。ただし、当該学府長等が、特別の事情があると認めたときは、当該教授会の議を経て、更に1年以内
に限り、その期間を延長することができる。

(授業料及び入学料)

第9条 博士特別研究生については、授業料及び入学料は、徴収しない。

(退学)

第10条 研究期間中に退学しようとする者は、事由を記載して当該学府長等を経て学長に申し出て、その許可を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は、当該教授会の議を経て、学長が退学を命ずることがある。

一 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があると認められる者

二 疾病その他の事由によって、成業の見込みがないと認められる者

(研究報告)

第11条 博士特別研究生は、その研究期間を終えたときは、研究の概要を記載した研究報告書を指導教員を経て、当該学府長等に提出しなければならない。

(研究証明書の交付)

第12条 学府長等は、研究期間を終えた者から申し出があったときは、研究課題及び研究期間を記載した研究証明書を交付することができる。

(検定料の額)

第13条 博士特別研究生の検定料の額については、国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程に定めるところによる。

(納付した検定料)

第14条 納付した検定料は、返付しない。

附 則

この規程は、平成18年3月27日から施行し、平成18年3月1日から適用する。この場合において、「本学の学府」とあるのは、「本学の教育部」と、「当該学府」とあるのは、「当該教育部」と、「学府長等」とあるのは、「教育部長等」と、「当該学府教授会」とあるのは、「当該教育部教授会」と、「当該学府長等」とあるのは、「当該教育部長等」と、それぞれ同年3月31日までの間に限り、読み替えるものとする。

国立大学法人東京農工大学科目等履修生規程

平成16年4月7日

16 教 規程第13号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京農工大学学則(以下「学則」という。)第33条第2項の規定に基づく科目等履修生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(科目等履修生の履修区分)

第2条 科目等履修生の履修区分は、次によるものとする。

- 一 特定の授業科目の単位取得を目的とする履修(科目登録制)
- 二 コースとして設定された複数の授業科目の単位取得を目的とする履修(コース登録制)

(入学の時期)

第3条 科目等履修生として入学することのできる時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情のあるときは、これによらないことができる。

(入学資格)

第4条 学部の科目等履修生として入学することのできる者は、学則第87条に定めるところによる。

- 2 大学院の科目等履修生として、入学することのできる者は、学則第56条に定めるところによる。

(教職に関する授業科目の履修資格)

第5条 教職に関する授業科目を履修しようとする者は、原則として、本学を卒業した者又は本学の大学院において修士の学位を取得した者でなければならない。

(入学の出願)

第6条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の書類に所定の検定料を添えて所定の期日までに願出しなければならない。

- 一 入学願書(本学所定の様式による)
- 二 履歴書(同上)
- 三 最終学校の卒業証明書
- 四 健康診断書(同上)

- 2 日本国に在住する外国人志願者は、前項各号の書類のほか、外国人登録原票記載事項証明書を添付しなければならない。

- 3 日本国以外に居住している外国人志願者は、第1項各号の書類のほか、本人の所属長又は出身若しくは在学中の学校の指導教官等の推薦書及び在学に係る学費・滞在費等の支弁能力を証明する書類を添付しなければならない。

(入学者の選考)

第7条 前条の入学志願者については、当該学府教授会、技術経営研究科教授会又

は学部教授会（以下「教授会」という。）がそれぞれ選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第8条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに次の書類を提出するとともに所定の授業料及び入学料を納付しなければならない。

一 誓約書（本学所定の様式による）

二 その他本学の指定する書類

2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

（履修期間）

第9条 履修期間は、当該学期又は学年の終りまでとする。ただし、第11条の規定により、履修期間の更新を許可された場合はこの限りでない。

（履修科目の追加）

第10条 学年の始めに科目等履修生として入学した者が、後学期から新たな授業科目を追加して履修したいときは、所定の期日までに履修科目追加願（本学所定の様式による。）を当該学部長、技術経営研究科長又は学部長（以下「学部長等」という。）に提出し、その許可を受けて、これを履修することができる。

2 履修科目の追加は、当該教授会の議を経て、当該学部長等が許可する。

（履修期間の更新）

第11条 科目等履修生として在学している者が、履修期間終了後、引き続き在学し、履修したいときは、所定の期日までに履修期間更新願（本学所定の様式による。）を当該学部長等に提出し、その許可を受けて、これを履修することができる。

2 履修期間の更新は、当該教授会の議を経て、当該学部長等が許可する。

（試験及び単位の授与）

第12条 試験及び単位の授与については、学則第29条の規定を準用する。

（退学等）

第13条 履修期間中に退学しようとする者は、事由を記載して当該学部長等を経て、学長に申し出てその許可を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は、当該教授会の議を経て、学長が退学を命ずることがある。

一 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があると認められる者

二 疾病その他の事由によって、成業の見込みがないと認められる者

（授業料等の額及び授業料の納付時期）

第14条 科目等履修生の授業料、入学料及び検定料の額は、国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程に定めるところによる。

2 前項の授業料は、入学手続きの時に納付し、又は履修科目の追加若しくは履修期間を更新する時に納付しなければならない。

（納付した授業料等）

第15条 納付した授業料、入学料及び検定料は返付しない。ただし、授業料を納付した者が、履修開始月の前月末日までに入学辞退、一部科目等履修の取り消し及び履修期間の更新の取り消しを申し出て許可された場合は、当該授業料相当額を返付する。

(履修科目が他の学府等にわたる場合の取扱い)

第16条 1人の科目等履修者の履修科目が他の学府、技術経営研究科又は学部(以下「学府等」という。)にわたる場合は、履修科目の多い学府等(以下「主たる学府等」という。)の科目等履修生として取り扱い、他の学府等に関連する事項は、主たる学府等が関係学府長等と協議して処理するものとする。

(修了証明書)

第17条 第2条に規定するコース登録制により受入れた科目等履修生が第12条の規定に基づき単位を修得し、当該コースを修了したときは、当該学府長等は修了証明書を交付するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(16 教 規程第81号)

この規程は、平成16年12月27日から施行する。

国立大学法人東京農工大学外国人留学生規程

平成16年4月7日

16 教 規程第14号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 国費外国人留学生（第3条－第17条）
- 第3章 私費外国人留学生（第18条－第26条）
- 第4章 雑則（第27条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第34条第2項の規定に基づく外国人留学生の取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程で外国人留学生とは、日本の国籍を有しない者で、大学入学を目的として入国許可を受けて入国し、本学に入学を許可された者をいう。

2 外国人留学生を分けて、国費外国人留学生及び私費外国人留学生とする。

- 一 国費外国人留学生とは、「国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定・昭和29年4月1日外務大臣承認）」の定めによる者をいう。
- 二 私費外国人留学生とは、前号以外の者をいう。

第2章 国費外国人留学生

（国費外国人留学生の区分）

第3条 国費外国人留学生を分けて、国費学部留学生、国費大学院留学生及び国費研究留学生とする。

- 一 国費学部留学生とは、学部 に在学する者をいう。
- 二 国費大学院留学生とは、大学院 に在学する者をいう。
- 三 国費研究留学生とは、学部又は大学院において特定の事項について、研究を行う者をいう。

（在学期間）

第4条 国費外国人留学生の在学期間は、次のとおりとする。

- 一 国費学部留学生 4年以内（農学部獣医学科にあつては、6年以内）
- 二 国費大学院留学生 3年以内（修士課程又は博士前期課程にあつては、2年以内）
- 三 国費研究留学生 2年以内

2 文部科学大臣が特別な事情があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、必要な期間を延長することができる。

(入学者の選考)

第5条 国費学部留学生、国費大学院留学生及び国費研究留学生の選考は、文部科学大臣が行う。

2 学長は、文部科学大臣が選定した者で、本学に入学を志望する者について、文部科学大臣から受入れの協議があったときは、学部にあつては当該学部の教授会の議を経て、学府にあつては当該学府教授会又は連合農学研究科教授会(以下「学府教授会等」という。)の議を経て受入れの可否を決定する。

3 学長は、前項の結果を、文部科学大臣に通知するものとする。

(入学手続)

第6条 前条の選考の結果に基づき、文部科学大臣から本学が留学生として受入れる旨の通知を受けた者は、本学に出頭し、その指示に従うとともに所定の期日までに、次の書類を提出しなければならない。

- 一 誓約書(本学所定の様式による)
- 二 外国人登録原票記載事項証明書
- 三 その他本学の指定する書類

第7条 学長は、前条の手続きを完了した者に入学を許可する。

(収容定員の取扱い)

第8条 国費外国人留学生は、学部又は大学院の収容定員の枠外として入学させる。

(指導教員)

第9条 国費外国人留学生の修学及び研究を指導するために指導教員を置く。

(教育課程及び履修方法)

第10条 国費外国人留学生は、国費学部留学生にあつては、各学部教育規則の定めるところにより、国費大学院留学生にあつては、各学府教育規則又は連合農学研究科教育規則の定めるところによりそれぞれの教育課程を履修しなければならない。ただし、国費学部留学生にかかる教養科目の履修については、国立大学法人東京農工大学外国人留学生等の教養科目履修の特例に関する規程の定めによることができる。

2 国費研究留学生の研究方法等については、国立大学法人東京農工大学研究生規程(以下「研究生規程」という。)の定めるところによる。

(転学部・転学科等)

第11条 国費学部留学生の転学部及び転学科並びに国費大学院留学生の学府、研究科及び専攻の変更は、原則として認めない。ただし、学長は、学部長又は学府長若しくは研究科長から当該学部教授会又は当該学府教授会等の議を経て身体障害、その他やむを得ない理由により転学科等を許可することが適当である旨の申

出があった場合は、文部科学大臣と協議してこれを許可することがある。

(就学状況等の報告)

第12条 学長は、国費外国人留学生にかかる次の事項について文部科学大臣に報告するものとする。

- 一 学業成績 前期にあつては11月15日まで、後期にあつては5月15日までとする。ただし、国費大学院留学生及び国費研究留学生にあつては研究期間中の適当な時期及び研究終了後にその研究状況を報告するものとする。
- 二 出席状況 前期にあつては11月15日まで、後期にあつては5月15日までとする。ただし、1月以上引き続き欠席していることが確認された場合は、その都度これを行う。
- 三 身分の異動、卒業、休学、停学、退学その他身分上の異動のある場合はその都度報告する。ただし、必要があると認める場合は身分異動の処置を決定する前にその状況を報告するものとする。
- 四 出入国 本人から月の始めから終わりまで日本を離れる旨の届出のあった場合及び特に報告する必要があると認める場合は、その都度これを行う。

(卒業又は修了)

第13条 国費学部留学生で本学に4年(農学部獣医学科にあつては、6年)以上在学し、所定の単位を修得した者については、学則及び国立大学法人東京農工大学学位規程(以下「学位規程」という。)の定めるところにより、卒業を認証し学士の学位を授与する。

- 2 国費大学院留学生で修士課程又は博士前期課程にあつては2年以上、博士課程又は博士後期課程にあつては3年以上在学し、課程修了の認定を受けた者については、学則及び学位規程の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

(大学院への進学)

第14条 国費学部留学生で卒業後引き続き大学院修士課程又は博士前期課程に入学することを許可された者又は国費大学院留学生(修士課程又は博士前期課程)若しくは国費研究留学生で留学期間満了後引き続き大学院博士課程又は博士後期課程に入学することを許可された者は、学長を経由して文部科学大臣に、国費大学院留学生となることを申請することができる。

(授業料等)

第15条 国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

(給与の支給停止に伴う措置)

第16条 国費外国人留学生に選定されるに当たって、国費外国人留学生として処すべき事項を遵守することを文部科学大臣に誓約した者がこれに違反して、その

給与の支給を停止されたときは、学長は当該学部教授会又は当該学府教授会等の議を経て、退学を命ずることができる。

- 2 国費外国人留学生としての身分を打切られた者が引き続き、私費外国人留学生として在学を志望する者がある場合は、情状により当該学部教授会又は当該学府教授会等の議を経て在学を認めることがある。
- 3 前項により在学を認められた者は、国費外国人留学生としての身分を打切られた日の翌日の属する月から私費外国人留学生として所定の授業料を納付しなければならない。

(その他)

第17条 この章に定めるもののほか国費外国人留学生については、国費外国人留学生制度実施要項の定めるところによる。

第3章 私費外国人留学生

(入学の出願)

第18条 私費外国人留学生として、本学の学部又は大学院に入学を志願する者は、次の書類に所定の検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

- 一 入学願書(本学所定の様式による)
- 二 その他本学の指定する書類

(入学者の選考)

第19条 前条の入学志願者については、選抜試験を行う。

- 2 前項の選抜試験については、別に定める。

(入学手続)

第20条 前条の選抜試験の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、次の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 一 誓約書(本学所定の様式による。)
- 二 外国人登録原票記載事項証明書
- 三 その他本学の指定する書類

(入学許可)

第21条 学長は、前条の手続を完了した者に入学を許可する。

(教育課程及び履修方法)

第22条 私費外国人留学生の教育課程等については、第10条の定めによる。

(授業料等の額・授業料の納付時期)

第23条 私費外国人留学生の授業料は、諸料金に関する規程に定めるところによる。

- 2 前項の授業料の納付については、学則第36条の定めるところによる。

(授業料、入学料及び検定料の返付)

第24条 納付した授業料、入学料及び検定料の返付については、学則第40条の

定めるところによる。

(私費外国人研究生)

第25条 私費外国人研究生として入学を志願するものがあるときは、当該学部教授会又は当該学府教授会等の議を経て、入学を許可することがある。

2 私費外国人研究生については、研究生規程の定めるところによる。

(私費外国人科目等履修生)

第26条 私費外国人科目等履修生として、入学を志願する者があるときは、当該学部教授会又は当該学府教授会等の議を経て、入学を許可することがある。

2 私費外国人科目等履修生については、国立大学法人東京農工大学科目等履修生規程の定めるところによる。

第4章 雑則

(他の規則の適用)

第27条 外国人留学生については、この規程に定めるもののほか、学則を適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

国立大学法人東京農工大学外国人留学生等の全学共通教育科目履修の特例に関する規程

平成16年4月7日
16 教 規程第20号

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）における次の各号の一に該当する者（以下「外国人留学生等」という。）の教育について、国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第97条第2項の規定に基づき、全学共通教育科目の履修に関し必要な事項を定める。

一 大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学の学部に入学者

二 前号以外の学生で、外国において相当の期間、中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受け、本学の学部に入学者

第2条 前条第二号の者は、日本語担当教員が、当該者の日本語能力について、前条第一号の者と同程度と認めた場合に限り、日本語・日本事情科目を履修することができる。

第3条 外国人留学生等は、母語又は母語と同等と認められる言語に当たる第二外国語科目を履修することができない。ただし、外国人留学生等が特別な事情を有し、学部の教育委員会等で認められた場合は、この限りではない。

第4条 外国人留学生等が、日本語・日本事情科目の単位を修得したときは、次により取り扱うものとする。

一 日本語科目の単位を修得したときは、2単位までを英語の必修科目を除く外国語科目に代わる単位として認める。

二 日本事情科目の単位を修得したときは、4単位までを共生人文社会科学科目の単位として認める。

第5条 この規程に定めるもののほか、外国人留学生等の全学共通教育科目の履修について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（17 教 規程第48号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（22 教 規程第17号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

国立大学法人東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程

平成16年4月7日
16 教 規程第19号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 学部学生の派遣、留学及び受入れ
 - 第1節 他大学との協議（第2条）
 - 第2節 派遣学生（第3条－第10条）
 - 第3節 特別聴講学生（第11条－第17条）
- 第3章 大学院学生の派遣、留学及び受入れ
 - 第1節 他の大学院等との協議（第18条）
 - 第2節 派遣学生（第19条－第26条）
 - 第3節 特別聴講学生（第27条）
 - 第4節 特別研究学生（第28条－第33条）
- 第4章 雑則（第34条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第76条、第77条、第78条、第80条、第81条、第108条、第110条及び第111条に基づく東京農工大学（以下「本学」という。）における学生の派遣、留学及び受入れについて、必要な事項を定めるものとする。

第2章 学部学生の派遣、留学及び受入れ

第1節 他大学との協議

（他大学との協議）

第2条 本学と他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「他大学」という。）との学生の派遣、留学及び受入れは、当該他大学との協議に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は短期大学との事前の協議を行うことが困難であるときは、これを欠くことができる。

2 前項の他大学との協議は、次に掲げる事項について学部教授会（東京農工大学科学技術短期留学プログラム（以下「短期留学プログラム」という。）に係る場合にあっては、国際センター運営委員会（以下「運営委員会」という。))の議を経て、学長が行う。

- 一 履修科目の範囲
- 二 履修期間又は留学期間
- 三 対象となる学生数

- 四 履修又は留学上の手続
- 五 単位の認定方法
- 六 学生の身分の取扱い
- 七 授業料等の費用に関する取扱い方法
- 八 その他の必要事項

第2節 派遣学生

(出願手続)

第3条 学則第108条及び第110条の規定に基づき、他大学の授業科目を履修しようとする学生（以下「派遣学生」という。）は、所定の期間内に次に掲げる書類を添えて、当該学部長に願い出なければならない。

- 一 他大学の授業科目の履修願又は留学願
- 二 他大学の要求する書類

(派遣又は留学の許可)

第4条 前条の願い出があったときは、学部教授会の議を経て、派遣又は留学について他大学に依頼し、その承諾を得た上、学長がこれを許可する。

(履修期間又は留学期間)

第5条 派遣学生の履修期間又は留学期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、さらに1年以内に関り、その期間を延長することができる。

(修業年限及び在籍年限への算入)

第6条 派遣学生としての他大学における履修期間又は留学期間は、学則第84条及び第86条に定める修業年限及び在籍年限に算入する。

(履修報告書等の提出)

第7条 派遣学生は、他大学における授業科目の履修が終了したとき（外国の大学又は短期大学において履修した派遣学生にあつては、帰国の日から1ヵ月以内）は、直ちに当該学部長に履修報告書及び履修を受けた他大学長等の交付する学業成績証明書等を提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 派遣学生の他大学における授業科目の履修により修得した単位は、学則第109条に規定する学修と合わせて30単位を限度として、本学において修得したものとみなして認定し、学則第98条に規定する単位数に算入することができる。

(授業料)

第9条 派遣学生は、本学の学生として授業料を納付するものとする。

(派遣又は留学の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生が次の各号の一に該当するときは、当該他大学と協議の上、派遣又は留学の許可を取消すことがある。

- 一 履修の見込みがないと認められるとき。
- 二 派遣学生として、当該他大学の規則等に違反し、又はその本分に反する行為が認められるとき。

三 その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第3節 特別聴講学生

(出願手続)

第11条 本学に特別聴講学生として志願しようとする者は、所属する他大学を経由して、所定の期間内に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 特別聴講学生願
- 二 特別聴講学生推薦書
- 三 成績証明書
- 四 健康診断書
- 五 その他本学において必要とする書類

(他大学との協議)

第12条 特別聴講学生の受入れは、他大学からの依頼に基づき、当該学部教授会（短期留学プログラムに係る場合にあつては、運営委員会）の議を経て、学長がこれを許可する。

(聴講期間)

第13条 特別聴講学生の聴講期間は、原則として1年以内とする。ただし、必要があると認めるときは、更に1年以内に限りその期間を延長することができる。

(学生証)

第14条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第15条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、これを徴収しない。

2 特別聴講学生に係る授業料は、国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程（以下「諸料金に関する規程」という。）に定めるところによりこれを徴収する。ただし、国内の他の大学又は外国の大学からの特別聴講学生のうち、授業料の相互不徴収を盛り込んだ大学間相互単位互換協定に基づき受入れた者の授業料は、徴収しない。

3 前項の授業料は、受入れ又は聴講期間の延長を許可された日の属する月の末日までに納付しなければならない。

4 既納の授業料は、返還しない。

(特別聴講学生の取扱い)

第16条 特別聴講学生の本学における取扱いについては、この規程及び国立大学法人東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則に定めるもののほか、本学の学部学生の例による。

(準用)

第17条 第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、「派遣又は留学の許可」とあるのは「受入れの許可」と、「当該他大学の規則等」とあるのは「本学の規則等」と、「派遣の趣旨」とあるのは「受入れの趣旨」とそれぞれ読み替えるものとする。

第3章 大学院学生の派遣、留学及び受入れ

第1節 他の大学院等との協議

(他の大学院等との協議)

第18条 本学の大学院と他の大学院（外国の大学院を含む。以下「他の大学院」という。）若しくは他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。以下「他の大学院等」という。）との学生の派遣、留学及び受入れは、当該他の大学院又は他の大学院等との協議に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学院又は研究所等との事前の協議を行うことが困難であるときは、これを欠くことができる。

2 前項の他の大学院又は他の大学院等との協議は、次に掲げる事項について、教育部教授会又は技術経営研究科教授会（以下「教育部教授会等」という。）の議を経て、学長が行う。

- 一 授業科目又は研究指導の範囲
- 二 履修期間若しくは留学期間又は研究指導を受ける期間
- 三 対象となる学生数
- 四 履修若しくは留学又は研究指導上の手続
- 五 単位又は研究指導の認定方法
- 六 学生の身分の取扱い
- 七 授業料等の費用に関する取扱い方法
- 八 その他の必要事項

第2節 派遣学生

(出願手続)

第19条 学則第76条、第77条及び第78条の規定に基づき、他の大学院の授業科目の履修又は他の大学院等の研究指導を受けることを志願する学生（以下「派遣学生」という。）は、所定の期間内に次に掲げる書類を添えて、当該教育部長又は技術経営研究科長（以下「教育部長等」という。）に願出しなければならない。

- 一 他の大学院の授業科目の履修願若しくは留学願又は他の大学院等の研究指導願
- 二 他の大学院又は他の大学院等の要求する書類

(派遣又は留学の許可)

第20条 前条の願出があったときは、当該教育部長等は、教育部教授会等の議を経て、派遣又は留学について他の大学院又は他の大学院等に依頼し、その承諾を得た上、学長がこれを許可する。

(履修期間若しくは留学期間又は研究指導を受ける期間)

第21条 派遣学生の履修期間又は留学期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、更に1年以内に限り、その期間を延長することができる。

2 他の大学院等で研究指導を受ける期間は原則として1年以内とする。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生にあっては、1年を超えないものとする。

(修業年限及び在籍年限への算入)

第22条 他の大学院における履修期間若しくは留学期間又は他の大学院等における研究指導を受ける期間は、学則第54条及び第55条に定める修業年限及び在籍年限に算入することができる。

(研究報告書等の提出)

第23条 派遣学生は、他の大学院における授業科目の履修又は他の大学院等における研究指導が終了したときは、直ちに、当該教育部長等に所定の履修報告書又は研究報告書及び他の大学院の長の交付する学業成績証明書又は他の大学院等の長の交付する研究指導状況報告書を提出しなければならない。

(研究指導等の認定)

第24条 派遣学生が他の大学院において修得した単位又は他の大学院等における研究指導の成果は、本学の大学院における課程修了の要件となる単位又は研究指導の一部として認定することができる。

(授業料)

第25条 派遣学生は、本学の学生として授業料を納付するものとする。

(派遣又は留学の許可の取消し)

第26条 学長は、派遣学生が次の各号の一に該当するときは、当該他の大学院又は他の大学院等との協議の上、派遣又は留学の許可を取消すことができる。

- 一 履修又は研究成果の見込みがないと認められるとき。
- 二 派遣学生として、当該他の大学院又は他の大学院等の規則等に違反し、若しくはその本分に反する行為が認められるとき。
- 三 その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第3節 特別聴講学生

(準用)

第27条 他の大学院の学生であって、本学の大学院に特別聴講学生として志願しようとする者については、第11条から第16条及び第26条の規定を準用する。この場合において、第11条から第16条中「他大学」とあるのは「他の大学院」と、「教授会」とあるのは「教育部教授会等」と、「学部学生」とあるのは「大学院学生」と、第26条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、「派遣又は留学の許可」とあるのは「受入れの許可」と、「当該他の大学院又は他の大学院等の規則等」とあるのは「本学の規則等」と、「派遣の趣旨」とあるのは「受入れの趣旨」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4節 特別研究学生

(出願手続)

第28条 他の大学院の学生であって、本学の大学院に特別研究学生として、志願しようとする者は、所属する他の大学院を経由して、所定の期間内に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 特別研究学生願
- 二 特別研究学生推薦書
- 三 成績証明書

四 健康診断書

五 その他本学において必要とする書類

(研究指導期間)

第29条 特別研究学生の研究指導期間は、原則として1年以内とする。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生にあつては、1年を超えないものとする。

(学生証)

第30条 特別研究学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第31条 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、これを徴収しない。

2 特別研究学生に係る授業料は、諸料金に関する規程に定めるところによりこれを徴収する。ただし国内の他の大学又は外国の大学からの特別研究学生のうち、授業料の相互不徴収を盛り込んだ大学間特別研究学生交流協定に基づき受入れた者の授業料は、徴収しない。

3 前項の授業料は、その研究指導予定期間に応じ、3月分に相当する額を、当該期間における当初の月に納付しなければならない。ただし、研究指導予定期間が3月末満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

4 既納の授業料は、返還しない。

(特別研究学生の取扱い)

第32条 特別研究学生の取扱いについては、この規則に定めるもののほか、本学の大学院学生の例による。

(準用)

第33条 第26条の規定は、特別研究学生に準用する。この場合において、「派遣学生」とあるのは「特別研究学生」と、「派遣又は留学の許可」とあるのは「受入れの許可」と、「当該他の大学院又は他の大学院等の規則等」とあるのは「本学の規則等」と、「派遣の趣旨」とあるのは「受入れの趣旨」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4章 雑則

(細則)

第34条 この規程に定めるもののほか、学生の派遣、留学及び受入れに関し、必要な事項は、学部教授会又は教育部教授会等の議を経て、学部長又は教育部長等が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年7月7日から施行し、平成19年11月1日から適用する。

国立大学法人東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則

平成16年4月1日

16 教 細則第12号

(設置)

第1条 国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人東京農工大学科学技術短期留学プログラム（以下「短期留学プログラム」という。）を置く。

(目的)

第2条 短期留学プログラムは、外国の大学等に在籍する学生を受け入れて、大学等間の協力及び提携の強化を図るとともに、当該学生の専門分野の知識及び我が国への理解を深めることを目的とする。

(在学期間)

第3条 短期留学プログラムに在学できる期間は、1年以内とする。

(学期)

第4条 短期留学プログラムの学期は、次の2学期とする。

- 一 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで
- 二 春学期 4月1日から9月30日まで

(入学時期)

第5条 短期留学プログラムの入学時期は、原則として10月とする。

(入学資格)

第6条 短期留学プログラムにより入学することのできる者（以下「短プロ学生」という。）は、原則として大学間交流協定又は部局間交流協定を締結している外国の大学等（協定の締結について協議中である大学等を含む。以下「協定校」という。）の学部の3年次以上又は大学院の修士課程若しくは博士前期課程に在籍している学生とする。

(身分・所属)

第7条 短プロ学生で、主に第12条第2項の規定に基づき定める授業科目等の履修を希望する者は、国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第80条又は第111条に規定する特別聴講学生（以下「特別聴講学生」という。）とし、国立大学法人東京農工大学国際センター（以下「国際センター」という。）に所属する。

2 短プロ学生で、主に研究指導を受けることを希望する者は、学則第81条に規定する特別研究学生（以下「特別研究学生」という。）とし、研究指導を受ける国立大学法人東京農工大学大学院学府（以下「学府」という。）に所属する。

(受入れ人数等)

第8条 短期留学プログラムによる受入れ人数は、20人程度とする。

2 前条に規定する特別聴講学生及び特別研究学生の当該年度の配分数については、国際センター運営委員会（以下「委員会」という。）が決定する。

(出願手続)

第9条 短プロ学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、協定校を経て学長

に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第10条 第7条第1項に規定する特別聴講学生の選考は、委員会が、同条第2項に規定する特別研究学生の選考は、当該学府が行う。

(入学許可)

第11条 学長は、前条の選考結果に基づく合格者のうち、所定の期日までに、所定の手続きを完了した者に入学を許可する。

(教育課程)

第12条 短期留学プログラムの教育課程は、学期ごとに編成し、主として英語により教育研究を行うものとする。

2 短期留学プログラムの授業科目は、日本語科目、一般科目、専門科目1及び専門科目2に区分し、委員会が別に定める。

(履修手続)

第13条 短期留学プログラムの授業科目の履修を希望する者は、所定の期日までに、国際センター長（以下「センター長」という。）に願い出て承認を受けなければならない。

(成績の評価)

第14条 履修した授業科目の成績評価は、試験、論文、報告書及び平素の学習状況等により短期留学プログラム授業担当教員（以下「授業担当教員」という。）が行う。

2 授業科目の成績は、S、A、B、C及びDの評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(単位認定等)

第15条 センター長は、授業担当教員からの報告に基づき、委員会の議を経て単位及び修了認定を行う。

2 センター長は、前項の規定に基づき、成績証明書を交付するものとする。

第15条の2 第7条に規定する特別聴講学生のうち第1学期を在籍し、前条に基づく単位認定の結果、第2学期の修了の見込みがないと判断された者について、センター長は国際センター運営委員会委員会の議を経て、大学間又は部局間協定を締結している派遣大学の下承のもと、原則として留学を取り消す。

(懲戒)

第15条の3 短プロ学生に公序良俗に反する行為が認められる者について、学則第31条に準じ懲戒する。

(修了証書)

第16条 学長は、1学期在学する者にあつては1.2単位以上修得し、又は2学期在学する者にあつては2.4単位以上を修得した第7条第1項に規定する特別聴講学生及び所属教育部において所期の成果を達成した第7条第2項に規定する特別研究学生に対し、委員会の議を経て修了証書を授与する。

(履修の特例)

第17条 第7条第1項に規定する特別聴講学生が、本学で開講する学部の授業科目又は教育部の授業科目の履修を希望するときは、センター長を経て、当該学部長又は教育部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 第7条第2項に規定する特別研究学生が、研究上必要と認めるときは、所定の様式によりセンター長に願い出て、短期留学プログラムの授業科目を履修することができる。

3 本学の学部学生、大学院学生等が短期留学プログラムの授業科目の履修を希望するときは、所定の様式によりセンター長に願い出て承認を受けなければならない。

(実施体制)

第18条 短期留学プログラムの教育課程の編成その他教育に関する重要な事項は、委員会が審議するものとする。

2 前項の短期留学プログラムの運営に関し、必要な事項を審議するため、科学技術短期留学プログラム実施専門部会を置くものとする。

3 短期留学プログラムの実施は、各学部及び各教育部の協力を得て、留学生センターが行うものとする。

(事務)

第19条 短期留学プログラムに関する事務は、留学交流推進チームにおいて処理する。

(雑則)

第20条 この細則に定めるもののほか、短期留学プログラムの実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (19細則第12号)

この細則は、平成19年11月1日から施行する。ただし、第15条、第15条の2及び第15条の3については平成19年10月1日から適用し、第16条については平成20年10月入学者から適用する。なお、第15条の2条文中、国際センターの字句は平成19年10月1日から平成19年10月31日までの間、留学生センターに読み替える。

国立大学法人東京農工大学学生表彰規程

平成16年4月7日
16 教 規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学学則第30条の規定に基づき、本学学生の表彰の基準及び方法等について定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、本学学生又は学生団体が、次の各号の一に該当する場合において行うものとする。

- 一 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げ、学界又は社会的に高い評価を受けた場合
- 二 課外活動において、特に顕著な成果を挙げ、課外活動の振興に功績があったと認められる場合
- 三 社会活動において、社会的に高い評価を受け、特に本学の名誉を高めたと認められる場合
- 四 学業の成果が特に優れていると認められる場合
- 五 その他各号に相当する表彰理由があったと認められる場合

(表彰の方法)

第3条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、入学式又は卒業式若しくは修了式の日に行うものとする。ただし、必要に応じ別の日とすることができる。

(事務)

第5条 表彰に関する事務は、学生支援チームにおいて処理する。

(雑則)

第6条 この規程を実施するために必要な細則は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (19教規程第2号)

この規程は、平成19年3月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

国立大学法人東京農工大学学生表彰規程施行細則

平成16年4月1日
16 教 細則第11号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学学生表彰規程（以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、本学学生又は学生団体の表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 規程第2条各号に規定する表彰の基準に該当する場合は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

一 第1号関係

- ア 国際的規模の学会又は全国的規模の学会において賞を受けた場合
- イ その他これらに準じた学会等において社会的に高い評価を受けたと認められる場合

二 第2号関係

- ア 国際的規模の競技会、展覧会又は公演会等（以下「競技会等」という。）に出場し、出展し、又は出演した場合
- イ 全国的規模の競技会等に出場し、出展し、又は出演し、優秀な成績を修めた場合
- ウ その他これらに準じた競技会等において、特に優秀な成績を修めた場合

三 第3号関係

- ア 公共団体等から表彰を受け、社会的に特に高い評価を受けたと認められる場合
- イ 新聞又は雑誌等に掲載され、社会的に特に高い評価を受けたと認められる場合
- ウ その他これらに準じた功績等で、特に高い評価を受けたと認められる場合

四 第4号関係

- ア 学科又は専攻で、特に優秀な成績を修めたと認められる場合

五 第5号関係

- ア 人命救助又は災害救助等に貢献した場合
- イ その他各号に掲げる場合以外において、特に優れた業績又は功績等があった場合

(表彰の手続)

第3条 規程第3条に規定する被表彰者の推薦及び決定に係る審議は、申請者から所属学府長、連合農学研究科長及び技術経営研究科長（以下「学府長等」という。）又は学部長に提出された「表彰状授与申請書」（別紙様式1）により行う。なお、当該申請書は、原則として表彰の手続が行われる年度の2月末日までに所属学府長等又は学部長に提出させるものとする。

2 申請者が本学課外活動団体の場合は、前項に規定するもののほか「課外活動状況報告書」（別紙様式2）についても併せて提出させるものとする。

(表彰状)

第4条 表彰状の様式は、当該表彰の内容に応じて、その都度定めるものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（19細則第4号）

この細則は、平成19年3月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(別紙様式1)

表彰状授与申請書

平成 年 月 日

(所属学府長等又は学部長) 殿

| | |
|-------------|--|
| 表彰候補学生又は団体名 | |
| 申請者(指導教員等) | |

表彰状授与申請理由について、下記のとおり報告いたします。

記

[表彰状授与申請理由]

| |
|--|
| |
|--|

- 注) 1 この表彰状授与申請書は、学生生活委員会等の検討資料になります。
2 活動を報道した新聞の切り抜き等参考になるものがありましたら添付して下さい。

(別紙様式2)

課外活動状況報告書

平成 年 月 日

(所属学府長等又は学部長) 殿

| | |
|-----------|--|
| 団体・サークル名 | |
| 代 表 者 名 | |
| 顧 問 教 員 名 | |

当該団体・サークルの現在までの活動状況について、下記のとおり報告します。

記

[活動状況]

| |
|--|
| |
|--|

- 注) 1 この活動状況報告書は、学生生活委員会等の検討資料になります。
2 活動を報道した新聞の切り抜き等参考になるものがありましたら添付して下さい。

国立大学法人東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程

平成16年4月7日
16 教 規程第15号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京農工大学学則(以下「学則」という。)第39条第2項の規定により学部学生及び大学院学生の授業料及び入学料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除については、この規程の定めるところによる。

(経済的理由による授業料の免除)

第2条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合の授業料の免除は、次の第3条から第8条までの各条に定めるところによる。

第3条 前条の規定により授業料の免除の許可を受けようとする者は、別紙様式による授業料免除願に、家庭状況調書及び当該学生又は当該学生を扶養する者の居住地の市区町村長の発行する証明書その他本学の指定する書類を添えて、所定の期日までに当該学部長及び研究科長(以下「学部長等」という。)又は学部長を經由して学長に提出しなければならない。

第4条 授業料の免除は、前条の願い出に基づき学生生活委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

2 授業料免除に関する選考基準は、別に定める。

第5条 授業料の免除の取扱は、年度を2期に分けた区分によるものとし、前期又は後期ごとの授業料の納期限までに受理した願い出に対して、当該期分についてこれを許可する。

第6条 授業料の免除の額は、原則として各期分の授業料についてその全額又は半額とする。

2 授業料の年額を国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成16年文部科学省令第16号。以下この項において「省令」という。)第10条の規定に基づき、省令第2条に定める標準額を超える額とする学府、研究科又は学部の学生については、前項のほか別に定めるところにより、各期分の授業料の一定額を免除することができる。

第7条 授業料の免除の許可は、当該期限りとする。ただし、当該年度内の翌期及び次年度において引き続き免除の許可を受けようとする場合は、改めて願い出なければならない。

第8条 授業料の免除の許可を受けた者で、許可の決定後、免除の事由が消滅したと認められるに至った場合は、学生生活委員会の議を経て、学長がその許可を取り消す。

2 前項に掲げる場合のほか学則第31条の規定により懲戒された場合は、その許可を取り消す。

3 前2項の規定により許可の取り消しを受けたときは、免除を受けた期の授業料の額を当該期の月数で除して得た額に、取り消しの日の属する月からその期の終わりまでの月数を乗じて得た額を、取り消しの日の属する月の末日までに納付しなければならない。

(休学、死亡等の理由による授業料の免除)

第9条 休学、死亡等やむを得ない事由により授業料の免除を必要とする場合は、次の第10条から第13条までの各条に定めるところによる。

第10条 学則第22条の規定により休学を許可された場合(命ぜられた場合を含む。)は、当該学生にかかる授業料につき次の算式によって算出した額を免除する。ただし、授業料の納入期限を経過した後には許可された休学の場合(授業料の徴収を猶予されている学生を除く。)のその期の授業料については、免除しない。

休学当日の翌月から復学当月の前月までの月数

授業料年額 × $\frac{\quad}{12}$

2 前項の場合において、年度当初から休学を許可された者については、休学当日分以降の授業料を免除する。

第11条 学則第26条の規定により除籍された者の未納の授業料は、保証人の願い出によりその全額を免除することがある。

2 第3条及び第4条の規定は、前項の場合にこれを準用する。ただし、第3条の規定による添付書類は、その一部を省略することができる。また第4条の規定による許可限度は、これを適用しない。

第12条 次の各号の一に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合は、願い出により当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を免除することがある。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料を免除することがある。

一 授業料の各期ごとの納期前6月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は学生若しくは、学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

二 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

第13条 第3条から第8条の規定は、前条の授業料免除の場合にこれを準用する。

(退学を命ぜられた者の授業料の免除)

第14条 学則第25条第3項第3号の規定により退学を命ぜられた者の未納の授業料は、その全額を免除する。

2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人東京農工大学研究生規程第9条第2項第1号及び国立大学法人東京農工大学科目等履修生規程第13条第2項第1号の規定により退学を命ぜられた者並びに国立大学法人東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程第17条において準用する第10条第3号の規定により派遣許可を取り消された者は、未納の授業料を直ちに納付しなければならない。

(授業料の徴収猶予)

第15条 授業料の徴収猶予は、次の各号の一に該当する場合に、これを許可する。

一 経済的理由によって納期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

- 二 当該学生が行方不明となった場合
- 三 学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
- 四 その他やむを得ない事情があると認められる場合

第16条 前条の授業料徴収猶予の許可を受けようとする者（学生が行方不明となった場合は、その保証人）は、別紙様式による授業料徴収猶予願を、所定の期日までに当該学府長等又は学部長を経由して学長に提出しなければならない。

第17条 前条の願い出があった場合は、免除の場合の手續に準じて選考の上、学長がこれを許可する。

第18条 第16条の願い出は、年度を2期に分けた区分による前期又は後期ごとの授業料の納期限までに行うものとし、その願い出に対して当該期分の授業料について徴収猶予を許可する。

第19条 授業料徴収猶予の期限は、適宜定めるものとする。ただし、当該年度を超えることはできない。

第20条 授業料徴収猶予の許可を受けた者は、当該徴収猶予の期限が満了した場合には満了の日の属する月の末日までに、徴収猶予にかかる授業料を納付しなければならない。

（授業料の分納）

第21条 特別の事情がある場合は、授業料の月割分納を許可することがある。この場合の月割分納額は、授業料年額の1/2分の1に相当する額とし、毎月末日までに納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は、当該休業期間の開始前に納付するものとする。

第22条 前条の許可を受けようとする者は、別紙様式による授業料月割分納願を、所定の期日までに当該学府長等又は学部長を経由して学長に提出しなければならない。

第23条 第17条及び第18条の規定は、授業料の月割分納の場合にこれを準用する。

第24条 新入学者に対しては、特別の事情がある場合を除き、入学した日の属する期分については、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可しない。

第25条 授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を受けた者が許可の決定後、猶予又は月割分納の事由が消滅したと認められるに至った場合は、免除取り消しの場合の手續に準じて許可の取り消しを行う。

2 前項の取り消しを受けた者は、取り消しを受けた日の属する月の末日までに、徴収猶予又は月割分納にかかる授業料の額の当該期分を納付しなければならない。

第26条 授業料の徴収を猶予されている者が学則第25条第1項及び第2項の規定により退学をしようとする場合は、その期において納付すべき授業料の額を退学の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、願い出により月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することがある。月割分納の許可を受けている者が退学する場合もまた同じ。

2 第3条及び第4条の規定は、前項の免除の場合にこれを準用する。ただし、第3条の規定による添付書類は、これを省略することができる。

(大学院学生の入学料の免除)

第27条 本学の大学院に入学する者であって経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者に対して、大学院の入学料を免除することがある。

- 2 前項に該当しない者であっても、次の各号の一に該当し、入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対して、大学院の入学料を免除することがある。
 - 一 入学前1年以内において大学院に入学する者の学資負担者が死亡し、又は大学院に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - 二 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合
- 3 入学料の免除の額は、原則としてその全額又は半額とする。
- 4 入学料の免除の申請は、別紙様式による入学料免除願に次の各号に掲げる書類を添えて入学手続き終了日までに行うものとする。
 - 一 大学院に入学する者又は学資負担者の居住地の市区町村長が発行する証明書
 - 二 家庭状況調書
 - 三 前2号のほか本学の指定する書類
- 5 入学料の免除の許可は、前項の申請に基づき学生生活委員会の議を経て、学長が行う。

(学部学生の入学料の免除)

第28条 本学の学部に入学者であって次の各号の一に該当し、入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対して、学部学生の入学料を免除することがある。

- 一 入学前1年以内において学部に入学者の学資負担者が死亡し、又は学部に入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- 二 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合
- 2 入学料の免除の額は、原則としてその全額又は半額とする。
- 3 入学料の免除の申請は、別紙様式による入学料免除願に次の各号に掲げる書類を添えて入学手続き終了の日まで行うものとする。
 - 一 本学の学部に入学者又は学資負担者の居住地の市区町村長が発行する証明書
 - 二 家庭状況調書
 - 三 前2号のほか本学の指定する書類
- 4 入学料の免除の許可は、前項の申請に基づき、学生生活委員会の議を経て、学長が行う。

(入学料の徴収猶予)

第29条 入学料の徴収猶予は、次の各号の一に該当する場合にこれを許可する。

- 一 経済的理由により納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- 二 入学前1年以内において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合

三 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合
(徴収猶予の手続き)

第30条 前条の入学料徴収猶予の許可を受けようとする者は、別紙様式による入学料徴収猶予願を、入学手続き終了の日までに当該学部長を経由して学長に提出しなければならない。

2 第27条及び第28条の規定により入学料の免除を申請した者について、その判定の結果、免除の不許可又は半額免除許可となった者は、その結果の告知のあった日から14日以内に前項に規定する入学料徴収猶予の申請を行うことができる。

3 前2項の願い出があった場合は、入学料免除の手続きに準じて選考のうえ、学長がこれを許可する。

4 免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料については、その免除又は徴収猶予の判定期間中は、徴収を猶予する。

第31条 次の各号に掲げる者は、当該判定結果の告知のあった日から14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

一 入学料の徴収猶予の申請を行い、判定の結果、不許可になった者

二 入学料免除の判定の結果、不許可又は半額免除許可となった者

三 前号の判定の後に入学料の徴収猶予の申請を行い、判定の結果、不許可になった者

(徴収猶予の期限)

第32条 入学料の徴収猶予の期限は、適宜定めるものとする。ただし、当該入学に係る年度を超えることはできない。

第33条 入学料徴収猶予の許可を受けた者は、当該徴収猶予の期限が満了した場合には満了の日の属する月の末日までに、徴収猶予に係る入学料を納付しなければならない。

(死亡等による免除)

第34条 次の各号の一に該当する者の未納の入学料は、全額を免除する。

一 第29条及び第30条第4項により徴収を猶予している期間内に死亡した者

二 第31条の入学料を納付すべき期間内に死亡した者

三 免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除が許可となった者で、納付すべき入学料を納付しないことを理由として除籍された者

2 前項各号の者の授業料又は寄宿料が未納である場合は、その者に係る未納の授業料又は寄宿料の全額を免除する。

3 徴収を猶予した入学料に係る延滞金は、その全額を免除する。

(寄宿料の免除)

第35条 特別の事由により寄宿料の免除を行う場合は、次の第36条から第40条までの各条に定めるところによる。

第36条 学則第26条の規定により除籍された者の未納の寄宿料は、その全額を免除する。

第37条 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難となるに至ったと認められる場合は、願い出により災害の発生した日の属する月の

翌月から起算して6月間の範囲において寄宿料の全額を免除することがある。ただし、その期間が翌年度にわたる場合は、翌年度分に係る免除の申請を改めて提出しなければならない。

第38条 前2条の場合は、当該学生の保証人又は当該学生が別紙様式による寄宿料免除願に、本学が指定する書類を添えて、所定の期日までに当該学府長等又は学部長を経由して学長に提出しなければならない。

第39条 寄宿料の免除は、前条の願出に基づき、授業料の免除の場合の手續に準じて学長がこれを許可する。

第40条 寄宿料の免除の許可を受けた者で、許可の決定後、免除の事由が消滅したと認められるに至った場合は、授業料免除の取消しの手續に準じて学長がその許可を取り消す。

2 前項の許可の取り消しを受けた者は、取り消しの日の属する月の末日までに未納の寄宿料の額を納付しなければならない。

第41条 学則第25条第3項第3号の規定により退学を命ぜられた者の未納の寄宿料は、その全額を免除する。

(免除の取り消し)

第42条 授業料の免除、徴収猶予(月割分納を含む。)又は寄宿料の免除の許可を受けた者が願出書類に虚偽の事項を記載した場合は、許可の日に遡ってこれを取り消し、授業料についてはその全額を、寄宿料については未納の分を直ちに納付させる。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (17教 規程第14号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (19教 規程第21号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別紙様式

授 業 料 免 除 願

平成 年 月 日

東京農工大学長 殿

学 府 専攻
研究科 専攻 年度入学・学籍番号 番
学 部 学 科

氏 名 印

連帯保証人 住 所
氏 名 印

下記のとおり学則並びに授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程により、授業料の免除を受けたくお願いいたします。

記

1 免除期間 平成 年度 期分

2 免除額 円 [全額
半額]

3 免除の理由 (詳細に記入のこと)

4 添付書類

(1) 家庭状況調書

(2) 市区町村長証明書

別紙様式

授 業 料 徴 収 猶 予 願

平成 年 月 日

東京農工大学長 殿

学 府 専攻
研究科 専攻
学 部 学 科

年度入学・学籍番号 番

氏 名 印

連帯保証人 住 所
氏 名 印

下記のとおり学則並びに授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程により、授業料の徴収猶予を受けたくお願いいたします。

記

- 1 徴収猶予期限 平成 年 月 日まで 期分
- 2 徴収猶予額 円
- 3 徴収猶予の理由 (詳細に記入のこと)

別紙様式

授 業 料 月 割 分 納 願

平成 年 月 日

東京農工大学長 殿

学 府 専攻
研究科 専攻
学 部 学 科

年度入学・学籍番号 番

氏 名 印

連帯保証人 住 所
氏 名 印

下記のとおり学則並びに授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程により、授業料の月割分納を受けたくお願いいたします。

記

1 分納期間 平成 年 月 日から 期分
平成 年 月 日まで

2 分納の理由 (詳細に記入のこと)

別紙様式

入 学 料 免 除 願

平成 年 月 日

東京農工大学長 殿

| | | | |
|-----|-------|-----------|---|
| 学 府 | 専攻 | | |
| 研究科 | 専攻 | 年度入学・学籍番号 | 番 |
| 学 部 | 学 科 | | |
| | | 氏 名 | 印 |
| | 連帯保証人 | 住 所 | |
| | | 氏 名 | 印 |

下記のとおり学則並びに授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程により、入学料の免除を受けたくお願いいたします。

記

- | | | |
|---------|------------|------|
| 1 免 除 額 | 円 | 「全額」 |
| 2 免除の理由 | (詳細に記入のこと) | 「半額」 |
| 4 添付書類 | | |

- (1) 家庭状況調書
- (2) 市区町村長証明書
- (3) その他の参考となる証明書

別紙様式

入 学 料 徴 収 猶 予 願

平成 年 月 日

東京農工大学長 殿

学 府 専攻
研究科 専攻 年度入学・学籍番号 番
学 部 学 科

氏 名 印

連帯保証人 住 所
氏 名 印

下記のとおり学則並びに授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程により、入
学料の徴収猶予を受けたくお願いいたします。

記

1 徴収猶予期限 平成 年 月 日まで

2 徴収猶予額 円

3 徴収猶予の理由（詳細に記入のこと）

別紙様式

寄 宿 料 免 除 願

平成 年 月 日

東京農工大学長 殿

| | | | |
|-----|-------|-----------|---|
| 学 府 | 専攻 | | |
| 研究科 | 専攻 | 年度入学・学籍番号 | 番 |
| 学 部 | 学 科 | | |
| | | 氏 名 | 印 |
| | 連帯保証人 | 住 所 | |
| | | 氏 名 | 印 |

下記のとおり学則並びに授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程により、寄
宿料の免除を受けたくお願いいたします。

記

- 平成 年 月 日から
- 1 免除期間 平成 年 月 日まで
- 2 免除額 円
- 3 免除の理由 (詳細に書くこと)
- 4 添付書類

授 業 料 免 除 許 可 書

平成 年 月 日

学 府 専攻
研究科 専攻 年度入学
学 部 学 科
氏 名

さきに願出のあった授業料免除につき、下記によりこれを許可する。

記

1 免除期間 平成 年度 期分

2 免除額 円

「全額」

「半額」

東京農工大学長

印

授 業 料 徴 収 猶 予 許 可 書

平成 年 月 日

学 府 専攻
研究科 専攻 年度入学
学 部 学 科
氏 名

さきに願出のあった授業料徴収猶予につき、下記によりこれを許可する。

記

- 1 徴収猶予期限 平成 年 月 日まで
期 分
- 2 徴収猶予額 円

東京農工大学長

印

別紙様式

入学料徴収猶予許可書

平成 年 月 日

学 府 専攻
研究科 専攻 年度入学
学 部 学科
氏 名

さきに願出のあった入学料徴収猶予につき、下記によりこれを許可する。

記

- 1 徴収猶予期限 平成 年 月 日まで
- 2 徴収猶予額 円

東京農工大学長

印

授 業 料 月 割 分 納 許 可 書

平成 年 月 日

学 府 専 攻
研究科 専 攻 年度入学
学 部 学 科
氏 名

さきに願出のあった授業料月割分納につき、下記によりこれを許可する。

記

分 納 期 間 平成 年 月 日から 期分
平成 年 月 日まで

東京農工大学長

印

寄 宿 料 免 除 許 可 書

平成 年 月 日

学 府 専攻
研究科 専攻 年度入学
学 部 学 科
氏 名

さきに願出のあった寄送料免除につき、下記によりこれを許可する。

記

- 1 免除期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 2 免除額 円

東京農工大学長

印

「授業料の納付を怠り、督促してもなお納入しない者」に対する、退学を命ずる時期等に
係わる申し合わせ

平成15年1月20日
学生生活委員会承認
(農学部教授会承認。H15.2.13)
(工学部教授会承認。H15.2.10)

連合農学研究科
委員会承認。 H15.3.3

生物システム応用科学研究科
教授会承認。 H15.2.12

本学学則第25条第3項第3号の規定に基づき「授業料の納付を怠り、督促してもなお納入しない者」に対する、退学を命ずる時期等の取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 授業料を「2期分」滞納した者について、当該期間の末日をもって退学を命ずる。
- (2) 上記(1)に係わる取扱いについては、東京農工大学債権管理事務取扱要項第6項に基づき、督促(掲示督促及び保証人督促)を行い、併せて2期目の期間内の6月20日又は12月20日現在納入されていない者については、事務において名簿を作成し、当該学部学科等の学生生活委員会委員等に周知する。当該学科等においては教育的対応として修学状況等を把握のうえ、本人及び保証人に対して確認を行う。また、期間内に納入しない場合は、退学を命ずる処置を受ける旨の周知をする。
- (3) この申し合わせは、平成15年4月1日現在在学している者から適用する。
ただし、平成15年度前期に関しては、授業料を「3期分」滞納した者についても、平成15年9月30日付けをもって退学を命ずる。

国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程

平成18年2月6日

18 教 規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則第34条第2項及び国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則第26条第2項の規定並びに国立大学法人東京農工大学ハラスメント防止及び対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び対策等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本学におけるハラスメントの対応については、ガイドラインに定めのある場合のほか、この規程に定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学のキャンパスの内外並びに勤務、授業、研究及び課外活動等の時間の内外を問わず、次に掲げる本学の構成員の間におけるハラスメントについて適用する。

- 一 職員（非常勤講師及び非常勤職員を含む。）
- 二 学生（学部・大学院の学生及び研究生、科目等履修生、特別聴講学生等、本学で教育を受けるあらゆる立場の者）
- 三 委託又は派遣契約等により本学において就労する者
- 四 学生の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- 一 ハラスメント 差別意識に基づき、あるいは権力関係を用いて不適切な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的な面を含めて、修学・研究や職務遂行に関連して不利益や損害を与えることをいう。
- 二 部局 本部、農学研究院、工学研究院、工学府（工学部を含む。）、農学府（農学部を含む。）、生物システム応用科学府、連合農学研究科、技術経営研究科、図書館、大学教育センター、産官学連携・知的財産センター、国際センター、保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター、科学博物館、環境安全管理センター、放射線研究室、女性未来育成機構、学生活動支援センター、アグロイノベーション高度人材養成センター、環境リーダー育成センター及びイノベーション推進機構をいう。
- 三 部局長 前号の部局の長をいう。
- 四 相談者 ハラスメントに関する相談を申し出たすべての者をいう。
- 五 申立人 ハラスメントに関する苦情を申し立てる者をいう。
- 六 被申立人 ハラスメントを行ったと申し立てられた者をいう。
- 七 当事者 申立人及び被申立人をいう。
- 八 関係者 当事者以外で、当該事案に関する事実につき何らかの関係を有していると認められる者及び調査又は調停等に携わった者をいう。

九 苦情申立て ハラスメントに関する問題について、大学に対して必要な対応又は具体的措置をとることを求めることをいう。

十 調停 ハラスメントに関する問題を当事者双方の話し合いで解決する手続をいう。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学のハラスメントの防止及び対策に関し総括する。

2 学長は、ハラスメントの事実関係が認定され、就労、修学、教育若しくは研究環境の改善を行うことが必要であると認められた場合は、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。

(ハラスメント防止・対策委員会の設置)

第5条 本学に、ハラスメントの防止及び対策を適切に実施するために、ハラスメント防止・対策委員会(以下「防止・対策委員会」という。)を置く。

(防止・対策委員会の任務)

第6条 防止・対策委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

一 ハラスメント及び人権侵害の防止等に関する啓発活動及び研修等の企画並びに実施に関すること。

二 ハラスメントの審査、救済措置、事実調査、事実認定、対応策の検討、勧告及び調停に関すること。

三 ハラスメントに関して、被害の救済及び環境の改善等のための対応又は措置に関する関係部局に対する指導・助言等に関すること。

四 本学におけるハラスメントに関する概要をまとめ、年度ごとに公表すること。

五 その他ハラスメントの防止及び対策に関すること。

2 防止・対策委員会は、ハラスメントに関する被害の救済及び環境の改善等のためにとるべき措置その他個別の事案への対応策をまとめたときは、部局長に勧告するとともに、学長へ報告するものとする。

(防止・対策委員会の組織)

第7条 防止・対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 教育担当副学長

二 総務担当副学長

三 農学研究院長

四 工学研究院長

五 工学府長

六 農学府長

七 生物システム応用科学府長

八 連合農学研究科長

九 技術経営研究科長

十 その他学長が必要と認める者

2 前項第九号の委員は、学長が任命する。

3 第13条に規定するハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)及び第18条に規定するハラスメント調停委員会(以下「調停委員会」という。)を組織する場合、当該事案においてハラスメントの当事者が、防止・対策委員会委員であるときには、この規程に基づく当該事案の処理が完了するまでは、当該委員の職務を行うことができない。

(防止・対策委員長及び副委員長)

第8条 防止・対策委員会に委員長を置き、前条第1項に規定する委員の中から学長が指名する。

- 2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、防止・対策委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(防止・対策委員会の会議等)

第9条 防止・対策委員会は、第6条の任務を遂行するために委員長が必要と認める場合に招集する。ただし、ハラスメントに関する苦情申立てがなされた場合は、直ちに招集しなければならない。

- 2 防止・対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 防止・対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 防止・対策委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 防止・対策委員会は、学長が必要と認め、かつ申立人の了解が得られた場合には、当該事案の概要を公表しなければならない。

(相談員の配置)

第10条 本学にハラスメントの相談に応じるため、府中地区及び小金井地区にハラスメント相談室を設置し、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

- 2 相談員は、本学の常勤又は非常勤のカウンセラーとする。
- 3 相談員の氏名、所属、連絡用電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス等は、各部局及び学内の掲示板等に掲示するものとする。
- 4 相談員は、防止・対策委員会、調査委員会及び調停委員会（以下「各委員会」という。）の委員を兼務できない。
- 5 相談員の互選により、主任相談員を置く。主任相談員は、定期的な研修、相談員間の連絡、調整その他相談の円滑な実施に必要な措置を行う。

(相談の受付)

第11条 相談員への相談は、面談のほか、手紙、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれの方法でも受け付けるものとする。

- 2 相談員以外の本学職員が、相談を受けた場合には、当該相談者の同意の上、相談及び被害の具体的事項を相談室に報告し、助言を受けるものとする。

(相談員の任務)

第12条 相談員は、次に掲げる事項を行う。

- 一 相談者の立場に立って相談に応じ、相談者の意思を確認し、防止・対策委員会に申立ての内容を取り次ぐこと。
- 二 第4項に規定する記録及び第5項に規定する報告書を作成すること。
- 2 相談員は、相談者の同意を得た上、複数で相談を行い、相談者が女性の場合には、1名は女性の相談員とすることを原則とする。
- 3 相談員は、心理的なケアを要すると認める場合には、相談者の希望に応じて保健管理センタ

一又は学外の専門機関を紹介する。

- 4 相談員は、相談内容を記録し保管する。この場合においても、保管記録の内容については、相談者の確認を受けるものとする。
- 5 相談員は、相談のみで中断又は終了した場合、あるいは、苦情申立てを防止・対策委員会に取り次いだ場合においても、相談内容の概要と相談件数を当事者双方匿名で、定期的に防止・対策委員会に報告するものとする。
- 6 相談員は、ハラスメントに関する事態が重大で改善措置が緊急に必要であると認めた場合には、直ちに防止・対策委員会にその旨を報告しなければならない。この場合においても、相談者の意思をできる限り尊重するものとする。
- 7 相談員は、防止・対策委員会に申立ての内容を取り次いだ後も、相談者に経過を報告するものとする。
- 8 相談員は、各委員会又は相談者から求めがあった場合には、各委員会の調査等の際に相談者に付き添うことができるものとする。

(ハラスメント調査委員会の設置)

第13条 防止・対策委員会は、ハラスメントに関して相談者から苦情申立てがあったときは、防止・対策委員会の下に、当該事案に関する調査・被害救済手続を扱う非常設的組織として、ハラスメント調査委員会を設置することができる。

- 2 防止・対策委員会は、相談者からの苦情申立てがない場合にも、ハラスメントに関する相談を行った事案について、事態が重大で制裁や改善措置が緊急に必要であると認めた場合には、当該事案に対応するために、直ちに調査委員会を設置することができる。この場合においても、相談者の意思をできる限り尊重するものとする。
- 3 防止・対策委員会は、第1項又は前項に基づき調査委員会を設置した場合には、直ちにその旨を、当該事案の当事者の所属部局長等に連絡するとともに、当該事案の当事者にも通知するものとする。

(調査委員会委員長)

第14条 調査委員会に委員長を置き、防止・対策委員長が指名する。

(調査委員会の組織)

第15条 調査委員会委員長は、防止・対策委員会があらかじめ作成した候補者名簿から男女及び当事者双方の所属のバランスを十分考慮し、委員を4名指名する。

- 2 調査委員会委員の任期は、当該事案に関する任務が終了するまでとする。
- 3 調査委員会委員は、複数の事案について委員を兼任することを妨げない。
- 4 調査委員会委員に弁護士等を加えることができる。
- 5 選任された調査委員会委員について、申立人から不服が申し立てられた場合には、防止・対策委員会は、その不服について検討しなければならない。

(調査委員会の任務)

第16条 調査委員会は、次に掲げる事項を行う。

- 一 当該事案に関する事実調査を行い、原則として2月以内に事実関係を明らかにすること。
- 二 事実調査の結果及びそれに基づく事実認定に関する意見を、防止・対策委員会に報告すること。

(特例としての緊急避難措置)

第17条 防止・対策委員会委員長は、相談者からの正式な苦情申立ての有無に関わらず、相談員から事態が重大で改善措置が緊急に必要なとの報告を受けた場合には、調査委員会による報告を待たずに、委員会名で当事者双方の所属部局長等に対し、緊急避難措置勧告をすることができる。この場合においても、相談者の意思をできる限り尊重するものとする。

(ハラスメント調停委員会の設置)

第18条 相談者が、当事者の話し合いによる解決を求めた場合、防止・対策委員会は、ハラスメント調停委員会を設置することができる。

(調停委員会の組織)

第19条 調停委員会委員は、3名とし、防止・対策委員会があらかじめ作成した候補者名簿から同委員会が指名する。当事者の相談に関与した者は、委員になることができない。

(調停委員会の任務)

第20条 調停委員会は、次に掲げる事項を行う。

- 一 当該申立てに係る当事者の話し合いが円滑に進むよう、立会いのもと援助すること。
- 二 当該申立てに係る当事者に調停案を提示すること。
- 三 当該申立てに係る当事者の調停が成立したときは、合意文書で確認するとともに防止・対策委員会に報告すること。
- 四 調停が不成立の場合には、防止・対策委員会に報告すること。

(相談者又は申立人の意思及び主体性の尊重)

第21条 ハラスメントに関する相談から苦情申立てまでの全ての段階において、相談者又は申立人の意思はできる限り尊重されなければならない。相談員及び委員は、解決策を押し付けたり、誘導したりすることのないよう留意しなければならない。

(相談員等の守秘義務及びプライバシーの保護等)

第22条 相談員及び各委員会委員は、任期中及び退任後においても、任務において知りえた事項について他に漏らしてはならない。

- 2 相談員及び委員は、相談者、当事者及び関係者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。
- 3 ハラスメントに関する相談及び苦情申立てにおいて、相談者、当事者及び関係者が希望する場合には、当該希望者本人については、匿名扱いとする。ただし、被申立人あて文書については、この限りではない。

(不利益な取り扱いの禁止)

第23条 学長、部局長及びその他の職員は、相談若しくは当該被害救済手続への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員又は学生に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

(部局長の責務)

第24条 部局長は、当該部局におけるハラスメントの防止に努めるものとする。

- 2 部局長は、防止・対策委員会から、ハラスメントに関する被害の救済及び環境の改善のためにとるべき措置その他個別の事案への対応策について勧告を受けた場合は、それに適切に対応しなければならない。
- 3 部局長は、再発防止のため改善措置を講じ、学長及び防止・対策委員会に報告するものとする。

(事務)

第25条 各委員会及び相談室に関する事務は、人事チーム及び学生支援チームにおいて処理する。

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(国立大学法人東京農工大学セクシャルハラスメント等の防止に関する規程の廃止)

第2条 国立大学法人東京農工大学セクシャルハラスメント等の防止に関する規程(16経教規程第31号)は、廃止する。

(国立大学法人東京農工大学職員苦情相談規程の一部改正)

第3条 国立大学法人東京農工大学職員苦情相談規程(16経教規程第42号)を次のように改める。

第1条中「セクシュアル・ハラスメント等」を「ハラスメント」に、「国立大学法人東京農工大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程」を「国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程」に改める。

附 則(19教規程第32号)

この規程は、平成19年10月22日から施行する。ただし、第3条第2項の規定中、女性キャリア支援・開発センターについては平成18年9月1日から、キャリアパス支援センターについては平成19年8月1日から適用する。

附 則(20規程第18号)

この規程は、平成20年4月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。ただし、第3条2項の規定中、学生活動支援センターについては平成19年11月1日から適用する。

附 則(20教規程第29号)

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(20教規程第67号)

この規程は、平成20年12月1日から施行し、平成20年11月1日から適用する。

附 則(21教規程第3号)

この規程は、平成21年2月23日から施行し、平成21年2月1日から適用する。

附 則(21教規程第5号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(21教規程第23号)

この規程は、平成21年7月6日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則(22教規程第20号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

国立大学法人東京農工大学ハラスメント防止及び対策ガイドライン

1. ハラスメント防止に向けて

東京農工大学は、個人の尊厳（人権）と学問の自由を損なういかなるハラスメントも許容せず、教育・研究及び就労環境の整備に努めていくことを宣言します。

そこで、まず東京農工大学ハラスメント防止及び対策ガイドラインを作成しました。これに基づき、これまでのセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程を改め、東京農工大学ハラスメント防止及び対策等に関する規程を定め、各種のハラスメントの防止と被害者の迅速な救済を目的にハラスメント防止・対策委員会を発足させ、相談と同委員会への苦情申立ての問題解決取次ぎ専門機関としてハラスメント相談室を開設しました。

ハラスメント相談室では、専門のハラスメント相談員がハラスメントを受けた悩みや気持ちを受け止め、今後の行動指針と支援を得る方策をアドバイスします。個人のプライバシーに十分配慮しながら相談者の立場に立って相談と苦情申立ての取次ぎに応じます。また、相談後の対応プロセスのすべてに相談者の意思を尊重します。今回の改正では、ハラスメント防止・対策委員会による調停制度を新設したほか、正式の救済措置もあります。相談員が申立て、問題解決処理を取り次ぎますのでご相談下さい。ハラスメント被害や苦情申立ての相談を受けた教職員や関係者の方へのアドバイスも行います。

相談後の流れ（対応・措置の過程）の概要は、ハラスメント対応フロー図を、ハラスメント防止に関する諸規則は、東京農工大学ハラスメント防止及び対策等に関する規程をご覧ください。このガイドラインをすべての大学構成員が読んで、意識改革と今後の行動指針に活用されることを強く望みます。

2. ハラスメントの定義

東京農工大学は、ハラスメントを、「差別意識に基づき、あるいは権力関係を用いて、不適切な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的な面を含めて、修学・研究や職務遂行に関連して不利益や損害を与えること」と定義します。

ハラスメントに特徴的なこととしては、その行動が不快で、屈辱的で、敵意に満ち、脅迫的であると、受け手に見えるか感じられること、若しくは理性的な第三者によってそのように見なされることにあります。

ハラスメントの例はおよそ次のようなものです。差別的な言動、執拗ないじめ・嫌がらせ・からかい、性格や容姿に関する不快なコメント、持続的で不合理な批判、罵倒、又は性的な好意や行為と引き換えに報酬（単位認定、推薦、昇進など）の約束をしたり、必要な指導や支援を拒否し、脅迫したりすることなどが挙げられます。

なお、行為者がどんなつもりでそれを行ったかはハラスメントを構成する要件ではありません。

3. ハラスメントの種類とハラスメントになり得る言動の具体例

性別による差別的言動をはじめとして、人種、民族、身分、出生地、出身校又は障害や病気による差別、上下関係や権力関係を背景にした、いじめや各種服従の強要のない大学キャンパスをつくるには、すべての構成員がお互いの人格と相手の文化的背景を尊重する意識を持ち、ハラスメントは相手の人格権を意識的・無意識的に侵害し、時に深刻な心身の健康障害をもたらすものであるとの認識が必要です。たとえば、ある人にとってハラスメントと感じなくても、出身国が異なる人同士の間で社会・文化・宗教的な差異があるときには、それがハラスメントとして受け取られることもあるのです。

1) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントは、性差別の一形態とみなされる人権侵害です。学問、労働、社会的状況へ性的なコメントや活動を不適切に持ち込むという特徴があり、しばしば対等の立場にない人々の間で生じます。もしそこに権限のある、又は信頼される立場の濫用があるならば、明確な利益、不利益の提示がなくても、大学は重大なセクシュアル・ハラスメントとみなします。以下は、主な具体例です。

・相手が望まない一方的な接近や身体接触を行う。（握手を求める、肩をたたく、首や肩を

- 揉む、など不必要に体に触れようとしたり、全身をなめるように見たりする。)
- ・単位や学位の認定、研究指導と引き換えに性関係を求める「対価型セクシュアル・ハラスメント」。
 - ・指導教員や指導学生が飲み会でダンスやカラオケデュエットを強要する。
 - ・個人又は集団の性役割あるいは性別を強調する示唆、望まないコメントなどの「環境型セクシュアル・ハラスメント」。(「女は・・・べき」、「女子高出身者は・・・だ」という言葉を連発し、自らの女性像や役割や学校観を押し付ける。)
 - ・自分の性体験を語ったり、学生に聞いたりする。
 - ・熱心な研究指導のあまりプライバシーに踏み込む。(「今度の彼氏(彼女)と交際するようになって研究がおろそかになったから別れなさい。」、「昨晚は何をしていたんだ。」)
 - ・食事やデートにしつこく誘う。拒否されたり無視されると指導をやめたり、不必要に厳しく指導したりする。
 - ・猥褻(わいせつ)、下品な画像やメールを相手の意向を無視して見せたり送信したりする。

<刑事犯罪>

強姦や性的暴行、ストーカー、痴漢、覗きや盗撮行為は、刑事犯罪あるいは迷惑防止条例違反相当行為です。ハラスメント相談員は、必要な手続きや心身のケアに関する助言、緊急避難措置などの支援を行うことができます。

2) 人種・民族ハラスメント

人種ハラスメントは、人種差別の一形態とみなされ、許容されるものではありません。大学は、人種、民族、国家的な背景を根拠にした屈辱的で攻撃的ないかなる行為や表明も、またこのような行為への参加を扇動することもハラスメントとみなします。

3) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントは、「大学の構成員が権力関係をもとにして、不適切な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的な面を含めて、学修・研究や職務遂行に関連して不利益・損害を与えること」です。(「アカデミック・ハラスメント」防止等対策のための5大学合同研究協議会報告書に準拠)

アカデミック・ハラスメント問題の解決までには、適正な教育研究指導や職権行使と権力の濫用の間の線引きが難しく、定義もあいまいであり、デリケートな問題を含むため困難な作業が伴います。しかしこの種の相談が全国的に、特に理系学部・大学院において急増しており、被害者救済と教育環境改善のためハラスメントとして一括した対応が求められています。

ハラスメントは、安心して安全な教育を受け、研究し、快適な環境で就労する権利を奪う人権侵害行為です。したがって、特に指導的立場にある人は、このことをしっかりと認識して学生や部下の信頼を裏切る行為は厳に謹み、良好な教育・研究・就労環境をつくるよう努めてください。

以下に具体例を示しますが、セクシュアル・ハラスメントと同様、これらの言動は意図の有無に関わらず、受け手にそう感じられた場合、あるいは、防止・対策委員会等の審議によっては、アカデミック・ハラスメントになりえます。

- ・すごい剣幕で怒鳴られ、物を投げつけられるのでビクビクしている。
- ・研究室で他の学生の前で長時間叱りつけられた。(厳しい指導、叱咤激励とは異なる。)
- ・不穏当な仕方では批判されたり、仕事や人格や容姿をけなされたりする。
- ・嫌味ばかりネチネチ言われるだけで指導してくれない。
- ・出身学校や人格のことまで言われる。
- ・「お前には指導しない。」と言われた。
- ・内緒でボーイフレンドまで呼び出された。
- ・寮生は嫌いだ、君と話したくない、やめちまえと言われた。
- ・正当の理由もないのに学会発表を止めさせられた。
- ・就職が内定していたのに適切な指導もないまま論文締め切り直前にダメ出しをされた。

4) パワー・ハラスメント(職務遂行上のハラスメント)

組織・上司が職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する行動を行い、就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用不安を与えるこ

とです。

5) アルコール・ハラスメント

一気飲みの強要や、酒席でノンアルコールを用意しなかったり、お酌を強要したり、体質的に飲めない人に飲酒を強要したりする場合があります。

6) その他のハラスメント

喫煙、メール、電話等によるハラスメントもあります。

4. ハラスメントにあったとき

1) ハラスメントを受けていると感じたなら、もし少しでも可能ならば言葉と態度で自分はそのような行動を「望んでいない」、「受け入れられない」、「不快である」とはっきりと伝えましょう。勇気を出して拒絶し、意思を明確に相手に伝えることが大切です。しかし、「ノー」と言えない場合もあるでしょう。（そこにハラスメントの特徴があります。）周囲の人に話して助けてもらうことも必要です。あなたが悪いと感じたり、それに耐えなければならぬと感じたりしてはなりません。

2) 手紙や書状、電子メールの方が伝えやすいかもしれません。（コピーをとっておいてください。）これだけでハラスメントを止めさせるのに十分な場合もあります。

3) 「ノー」と言ったため指導を拒否されたり、嫌がらせがひどくなったりしたら困ると思うかも知れません。もし相手がそのような態度に出たら、そのことを記録し、ハラスメント相談室を利用してください。大学はそのようなハラスメントを許しません。

あなたを悩ます問題に関するどんな出来事も詳細に記録したり、日記をつけたりすることは大切です。とりわけ相手に話すことができないと感じたり、話したあとにもそのハラスメントが持続したりするときはそうです。

その記録や日記に、いかにその行為があなたの学生生活や学問・研究活動、仕事や社会生活を変えてしまったか、あるいは心身の健康を損なってしまったかの詳細を書いておいてください。

4) これらの対応が自分でうまくできない場合、あるいはハラスメントが止まない場合は、ハラスメント相談員に相談・苦情申立てを行ってください。

5. ハラスメント相談、相談窓口、その後の対応（「対応のフロー図」を参照）

ハラスメント相談員（以下、相談員）は、本学の常勤・非常勤のカウンセラーが特別の研修を積み学長より任命されています。

自分ひとりで行きにくい場合は、誰かに付き添ってもらってください。相談者の了解を得た上で、原則として二人の相談員が話を伺います。相談者の立場に立ってじっくり話を聞きながら、事態を理解し整理することを手助けし、今後の対処の方針や解決方法を自分自身で意思決定をするための相談に応じます。必要な場合には、カウンセリングや医療の専門家を紹介します。相談者の希望に応じて苦情申立ての取り次ぎを行い、問題解決への道筋を示します。相談員は、相談者の名誉とプライバシーを守ります。

問題を解決するための方法には、相手への注意や警告のほか、事実関係の調査、調停（当事者間の話し合い）、勧告、制裁などの強制的な措置があります。これらは正式の手続きを経てできるだけ迅速に行いますが、いずれの場合も、あくまで相談者本人の意思を十分に確認してから行います。またどの段階でも、苦情申立てなどの手続きを取り下げることができます。

苦情申立てがなされた時点で（相談の途中であっても）ハラスメントの疑いのある行為が継続し深刻な心身の障害をきたしているなどの緊急性が認められる場合は、ハラスメント防止・対策委員会は、臨時措置として当事者双方の所属部局長等に対し、緊急避難措置を勧告することができます。

ハラスメント相談のみで解決終了する場合があります。すべての相談が加害者（以下、被申立人）の調査、報告、処分につながるわけではありません。あなたの相談、苦情申立て後の対応のすべての過程で、相談者の意思を最大限尊重し、プライバシー保護に万全を期します。相談者の了承なくして個人情報が開示されることはなく、情報は相談者を守る関係者のみに開示

され、またすべての調査は秘密が保持されます。

相談員以外の教職員が相談を受けた場合には、相談者の同意の上で具体的事項を相談窓口
に報告するものとしています。また、相談員は相談を受けた教職員又は学生への助言も行います。

匿名での相談や訴えに対しては、原則的に苦情処理や調査は行わず、当事者双方匿名で内容
と件数のみハラスメント防止・対策委員会に報告して啓発活動に用います。

大学は、ハラスメントの訴えを重大問題として扱います。したがって、事実に基づかない虚
偽の訴えや悪意に基づく根拠のない誹謗中傷はしてはいけません。

相談員の氏名、相談日、連絡先は下記のとおりです。メール、電話、手紙での相談も受け付
けます。学内掲示板や大学ホームページにも記されています。またパンフレットは、両地区学
生サポートセンター、ハラスメント相談室、学生相談室、各部局事務室、保健管理センターな
どにあります。

ハラスメント相談窓口

相談日・相談室の場所・相談員の氏名は下記のとおりです。

ハラスメント相談室：府中キャンパス 毎週 1回 木曜日 9:00～12:00

小金井キャンパス 毎週 1回 水曜日又は木曜日 9:00～12:00

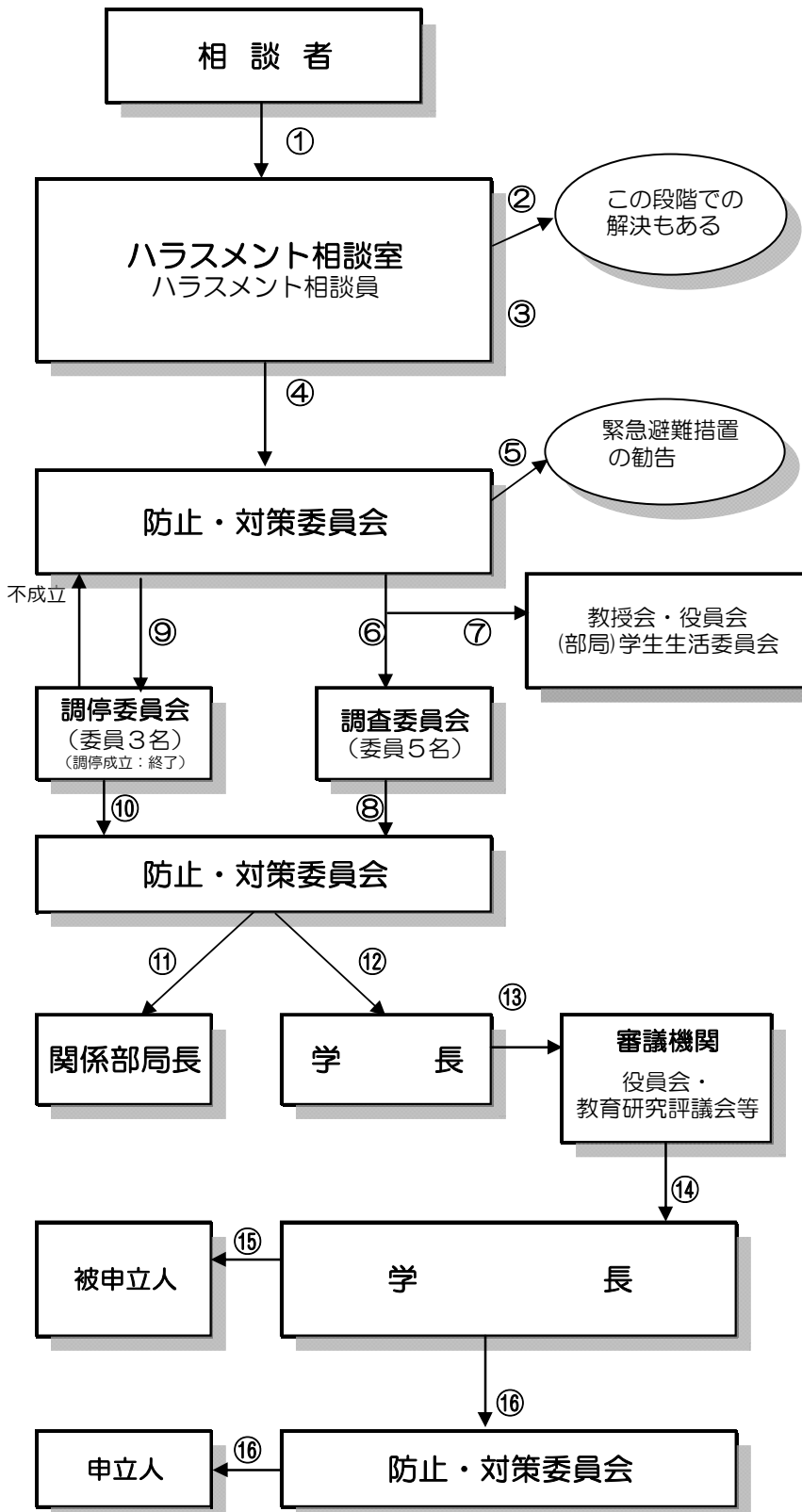
| 氏名 | 相談室の場所、相談曜日 |
|--------|----------------------|
| 早川 東作 | 主任相談員（保健管理センター） |
| 澁澤 梨絵 | 府中キャンパス（農学部本館1階）、木曜日 |
| 川合 あさ子 | 府中キャンパス（農学部本館1階）、木曜日 |
| 田木 美代子 | 小金井キャンパス（中央棟5階）、水曜日 |
| 中野 良吾 | 小金井キャンパス（中央棟5階）、木曜日 |

メール（sa-sodan@cc.tuat.ac.jp）又は電話（内線：府中キャンパス【5606】、小金井キャン
パス【7018】）でハラスメント相談員と面談の約束ができます。ハラスメント相談日時以外
の時間帯は、他の「学生相談・就職相談」が行われておりますので、メールで連絡先及び連絡
可能な時間帯を連絡してください。できる限り早く対応します。

6. ガイドライン、規程の見直し

防止・対策委員会は、ガイドライン等の年度ごとの運用状況を勘案し、必要があれば見直し
を行います。

東京農工大学ハラスメント対応のフロー図



- ① ハラスメント相談室ではハラスメントの相談・訴えに応じます。
- ② この段階での解決もあります。相談者は、どの段階でも申立てを取り下げることができます。
- ③ 相談員はプライバシーなどの人権を尊重しつつ、事情を聞き取り、申立ての意思を確認します。
- ④ 相談者の申立てを防止・対策委員会へ取り次ぎます。
- ⑤ 救済手段として委員長判断により緊急避難措置を勧告する場合もあります。
- ⑥ 防止・対策委員会は人権侵害の有無を判断し、必要に応じ調査委員会を設置します。
- ⑦ 調査を開始したときは、被申立人の身分に応じ、教授会等の機関に通知します。
- ⑧ 調査結果を防止・対策委員会へ報告します。
- ⑨ 防止・対策委員会は、申立人が調停を求めた場合は、調停委員会を設置し調停を行います。
- ⑩ 成立した調停内容を防止・対策委員会へ報告します。
- ⑪ 必要に応じて救済措置を関係部局長へ勧告します。
- ⑫ 防止・対策委員会は調査結果に基づき、懲戒処分相当と認めた場合、その旨学長へ具申します。
- ⑬ 学長は防止・人権委員会の報告を受け、処分勧告を受けた被申立人の身分に応じ、審議機関へ審議依頼します。
- ⑭ 審議機関は、審議結果を学長へ通知します。
- ⑮ 学長は、審議結果に基づいて処分を行います。
- ⑯ 学長は防止・対策委員会に審議結果を通知し、防止・対策委員会は審議結果を申立人へ報告します。

常に相談者（申立人・相談を受けた教職員）の意思を確認しながら、手続きを進めます。

国立大学法人東京農工大学学寮規程

平成16年4月7日
16 教 規程第16号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京農工大学学則第41条第3項に規定する学寮については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、学寮とは次の施設をいう。

- 一 櫛寮
- 二 楓寮
- 三 桜寮

(目的)

第3条 学寮は、東京農工大学（以下「本学」という。）の厚生施設として学生に良好な居住及び勉学の環境を提供するとともに、共同生活を通じて充実した学生生活に資することを目的とする。

(入寮対象者)

第4条 学寮に入寮できる者は本学学生とし、櫛寮にあつては男子学生、楓寮及び桜寮にあつては女子学生とする。

(定員)

第5条 学寮の定員は、次の表のとおりとする。

| | |
|-----|------|
| 櫛 寮 | 200人 |
| 楓 寮 | 48人 |
| 桜 寮 | 18人 |

(管理運営の責任者)

第6条 学寮の管理運営責任者は、教育担当副学長（以下「副学長」という。）とする。

(学生生活委員会)

第7条 学寮の管理運営に関する重要事項については、学生生活委員会（以下「委員会」という。）で審議する。

(入寮の願出)

第8条 学寮に入寮を希望する者は、入寮願に本学が指定する書類を添えて、副学長に願出するものとする。

(入寮の選考及び許可)

第9条 入寮の選考及び許可は、別に定める選考基準に基づき、委員会の議を経て副学長が行う。

(在寮期間)

第10条 在寮期間は、入寮を許可された日からその者の修業年限（大学院生は標準修業年限）以内とする。

(入寮手続及び許可の取消し)

第11条 入寮の許可を受けた者は、所定の期限内に入寮手続きをしなければならない。

2 入寮の許可を受けた者で、前項に定める手続きを完了しないときは、許可を取り消すことがある。

3 入寮の許可を受けた者で、第8条に規定する必要書類の内容に虚偽の事実が判明したときは、許可を取り消すことがある。

(寄宿料及び共益費)

第12条 寮生は、国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程（以下「諸料金規程」という。）に定める寄宿料及び共益費を毎月10日までに資産管理チームに納入しなければならない。ただし、楓寮の寮生は共益費の納入を要しない。

2 入寮の日又は退寮の日が月の中途であっても、その月の寄宿料及び共益費は1ヶ月分を納入しなければならない。

3 削 除

4 納付済の寄宿料及び共益費は、これを返還しない。

(退去時清掃費の負担)

第12条の2 寮生は、前条に定める寄宿料及び共益費のほか、諸料金規程に定める退去時清掃費を納入しなければならない。ただし、楓寮の寮生は納入を要しない。

2 退去時清掃費は、入寮の日の属する月に係る寄宿料を納入するときに資産管理チームに納入しなければならない。

3 納付済の退去時清掃費は、これを返還しない。

(光熱水料等の経費の負担)

第13条 寮生が私生活のために使用する光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。ただし、樺寮及び桜寮に係る本経費は、各居室で使用した分とする。

2 寮生は、前項に定める経費を毎月所定の日までに資産管理チームに納入しなければならない。

(施設の保全等)

第14条 寮生は、居室、共用施設及びその他の施設・設備の保全に留意し、常に正常な状態で使用しなければならない。

2 寮生は、保健衛生、防火及び災害防止等に留意し、快適な環境の保持に努めなければならない。

3 寮生は、故意又は重大な過失により施設・設備を滅失、毀損又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(退寮手続)

第15条 寮生が退寮を希望するときは、事前に副学長に退寮願を提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、事前に居室の施設・設備及び備品などを原状に回復し、副学長の指定する者の点検を受けなければならない。

3 前項の規定は、次条各号の規定により退寮を命ぜられた者についても適用する。

(退寮措置)

第16条 副学長は、寮生が次の各号の一に該当したときは、速やかに退寮を命ずるものとする。ただし、第4号から第7号までのいずれかの事由により退寮を命じようとする場合には、あらかじめ委員会の議を経るものとする。

- 一 本学学生の身分を失ったとき。
- 二 第10条に規定する在寮期間を超えてもなお居住しているとき。
- 三 3か月以上にわたり寄宿料及び共益費又は光熱水料等の経費の納入を怠ったとき。
- 四 停学を命ぜられた者で、退寮処置を必要とするとき。
- 五 長期の休学者及び留学者で、在寮が不相当と認められるとき。
- 六 疾病等保健衛生上、寮生活に不相当と認められるとき。
- 七 寮内で風紀・秩序を乱す行為があったとき。

(寮生以外の者の宿泊禁止)

第17条 学寮には、寮生以外の者を宿泊させてはならない。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会の議を経て副学長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (18 教 規程第16号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (21教 規程第30号)

- 1 この規程は、平成21年11月1日から施行する。
- 2 平成21年10月31日現在入寮の許可を得ている者は、施行日においても入寮許可を受けているものとして取り扱うものとする。
- 3 平成21年10月31日現在入寮の許可を受けている者の在寮期間は、その者がすでに認められた在寮期間とする。
- 4 平成21年11月1日現在に入寮の許可を得ている者のうち、二人で櫛寮の一居室を使用することを希望する者があるときは、第5条に規定する定員数にかかわらず、副学長はこれを許可することができる。
- 5 副学長は、この規程の施行日に入寮の許可を受けている者のうち、平成22年4月に本学大学院に進学する者が引き続き在寮を希望する場合は、これを認めることができるものとし、その在寮期間は第10条に定めるところによる。
- 6 この規程の施行日に入寮の許可を受けている者のうち、平成22年3月25日までに退寮する者については、改正後の第12条の2の規定にかかわらず退去時清掃費は徴収しないものとする。

国立大学法人東京農工大学国際交流会館規程

平成16年4月7日
16 経教 規程第23号

(設置)

第1条 国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人東京農工大学国際交流会館（以下「会館」という。）を置く。

2 府中地区に府中国際交流会館を、小金井地区に小金井国際交流会館を設ける。

(目的)

第2条 会館は、本学に在学する外国人留学生（以下「留学生」という。）及び本学において研究に従事する外国人研究者等（以下「研究者」という。）の居住の用に供するとともに、諸外国との教育研究上の交流に寄与することを目的とする。

(職員)

第3条 会館に、館長その他必要な職員を置く。

2 館長は、本学の役員又は職員のうちから学長が指名する。

3 館長は、会館の管理運営に関する業務を掌理する。

(委員会)

第4条 会館の管理運営に関する重要事項は、国際交流委員会（以下「委員会」という。）で審議する。

(会館運営協力者)

第5条 会館に入居を許可された者（以下「入居者」という。）の生活上の諸問題について相談に応ずるとともに助言を行うため会館運営協力者を置くものとする。

2 会館運営協力者は、本学職員の中から館長が委嘱する。

(入居資格)

第6条 会館に入居できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 留学生並びにその配偶者及び子女

二 研究者（本学に在留する期間が原則として1か月以上の者）並びにその配偶者及び子女

三 その他館長が適当と認める者

(入居期間)

第7条 入居期間は、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、館長がやむを得ない事情があると認めた場合には、1年以内の期間に限り入居期間の延長を許可することができる。

(入居申請)

第8条 会館に入居を希望する者は、入居許可申請書により、所属部局の長を経由して館長に申請し、許可を受けなければならない。

(入居希望者の選考及び許可)

第9条 館長は、前条の申請があったときは、委員会委員による選考委員会の選考

を経て入居を許可する。

(入居手続)

第10条 入居を許可された者は、速やかに所定の手続きをとらなければならない。

(寄宿料等)

第11条 入居者は、別に定めるところにより、留学生にあつては寄宿料を、研究者にあつては使用料を、毎月所定の期日までに納付しなければならない。

2 既納の寄宿料又は使用料は、返還しない。

3 入居者は、寄宿料又は使用料のほか、別に定めるところにより、生活に必要な電気、ガス、水道料及びその他の経費（以下「光熱水料等」という。）を毎月所定の期日までに納付しなければならない。

(施設保全)

第12条 入居者は、会館の施設・設備、備品等の保全に留意しなければならない。

(損害賠償)

第13条 入居者が故意又は重大な過失により、施設・設備、備品等を破損、滅失又は汚損したときは、速やかに館長に届け出るとともに、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(入居許可の取消)

第14条 館長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、委員会の議を経て入居の許可を取り消すことができる。

- 一 会館の管理運営に重大な支障を与えたとき。
- 二 入居許可申請等に虚偽があつたとき。
- 三 寄宿料又は使用料及び光熱水料等を納付しないとき。
- 四 前条の損害賠償の義務を履行しないとき。

2 前項の規定により入居許可を取消された者は、2週間以内に退去しなければならない。

(退去)

第15条 入居者は、入居資格を失つたとき及び入居期間が満了したときは、所定の退去届を館長に提出し速やかに会館から退去しなければならない。ただし、特別な理由があるときは退去の猶予を認めることがある。

(事務)

第16条 会館に関する事務は、国際交流推進チームにおいて行う。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（17経教 規程第34号）

この規程は、平成17年6月29日から施行し、平成17年5月1日から適用する。

附 則（18教 規程第5号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京農工大学農学部（以下「学部」という。）における教育課程その他必要な事項については、国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(教育課程の内容及び履修方法)

第2条 各学科ごとの教育課程の内容及び履修方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 全学共通教育科目については、別表（1）及び別表（2）
- 二 専門科目のうち学科専門科目については、別表（3）
- 三 専門科目のうち学部共通専門科目については、別表（4）

2 前項の授業科目の年次別編成は、別に定める。

3 学則第98条第2項に定める自由選択単位については、別に定める。

第2条の2 博物館学芸員資格を取得しようとする者のために、博物館に関する授業科目を開設する。

2 博物館に関する授業科目の名称及び単位数並びに履修については、別表（5）のとおりとする。

第2条の3 学科に特定の教育目的に応じて、第2条第1項に定める授業科目のうちから所定の授業科目を配置したプログラム等（以下、「教育プログラム等」という。）を開設することができる。

2 教育プログラム等について必要な事項は、別に定める。

第3条 履修しようとする授業科目については、各学期の授業開始後2週間以内に履修届書を学部長に提出しなければならない。

2 他の学部の授業科目（講義によるものに限る。）を履修しようとする者は、学部長を経て、当該他の学部長に願い出て、その許可を得なければならない。

3 前条第1項第3号別表（4）により履修し修得した単位並びに他学科、他学部及び他大学等において履修し修得した単位については、学則第98条第2項に規定する自由選択単位として卒業に必要な単位数に算入することができる。

4 削除

5 本学大学院の農学府（開放科目を設ける専攻に限る。）、工学府及び生物システム応用科学府の授業科目を履修しようとする者（3年次編入学生を除く。以下、次項において同じ。）は、学部長を経て、当該学府長に願い出て、その許可を得なければならない。

6 前項に定めるもののほか、大学院の授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等)

第4条 学則第99条第4項の規定により、入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学時に学部長に願い出なければならない。

2 認定の対象となる授業科目は、学則第88条から第90条までの規定による再入学、転入学及び編入学の場合を除き、全学共通教育科目、学科専門科目及び学部共通専門科目とし、認定単位数は別に定める。

(卒業論文の提出時期、審査の方法等)

第5条 学則第100条に定める卒業論文を履修する者は、各学科の定める日までに、当該卒業論文を指導教員に提出しなければならない。

2 削除

3 提出された卒業論文については、各学科においてそれぞれ審査を行い、指導教員が成績を評価し、その合格者には所定の単位を与える。

(修業年限を超える者の卒業)

第6条 修業年限を超えて在学する者の卒業認証については、別に定める。

(入学の出願手続)

第7条 学則第18条及び第88条から第90条までの規定により入学、再入学、転入学及び編入学を志願する者の入学願書は、学部長を経て、学長に提出しなければならない。

(転学部)

第8条 学則第93条第2項の規定により、転学部をしようとする者は、1月末日までに志望の学部、学科を記載した転学部願書に次の各号に掲げる書類を添付して学部長を経て学長に提出しなければならない。

- 一 学部長の発行する転学部出願許可書
- 二 既修科目の成績証明書
- 三 人物調査書
- 四 履歴書
- 五 健康診断書

(転学科)

第9条 学則第93条第2項の規定により転学科をしようとする者は、1月末日までに志望学科を記載した転学科願書を学部長に提出しなければならない。

(転学部、転学科する者の単位、修業年限の取扱い)

第10条 前2条の規定により、転学部又は転学科を願い出た者についてその許可をしようとする時は、教授会は、その者の既修科目の全部又は一部を認定するとともに、転学部又は転学科の後に履修しなければならない授業科目、単位数及び修業すべき年限を定める。

(他の大学への入学又は転入学)

第11条 学則第24条第2項の規定による許可を受けた者が、他の大学へ入学又は転入学する場合は、入学又は転入学年度の前年度末限りで退学しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (18農規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則 (19農規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (20農規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行し、第2条第1項第4号を削る改正規定、別表(2)及び別表(3)地域生態システム学科の表の一部を変更する改正規定は、平成20年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則 (21農規則第1号)

この規則は、平成21年1月26日から施行し、第2条の3を加える改正については平成18年4月1日から、別表(3)に係る改正については平成21年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則 (22農教規則第2号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

全学共通教育科目

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 学 科 名 | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-------------------------------------|--------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | | 生物生産学科 | 応用生物科学科 | 環境資源科学科 | 地域生態システム学科 | 獣医学科 | | | | | | | |
| 大学導入科目 | 農学基礎ゼミ | 1 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | |
| 持続可能な地球のための科学技術 | 自校教育 | MORE SENSE入門 | 1 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | |
| | 科学技術と社会 | 科学史 | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | 産業史 | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | 農業史 | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | 食料・環境問題 | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | 技術者倫理 | 2 | この区分から6単位以上を修得すること。 | この区分から6単位以上を修得すること。 | この区分から6単位以上を修得すること。 | この区分から6単位以上を修得すること。 | この区分から6単位以上を修得すること。 | この区分から6単位以上を修得すること。 | | | | | |
| | | 知的財産権論 | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | 生命倫理 | 2 | | | | | | | | | | | |
| | 自然保護文化論 | 2 | | | | | | | | | | | | |
| | 融合科目 | 融合科目() | 1 | | | | | | | | | | | |
| 融合科目 | 融合科目() | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 共生人文社会科学 | 共生人文社会科学 A | 現代倫理論 | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | 現代宗教論 | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | 多文化共生論 | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | ジェンダー論 | 2 | | | | | | | | | | | |
| | | 共生社会政策論 | 2 | 「共生人文社会科学A」2単位以上、「共生人文社会科学B」4単位以上(「人間と文化」2単位、「社会の構造」2単位)を含めあわせて8単位以上修得すること。 | 「共生人文社会科学A」2単位以上、「共生人文社会科学B」4単位以上(「人間と文化」2単位、「社会の構造」2単位)を含めあわせて8単位以上修得すること。 | 「共生人文社会科学A」2単位以上、「共生人文社会科学B」4単位以上(「人間と文化」2単位、「社会の構造」2単位)を含めあわせて8単位以上修得すること。 | 「共生人文社会科学A」2単位以上、「共生人文社会科学B」4単位以上(「人間と文化」2単位、「社会の構造」2単位)を含めあわせて8単位以上修得すること。 | 「共生人文社会科学A」2単位以上、「共生人文社会科学B」4単位以上(「人間と文化」2単位、「社会の構造」2単位)を含めあわせて8単位以上修得すること。 | | | | | | |
| | | 国際平和論 | 2 | | | | | | | | | | | |
| | 共生人文社会科学 B | 人間と文化 | 哲学 | | | | | | 2 | | | | | |
| | | | 文学・芸術学 | | | | | | 2 | | | | | |
| | | | 心理学 | | | | | | 2 | | | | | |
| | | 社会の構造 | 教育学 | | | | | | 2 | | | | | |
| | | | 日本国憲法 | 2 | | | | | | | | | | |
| | | | 経済学 | 2 | | | | | | | | | | |
| | | | 社会学 | 2 | | | | | | | | | | |
| 歴史学 | 2 | | | | | | | | | | | | | |
| 英語 | リーディング・ベイシックス | 1 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | | |
| | ライティング・ベイシックス | 1 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | | |
| | イングリッシュ・コミュニケーションI | 1 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | | |
| | アドヴァンスト・リーディング | 1 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | | |
| | アドヴァンスト・ライティング | 1 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | | |
| | イングリッシュ・コミュニケーションII | 1 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | | |
| | 資格試験英語演習 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | アカデミック・リーディング | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | アカデミック・コミュニケーション | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | リテラシー科目 | 第2外国語 | ドイツ語初級文法 I | 1 | | | | | | | | | | |
| ドイツ語初級文法 II | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| ドイツ語初級講読 | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| ドイツ語中級 I | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| ドイツ語中級 II | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| フランス語初級文法 I | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| フランス語初級文法 II | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| フランス語初級講読 | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| フランス語中級 I | | | 1 | *1 同一言語の初級から2単位を修得すること。 *2 中級は当該言語の初級3単位を履修条件とする。 | *1 同一言語の初級から2単位を修得すること。 *2 中級は当該言語の初級3単位を履修条件とする。 | *1 同一言語の初級から2単位を修得すること。 *2 中級は当該言語の初級3単位を履修条件とする。 | *1 同一言語の初級から2単位を修得すること。 *2 中級は当該言語の初級3単位を履修条件とする。 | *1 同一言語の初級から2単位を修得すること。 *2 中級は当該言語の初級3単位を履修条件とする。 | | | | | | |
| フランス語中級 II | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 中国語初級文法 I | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 中国語初級文法 II | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 中国語初級講読 | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 中国語中級 I | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 中国語中級 II | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| スペイン語初級文法 I | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| スペイン語初級文法 II | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| スペイン語初級講読 | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 韓国語初級文法 I | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| 韓国語初級文法 II | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| 韓国語初級講読 | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| 国際コミュニケーション演習 | Communication Skills for Scientists | 1 | 自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。 | | | | | | 自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。 | 自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。 | 自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。 | 自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。 | | |
| スポーツ健康科学科目 | スポーツ健康科学理論 | 2 | 必修1単位を含めて2単位以上を修得すること。この2単位を含む4単位までを卒業に必要な単位に算入できる。 | | | | | | 必修1単位を含めて2単位以上を修得すること。この2単位を含む4単位までを卒業に必要な単位に算入できる。 | 必修1単位を含めて2単位以上を修得すること。この2単位を含む4単位までを卒業に必要な単位に算入できる。 | 必修1単位を含めて2単位以上を修得すること。この2単位を含む4単位までを卒業に必要な単位に算入できる。 | 必修1単位を含めて2単位以上を修得すること。この2単位を含む4単位までを卒業に必要な単位に算入できる。 | | |
| | 体力学実技 | ◎1 | ◎ | | | | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | |
| | 生涯スポーツ実技 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 日本語科目 | 日本語 I | 2 | | | | | | | | | | | | |
| | 日本語 II | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | 日本語 III | 1 | 留学生等対象 | 留学生等対象 | 留学生等対象 | 留学生等対象 | 留学生等対象 | | | | | | | |
| 日本事情科目 | 日本事情 I | 2 | | | | | | | | | | | | |
| | 日本事情 II | 2 | | | | | | | | | | | | |

備考 ◎印の授業科目は、必修とする。
()については、別に定めるテーマから選択するものとする。

別表(2)(第2条関係)

全学共通教育科目

| 区分 | | 授業科目 | 単位数 | 学 科 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-----------|----------|----------|----------|---|------------------------|--|------------------------|--|---------------|------------------|---------------|--------------------------------------|---|--|---------------------------------|--|---|--|--|---|--|---|--|--|--|--|--|
| | | | | 生物生産学科 | | 応用生物科学科 | | 環境資源科学科 | | 地域生態システム学科 | | 獣医学科 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全学共通教育科目 | 自然科学系基礎科目 | TAT I 科目 | 数学 | 線形代数学 I | 2 | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | | | | | | | | | | | |
| | | | 数学 | 微分積分学 I | 2 | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | | | | | | | | | |
| | | | 物理学 | 物理学 | 2 | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | | | | | | | | | |
| | | | 化学 | 化学 | 2 | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | | | | | | | | | |
| | | | 生物学 | 生物学 | 2 | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | ◎ | | | | | | | | | | |
| | TAT II 科目 | 数学 | 線形代数学 II | 2 | | 必修2単位を含め18単位以上を修得すること。 | | 必修2単位を含め18単位以上を修得すること。 | | 2単位以上を修得すること。 | 合わせて19単位以上修得すること | 2単位以上を修得すること。 | ◎印の授業科目の中から2単位以上修得し、合わせて16単位以上修得すること | ◎ | | 必修4単位に加え、◎印の授業科目から4単位以上を修得すること。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 数学 | 微分積分学 II | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 数学 | 数理統計学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 物理学 | 力学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 電磁気学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 物理学実験 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | ◎ | | ○ | | | | | |
| | | 化学 | 物理化学A | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 物理化学B | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 有機化学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 無機化学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 化学実験 | 1 | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | ◎ | | ○ | | | | | |
| | | 生物学 | 生態学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 遺伝学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 微生物学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 細胞生物化学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生物構造機能学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生物学実験 | 1 | | ◎ | | | | | ◎ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地学 | 地学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 地球環境地学 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 地学実験 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考 ◎印の授業科目は、必修とする。

別表(3) (第2条関係)

学 科 専 門 科 目

生物生産学科

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 備 考 | 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 備考 | |
|-------------|-----------|-----------------|-------------------------------|---------------|-----------------|-------------|----|---|
| 学科共通科目 | 生物生産学原論 | ◎4 | この中から必修12単位を含め、60単位以上を修得すること。 | 動物生産系科目 | 畜産学総論 | 2 | | |
| | 情報処理学 | ◎2 | | | 農業昆虫学Ⅰ | 2 | | |
| | 生化学 | 2 | | | 家畜形態・生理学 | 2 | | |
| | 農業微生物学 | 2 | | | 農業昆虫学Ⅱ | 2 | | |
| | 分析科学 | 2 | | | 家畜飼養学 | 2 | | |
| | 農産物製造学 | 2 | | | 家畜繁殖学 | 2 | | |
| | 生物統計学 | 2 | | | 家畜育種学 | 1 | | |
| | 科学英語論文講読 | 2 | | | 蚕糸・昆虫利用学 | 2 | | |
| | 農業分野専攻実習 | 2 | | | 家畜衛生学 | 2 | | |
| | 生物生産学実験基礎 | ◎4 | | | 農業経営経済系科目 | 農業経済学 | | 2 |
| | アグリバイオ実験 | 4 | | | | 農業経営学 | | 2 |
| | 学外実習(農家) | 1 | | | | 食料システム経済学 | | 2 |
| | 学外実習(研究所) | 1 | | 農業市場学 | | 2 | | |
| | 卒業論文 | 8 | | 国際農業政策論 | | 2 | | |
| | 生産技術環境系科目 | 作物栽培学 | | 2 | | 農業資源経済学 | | 2 |
| 土壌学 | | 2 | | サステイナブルツーリズム論 | | 1 | | |
| 環境気象学 | | 2 | | 農業経営経済学総合演習 | | 1 | | |
| 土壌物質循環・肥料科学 | | 2 | | 農村社会調査実習 | | 2 | | |
| 作物保護学 | | 2 | | 新領域科目 | | バイオマスエネルギー論 | | 2 |
| 灌漑排水工学 | | 2 | | | 遺伝子細胞工学 | 2 | | |
| 生物生産環境学 | | 2 | | | 生物生産学特別講義Ⅰ(環境系) | 0.5 | | |
| 農地工学 | | 2 | | | 生物生産学特別講義Ⅱ(植物系) | 0.5 | | |
| フィールド実験実習Ⅰ | | ◎1 | | | 生物生産学特別講義Ⅲ(動物系) | 0.5 | | |
| フィールド実験実習Ⅱ | ◎1 | 生物生産学特別講義Ⅳ(経済系) | | | 0.5 | | | |
| 植物生産系科目 | 植物生理学 | 2 | | | 食料リスクアナリシス | 2 | | |
| | 植物分子遺伝学 | 2 | | | 地域パートナーシップ論 | 1 | | |
| | 植物生態生理学 | 2 | | | 動物福祉論 | 2 | | |
| | 作物学 | 2 | | | | | | |
| | 植物栄養学 | 2 | | | | | | |
| | 園芸学Ⅰ | 2 | | | | | | |
| | 園芸学Ⅱ | 2 | | | | | | |
| | 植物育種学 | 2 | | | | | | |
| | 植物生態学 | 2 | | | | | | |

備考 ◎印の授業科目は、必修とする。

応用生物科学科

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 備考 | 区分 | 授業科目 | 単位数 | 備考 |
|----------------|---------------|-----|---|----------------|-------------|-----|----|
| 学科 共通 科目 | 情報処理学 | 2 | この中から必修 2単位を含めて、 62単位以上を修 得すること。 | 学科 共通 科目 | 細胞工学 | 2 | |
| | 有機化学Ⅰ | 2 | | | 栄養化学Ⅱ | 2 | |
| | 生化学Ⅰ | 2 | | | 植物工学 | 2 | |
| | 分析化学Ⅰ | 2 | | | 代謝工学 | 2 | |
| | 有機化学Ⅱ | 2 | | | 蛋白学 | 2 | |
| | 生化学Ⅱ | 2 | | | 有機合成化学 | 2 | |
| | 分子生物学Ⅰ | 2 | | | 生体高分子利用学 | 2 | |
| | 植物保護学 | 2 | | | 農薬化学 | 2 | |
| | 発生生物学 | 2 | | | 病原微生物学 | 2 | |
| | 昆虫生物学 | 2 | | | 昆虫生理学 | 2 | |
| | 分子細胞生物学 | 2 | | | 食品衛生学 | 2 | |
| | 分析化学Ⅱ | 2 | | | 応用生物科学特別講義Ⅰ | 1 | |
| | 有機化学Ⅲ | 2 | | | 応用生物科学特別講義Ⅱ | 1 | |
| | 生化学Ⅲ | 2 | | | 科学英語論文演習Ⅰ | 1 | |
| | 植物生理学 | 2 | | | 科学英語論文演習Ⅱ | 1 | |
| | 免疫生物学 | 2 | | | 農場実習 | 1 | |
| | 分子生物学Ⅱ | 2 | | | 応用生物科学共通実験Ⅰ | ◎1 | |
| | 食品化学Ⅰ | 2 | | | 応用生物科学共通実験Ⅱ | ◎1 | |
| | 微生物生化学 | 2 | | | 応用生物科学専門実験Ⅰ | 1 | |
| | 天然物有機化学 | 2 | | | 応用生物科学専門実験Ⅱ | 1 | |
| | 生物相関学 | 2 | | | 応用生物科学専門実験Ⅲ | 1 | |
| | 天敵微生物学 | 2 | | | 応用生物科学専門実験Ⅳ | 1 | |
| | バイオリジカルコントロール | 2 | | | 応用生物科学専門実験Ⅴ | 1 | |
| | 植物病理学 | 2 | | | 応用生物科学専門実験Ⅵ | 1 | |
| | 食品化学Ⅱ | 2 | | | 応用生物科学実習 | 1 | |
| | 栄養化学Ⅰ | 2 | | | 卒業論文 | 8 | |
| | 遺伝子工学 | 2 | | | | | |
| | 神経生物学 | 2 | | | | | |
| 応用微生物学 | 2 | | | | | | |
| 生理活性物質化学 | 2 | | | | | | |
| 科学英語 | 2 | | | | | | |
| 食品製造学 | 2 | | | | | | |
| 専門自由科目(食品工学) | 2 | | | | | | |

備考 ◎印の授業科目は、必修とする。

環境資源科学科

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 備考 | 区分 | 授業科目 | 単位数 | 備考 |
|--------------------|------------------|-----|---------------------|--------|-----------|-----|---------------------|
| 学科共通科目 | 情報処理学 | 2 | この中から31単位以上を修得すること。 | 学科専門科目 | 住環境学 | 2 | この中から20単位以上を修得すること。 |
| | 地球化学 | 2 | | | 資源リサイクル学 | 2 | |
| | 環境分析化学 | 2 | | | 地圏環境学 | 2 | |
| | 大気化学 | 2 | | | 大気環境学 | 2 | |
| | 水溶液化学 | 2 | | | 水界環境学 | 2 | |
| | 環境情報学 | 2 | | | 生態系保全学 | 2 | |
| | 環境資源土壌学 | 2 | | | 森林資源科学 | 2 | |
| | 植物組織形態制御学 | 2 | | | 環境気象学 | 2 | |
| | 生化学 | 2 | | | 資源高分子化学 | 2 | |
| | 機器分析化学 | 2 | | | 資源材料・構造力学 | 2 | |
| | 微生物生理生態学 | 2 | | | 環境汚染化学 | 2 | |
| | 環境資源有機化学 | 2 | | | 環境微生物学 | 2 | |
| | 樹木生態生理学 | 2 | | | エコマテリアル学 | 2 | |
| | 環境資源科学実習 | 1 | | | 環境毒性学 | 2 | |
| | 環境分子生物学 | 2 | | | 資源高分子物理学 | 2 | |
| | 環境計測学 | 2 | | | 森林資源形成学 | 2 | |
| | 分子動態化学 | 2 | | | 植物資源化学 | 2 | |
| | 森林科学概論 | 2 | | | 生分解学 | 2 | |
| | 環境アセスメント学 | 2 | | | 森林資源利用学 | 2 | |
| | 科学英語論文購読 | 1 | | | 地球環境化学 | 2 | |
| | 卒業論文 | 8 | 環境植物学 | | 2 | | |
| | 環境資源科学特別講義I | 1 | 設計製図学 | | 2 | | |
| | 環境資源科学特別講義II | 1 | 住環境構造学 | | 2 | | |
| | 環境資源科学特別講義III | 1 | ライフサイクルアセスメント | | 2 | | |
| | 環境資源科学特別講義IV | 1 | 資源分解・廃棄学 | | 2 | | |
| | 環境資源科学実験I(物理学応用) | 1 | この中から2単位以上を修得すること。 | | CAD設計演習 | 2 | |
| 環境資源科学実験II(化学応用) | 1 | | | | | | |
| 環境資源科学実験III(生物学応用) | 1 | | | | | | |
| 環境資源科学実験IV(地学応用) | 1 | | | | | | |

地域生態システム学科

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 備考 | 区分 | 授業科目 | 単位数 | 備考 |
|--------------------|------------------|----------|-----------|--------------|---------------|--|----|
| 学科共通科目 | 地域生態システム学 | ◎4 | | パッケージ科目・推奨科目 | 動物生態学 | 2 | |
| | 地域生態システム学実習Ⅰ | ◎1 | | | 生業民俗学 | 2 | |
| | 地域生態システム学実習Ⅱ | ◎1 | | | 健康アメニティ論 | 2 | |
| | 地域生態システム学セミナー | ◎1 | | | インタープリテーション技術 | 2 | |
| | 地域生態システム学特別演習Ⅰ | ◎1 | | | 造園学 | 2 | |
| | 地域生態システム学特別演習Ⅱ | ◎1 | | | 動物環境生理学 | 2 | |
| | 地域生態システム学特別演習Ⅲ | ◎2 | | | リモートセンシング論 | 2 | |
| | フィールド安全管理学 | 1 | | | 森林施設工学 | 2 | |
| | 情報処理学 | 2 | | | 砂防工学 | 2 | |
| | インターンシップ | 1 | | | 森林立地学 | 2 | |
| | ECO-TOPインターンシップⅠ | 2 | | | 農地工学 | 2 | |
| | ECO-TOPインターンシップⅡ | 2 | | | 地盤工学 | 2 | |
| | 卒業論文 | 8 | | | 生物生産環境学 | 2 | |
| | パッケージ科目・推奨科目 | 生物多様性保全学 | | | 2 | この中から必修1 1単位を含めて64 単位以上を修得す ること。 パッケージ科目・ 推奨科目、実験・ 実習科目について は、ガイダンスで 提示する履修プロ グラムごとの履修 方法を参考にして 修得すること。 | |
| 水資源管理論 | | 2 | 熱工学 | | 2 | | |
| 地域社会システム計画論 | | 2 | 構造解析学 | | 2 | | |
| 人と動物の関係論 | | 2 | 生態・環境情報工学 | | 2 | | |
| 測量学Ⅰ | | 2 | 環境教育学 | | 2 | | |
| 植生管理学 | | 2 | 環境倫理学 | | 2 | | |
| 森林生態学 | | 2 | 比較行動学 | | 2 | | |
| 水文学 | | 2 | 地域環境社会学 | | 2 | | |
| 土壌物理学 | | 2 | 国際協力論 | | 2 | | |
| 地域パートナーシップ論 | | 1 | 農業市場学 | | 2 | | |
| サステナブルツーリズム論 | | 1 | 野生動物保全技術論 | | 2 | | |
| 農業経済学 | | 2 | 景観生態学 | | 2 | | |
| 農の共生学 | | 2 | 植生学 | | 2 | | |
| 測量学Ⅱ | | 2 | 野生動物保全学 | | 2 | | |
| 土壌生態管理学 | | 2 | 環境生理生態学 | | 2 | | |
| 森林計画学 | | 2 | 森林施業論 | | 2 | | |
| 山地保全学 | | 2 | 森林政策学 | | 2 | | |
| 森林生産システム学 | | 2 | 循環資源利用学概論 | | 2 | | |
| GISの基礎と演習 | | 2 | 農産プロセス工学 | | 2 | | |
| 樹木学 | | 2 | 灌漑排水工学 | 2 | | | |
| 応用力学 | | 2 | 水利施設工学 | 2 | | | |
| 土質力学 | | 2 | 土壌物質動態学 | 2 | | | |
| 水理学 | | 2 | 動物福祉論 | 2 | | | |
| 農村地域計画学 | | 2 | 共生社会思想 | 2 | | | |
| 農業機械学 | | 2 | 国際開発論 | 2 | | | |
| エコマテリアル | | 2 | 地方自治論 | 2 | | | |
| 環境哲学 | | 2 | バイオマス利用論 | 2 | | | |
| 環境文化史 | | 2 | 持続的森林管理論 | 2 | | | |
| 比較心理学 | | 2 | 作物栽培学 | 2 | | | |
| 環境公法 | | 2 | 土地利用学 | 2 | | | |
| 環境経済学 | | 2 | | | | | |
| 持続可能な開発のための教育(ESD) | | 2 | | | | | |
| 農業経営学 | 2 | | | | | | |

備考 ◎印の授業科目は、必修とする。

| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 備 考 |
|---------|--------------|-----|-----|
| 実験・実習科目 | 測量学実習Ⅰ | 1 | |
| | 地域社会システム調査実習 | 1 | |
| | 森林計画学実習 | 2 | |
| | 測量学実習Ⅱ | 1 | |
| | 植生管理学実習 | 1 | |
| | 育林学実習 | 2 | |
| | 山地保全・砂防計画学実習 | 2 | |
| | 樹木学実習 | 2 | |
| | 農業環境工学実験Ⅰ | 2 | |
| | 農業環境工学実習 | 2 | |
| | 水理学演習 | 1 | |
| | 農村地域計画学演習 | 1 | |
| | 野生動物保全学実習 | 1 | |
| | 比較行動学実験・実習 | 1 | |
| | 森林保護・樹木医学実習 | 1 | |
| | 森林土壌学実験・実習 | 1 | |
| | 森林生産システム学実習 | 2 | |
| | 農業環境工学実験Ⅱ | 2 | |
| | CAD設計演習 | 2 | |
| 農場実習Ⅰ | 1 | | |
| 農場実習Ⅱ | 1 | | |

備考 ◎印の授業科目は、必修とする。

獣医学科

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 備考 | 区分 | 授業科目 | 単位数 | 備考 |
|----------|----------|--------|------|-------------|---------------|-------|----|
| 基礎獣医学科目 | 獣医学概論 | ◎2 | | 臨床獣医学科目 | 獣医臨床総論 | ◎2 | |
| | 情報処理学 | ◎2 | | | 獣医循環器病学・呼吸器病学 | ◎2 | |
| | 獣医解剖学Ⅰ | ◎2 | | | 獣医消化器病学 | ◎2 | |
| | 獣医解剖学Ⅱ | ◎2 | | | 獣医泌尿器病学・生殖器病学 | ◎1 | |
| | 獣医解剖学実習 | ◎3 | | | 獣医内分泌病学 | ◎1 | |
| | 獣医組織学Ⅰ | ◎1 | | | 獣医整形外科学 | ◎1 | |
| | 獣医組織学Ⅱ | ◎2 | | | 獣医神経学 | ◎1 | |
| | 獣医組織学実習 | ◎1 | | | 獣医麻酔学・緊急治療学 | ◎2 | |
| | 獣医発生学 | ◎1 | | | 獣医臨床感染症学 | ◎1 | |
| | 獣医生理学Ⅰ | ◎2 | | | 獣医臨床腫瘍学 | ◎1 | |
| | 獣医生理学Ⅱ | ◎2 | | | 獣医血液病学 | ◎1 | |
| | 獣医生理学Ⅲ | ◎2 | | | 獣医皮膚科学 | ◎1 | |
| | 獣医生理学実習 | ◎1 | | | 獣医臨床感覚器学 | ◎1 | |
| | 獣医生化学 | ◎2 | | | 分子病態診断・治療学 | ◎1 | |
| | 獣医生化学実習 | ◎1 | | | 獣医動物行動学 | ◎1 | |
| | 獣医微生物学Ⅰ | ◎2 | | | 獣医栄養学 | ◎1 | |
| | 獣医微生物学Ⅱ | ◎2 | | | 大動物診療学Ⅰ | ◎2 | |
| | 獣医微生物学Ⅲ | ◎2 | | | 大動物診療学Ⅱ | ◎2 | |
| | 獣医微生物学実習 | ◎1 | | | 大動物臨床繁殖学Ⅰ | ◎2 | |
| | 免疫学 | ◎2 | | | 大動物臨床繁殖学Ⅱ | ◎2 | |
| 家畜飼養学 | ◎2 | | 馬診療学 | ◎1 | | | |
| 病態獣医学科目 | 獣医薬理学Ⅰ | ◎2 | | 豚診療学 | ◎1 | | |
| | 獣医薬理学Ⅱ | ◎2 | | 獣医画像診断学 | ◎2 | | |
| | 獣医臨床薬理学 | ◎2 | | 野生動物医学 | ◎2 | | |
| | 獣医薬理学実習 | ◎1 | | 魚病学 | ◎1 | | |
| | 獣医病理学総論Ⅰ | ◎2 | | 小動物臨床基礎実習 | ◎1 | | |
| | 獣医病理学総論Ⅱ | ◎2 | | 小動物臨床検査学実習 | ◎1 | | |
| | 獣医病理学各論Ⅰ | ◎2 | | 獣医外科学実習 | ◎1 | | |
| | 獣医病理学各論Ⅱ | ◎2 | | 獣医麻酔学実習 | ◎1 | | |
| | 獣医病理学実習Ⅰ | ◎1 | | 大動物内科・外科学実習 | ◎1 | | |
| | 獣医病理学実習Ⅱ | ◎1 | | 大動物臨床繁殖学実習 | ◎1 | | |
| | 獣医寄生虫学Ⅰ | ◎2 | | 獣医臨床実習 | ◎3 | | |
| | 獣医寄生虫学Ⅱ | ◎2 | | 合学獣医学科総論 | ◎3 | | |
| | 毒性学 | ◎2 | | 特別研究 | ◎14 | | |
| | 応用獣医学科目 | 獣医衛生学Ⅰ | ◎2 | | 関連科目 | 比較行動学 | ◎2 |
| 獣医衛生学Ⅱ | | ◎2 | | 人と動物の関係論 | | ◎2 | |
| 獣医衛生学実習 | | ◎1 | | 農業経営学 | | ◎2 | |
| 公衆衛生学Ⅰ | | ◎2 | | 食料リスクアナリシス | | ◎2 | |
| 公衆衛生学Ⅱ | | ◎2 | | 動物福祉論 | | ◎2 | |
| 公衆衛生学Ⅲ | | ◎2 | | 食品製造学 | | ◎2 | |
| 公衆衛生学実習Ⅰ | | ◎1 | | 食品工学 | | ◎2 | |
| 公衆衛生学実習Ⅱ | | ◎1 | | 動物生態学 | | ◎2 | |
| 疫学 | | ◎2 | | 野生動物保全技術論 | | ◎2 | |
| 獣医伝染病学Ⅰ | | ◎2 | | 畜産学総論 | | ◎2 | |
| 獣医伝染病学Ⅱ | | ◎2 | | 学外実習Ⅰ | | ◎1 | |
| 獣医伝染病学Ⅲ | | ◎2 | | 学外実習Ⅱ | | ◎1 | |
| 獣医伝染病実習 | | ◎1 | | | | | |
| 実験動物学 | | ◎2 | | | | | |
| 放射線生物学 | | ◎1 | | | | | |
| 獣医畜産事情 | | ◎2 | | | | | |
| 生物統計学 | | ◎2 | | | | | |

備考 ◎印の授業科目は、必修とする。

別表(4)(第2条関係)

学部共通専門科目

| 区 分 | 授 業 科 目 | 単 位 数 | 備 考 |
|----------|----------|-------|--|
| 学部共通専門科目 | 現代農業論 | 2 | この中から2単位以上を修得すること。 ただし、獣医学科は「動物と人間の行動」を必修とする。 |
| | 生物資源論 | 2 | |
| | 国際環境農学 | 2 | |
| | 環境生物相関論 | 2 | |
| | 動物と人間の行動 | 2 | |
| | 農学部特別講義Ⅰ | 1 | |
| | 農学部特別講義Ⅱ | 1 | |
| | 海外特別実習 | 1 | 自由選択単位として卒業に必要な単位として修得することが出来る。 |
| | 職業指導(農業) | 2 | 自由選択単位として卒業に必要な単位として修得することが出来る。 ただし、高等学校教諭1種免許状(農業)を取得する者は、必修とする。 |
| | FS実験実習 | 1 | 自由選択単位として卒業に必要な単位として修得することが出来る。 |

別表(5)(第2条の2関係)

博物館に関する科目

| 授 業 科 目 | 単 位 数 | | |
|---------------------|-------|----|---|
| | 必修 | 選択 | 計 |
| 生 涯 学 習 概 論 | 1 | | 1 |
| 博 物 館 概 論 | 2 | | 2 |
| 博 物 館 経 営 論 | 1 | | 1 |
| 博 物 館 資 料 論 | 2 | | 2 |
| 博 物 館 情 報 論 | 1 | | 1 |
| 博 物 館 実 習 | 3 | | 3 |
| 視 聴 覚 教 育 メ デ ィ ア 論 | 1 | | 1 |
| 教 育 学 概 論 | 1 | | 1 |
| 保 存 科 学 | | 2 | 2 |

(1)学芸員資格を取得しようとする者は、博物館長を経由して学部長の許可を得て、博物館に関する科目を履修することができる。

(2)この単位は、卒業に必要な単位としては、認めない。

国立大学法人東京農工大学農学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第102条の規定に基づき、東京農工大学農学部（以下「本学部」という。）における1学期間に履修登録できる単位数の上限に関し、必要な事項を定める。

(対象科目)

第2条 履修登録できる単位数の上限は、本学部において開講する授業科目のうち、学則第98条第1項に定める卒業要件の単位数となる授業科目を対象とする。ただし、卒業要件の単位数となる授業科目であっても、別に定める細則第2条の各号に掲げる授業科目は対象としない。

(履修登録単位数の上限)

第3条 履修登録できる授業科目の合計単位数の上限は、1学期間あたり26単位とする。ただし、学則第90条の規程により入学した学生には履修登録単位数の上限は設けない。

2 前項の規定にかかわらず、次条に定める成績優秀者として認定された学生の上限については、認定対象となった学期の次学期には、1学期間あたり30単位とすることができる。

(成績優秀者)

第4条 前条第2項の規定を適用できる学生は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。ただし、学則第88条及び第89条の規定により入学した学生並びに学則第99条第3項の規定に該当する単位が20単位を超える学生には、適用できない。

一 学期中に第2条に定める対象科目を20単位以上修得していること。

二 当該学期のGPAが3.5以上であること。

2 学部長は、前項の要件を満たした者を成績優秀者と認定し、成績開示用紙により通知する。

第5条 この規程に定めるもののほか、履修登録できる単位数の上限及び成績優秀者に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成15年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年4月に入学した学生から適用する。

国立大学法人東京農工大学農学部における授業科目の履修登録単位数の上限及び成績優秀者に関する細則

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京農工大学農学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程(以下「規程」という。)第5条の規定に基づき、農学部における履修登録単位数の上限及び成績優秀者についての取扱いに関しては、本細則による。

(対象授業科目)

第2条 履修登録単位数の上限の対象となる授業科目は、卒業要件の単位となる授業科目とする。

ただし、次の各号に掲げる授業科目を除く。

- (1) 集中講義科目(時間割表欄外に記載の集中講義科目)
- (2) 通年科目
- (3) 学則第99条の規定に基づいて単位を認定された授業科目
- (4) 卒業論文
- (5) 単位互換協定に基づき、他の大学で履修する授業科目
- (6) 検定試験等により単位認定された外国語科目
- (7) 獣医学科の実習科目

(履修登録期間等)

第3条 履修登録期間等は、次のとおりとする。

- ① 履修登録期間、履修登録単位確認期間及び修正登録期間は、下表のとおりとする。
- ② 履修登録期間終了後に履修登録単位(単位数)を確認する。
- ③ 上限を超えている学生に対しては掲示により通知し、修正登録期間に修正登録させる。
- ④ 上限を超えている学生が所定の期間内に修正登録をしない場合は、当該学期の履修を認めない。

| 学 期 | 履修登録期間 | 履修登録単位確認期間 | 修正登録期間 |
|-----|------------|------------|----------|
| 前学期 | 授業開始後2週間以内 | 学部で定める期間 | 学部で定める期間 |
| 後学期 | 授業開始後2週間以内 | 学部で定める期間 | 学部で定める期間 |

(GPAの計算方法)

第4条 規程第4条に規定する成績優秀者の認定に必要なGPAの計算方法は、次のとおりとする。ただし、第2条第2号及び第4号の授業科目についてはGPA計算式の分母・分子とも終了学期にGPAへ算入するものとし、第2条第1号の授業科目については次学期に算入するものとする。

$$\frac{\text{(授業科目の評価点} \times \text{単位数) の総和}}{\text{授業科目の履修登録単位数}}$$

なお、評語S、A、B、C、Dをそれぞれ評価点4、3、2、1、0とする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行し、平成15年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在在学している者の規定の適用については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

国立大学法人東京農工大学工学部教育規則

平成16年4月1日

16工教規則第3号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京農工大学工学部（以下「学部」という。）における教育課程その他必要な事項については、国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(授業科目の名称、単位数及び履修方法)

第2条 学則第96条第2項及び第101条第2項の規定による授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程及び履修の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 全学共通教育科目については、別表（1）及び別表（2）のうちの自然科学系基礎科目

二 専門科目については、別表（2）のうちの専門基礎科目、別表（3）及び別表（4）

2 前項の授業科目の年次別編成は、別に定める。

3 学則第98条第2項に定める自由選択単位については、別に定める。

第3条 博物館学芸員資格を取得しようとする者のために、博物館に関する授業科目を開設する。

2 博物館に関する授業科目の名称及び単位数並びに履修については、別表（5）のとおりとする。

第4条 履修しようとする授業科目については、所定の期間内に履修届書を学部長に提出しなければならない。

2 他のコースの授業科目（電気電子工学科を除き、講義によるものに限る。）又は他の学科の授業科目（講義によるものに限る。）を履修しようとする者は、他コース又は他学科の授業科目の履修届書を学部長に提出しなければならない。

3 他の学部の授業科目（講義によるものに限る。）を履修しようとする者は、他学部授業科目履修願書により、学部長を経て、当該他の学部長に願い出て、その許可を得なければならない。

4 前2項により履修し、修得した単位については、学則第98条第2項に規定する自由選択単位として卒業に必要な単位数に算入することができる。

5 教育上有益と認められるときは、本学大学院の授業科目を履修することができる。この場合、当該科目を履修しようとする者は、学部長を経て、当該学府又は研究科の長に願い出て、その許可を得なければならない。

6 前項に定めるもののほか、大学院の授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等)

第5条 学則第99条第4項の規定により、入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学時に学部長に願い出なければならない。

2 認定の対象となる授業科目は、学則第88条から第90条までの規定による再入学、転入学及び編入学の場合を除き、全科目とし、認定単位数は別に定める。

(卒業論文の提出時期、審査の方法等)

第6条 学則第100条に定める卒業論文を履修する者は、各学科の定める日までに、当該卒業論文を指導教員に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された卒業論文については、各学科においてそれぞれ審査を行い、指導教員が成績を評価し、その合格者には、所定の単位を与える。

(修業年限を超える者の卒業)

第7条 修業年限を超えて在学する者の卒業認証については、別に定める。

(入学の出願手続)

第8条 学則第20条及び第88条から第90条までの規定により、入学、再入学、転入学及び編入学を志願する者の入学願書は、学部長を経て、学長に提出しなければならない。

(転学科)

第9条 学則第93条第2項の規定により、転学科をしようとする者は、1月末日までに志望学科を記載した転学科願書を、学部長に提出しなければならない。

(転学部)

第10条 学則第93条第2項の規定により、転学部をしようとする者は、1月末日までに志望の学部、学科を記載した転学部願書に、次の各号に掲げる書類を添付して、学部長を経て学長に提出しなければならない。

- 一 学部長の発行する転学部出願許可書
- 二 既修科目の成績証明書
- 三 人物調査書
- 四 履歴書
- 五 健康診断書

(転学科、転学部する者の単位、修業年限の取扱い)

第11条 前2条の規定により転学科又は転学部を願いだした者について、その許可をしようとするときは、教授会は、その者の既修科目の全部又は一部を認定するとともに転学科又は転学部の後に履修しなければならない授業科目、単位数及び修業すべき年限を定める。

(他の大学への入学又は転入学)

第12条 学則第24条第2項の規定による許可を受けた者が、他の大学へ入学又は転入学する場合は、入学又は転入学年度の前年度末限りで退学しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日現在在学している者の所属コースの名称については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日現在在学している者の所属コースの名称については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日現在在学している者の所属コースの名称については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日現在在学している者の所属コースの名称、授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

別表(2) (第2条関係)

自然科学系基礎科目・専門基礎科目

生命工学科

| 区分 | | 授業科目 | 単位数 | 備考 | |
|-----------------|-------------|------------------|----------------|---------------------------|----|
| 全学共通教育科目 | 自然科学系基礎科目 | T A T I 科目 数学 | 線形代数学 I | 2 | ※1 |
| | | | 微分積分学 I および演習 | 3 | |
| | | 物理学 | 物理学基礎 | ◎2 | ※2 |
| | | 化学 | 化学基礎 | ◎2 | ※3 |
| | 生物学 | 生物学基礎 | ◎2 | | |
| | T A T II 科目 | 数学 | 線形代数学 II | 2 | ※1 |
| | | | 微分積分学 II および演習 | 3 | |
| | | 物理学 | 数理統計学 | 2 | ※2 |
| | | | 量子力学概論 | 2 | |
| | | | 熱力学 | 2 | |
| | | 地学 | 電磁気学 | 2 | ※4 |
| | 地学 | | 2 | | |
| | 専門基礎科目 | 数学・情報 | 微分方程式 I | 2 | ※1 |
| | | | 関数論 | 2 | |
| | | | バイオインフォマティクス基礎 | 2 | |
| | | 物理学 | 光・波動 | 2 | ※2 |
| 生物学 | | | 基礎生物化学 | ◎2 | ※3 |
| | | 基礎分子生物学 | ◎2 | | |
| | | 基礎生態学 | 1 | | |
| | | 基礎生物学実験 | ◎2 | | |
| ライフサイエンス基礎 | | 生命物理化学 I | 2 | 必修科目4単位を含め、24単位以上を修得すること。 | |
| | | 生命物理化学 II | 2 | | |
| | | 生命有機化学 I | 2 | | |
| | | 生命有機化学 II | 2 | | |
| | | 生命分析化学 | 2 | | |
| | | 生命無機化学 | 2 | | |
| | | 機器分析学 | 2 | | |
| | | 生命化学 I | 2 | | |
| | | 生命化学 II | 2 | | |
| | | 分子生物学 I | 2 | | |
| | | 分子生物学 II | 2 | | |
| | | 細胞生物学 I | 2 | | |
| | 細胞生物学 II | 2 | | | |
| ライフサイエンス基礎演習 I | ◎2 | | | | |
| ライフサイエンス基礎演習 II | ◎2 | | | | |

備考(1) ◎印の授業科目は、必修とする。

※1 数学及び数学・情報から12単位以上を修得すること。

※2 物理学から必修科目2単位を含め、6単位以上を修得すること。

※3 必修科目10単位を含め、10単位以上を修得すること。

※4 自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。

応用分子化学科

| 区分 | | 授業科目 | 単位数 | 備考 | |
|---------------|-------------|------------------|----------------|----|----|
| 全学共通教育科目 | 自然科学系基礎科目 | T A T I 科目 数学 | 線形代数学 I | 2 | ※1 |
| | | | 微分積分学 I および演習 | 3 | |
| | | 物理学 | 物理学基礎演習 | ◎1 | ※2 |
| | | 化学 | 化学基礎 | 2 | ※3 |
| | 生物学 | 化学基礎演習 | ◎1 | | |
| | T A T II 科目 | 数学 | 線形代数学 II | 2 | ※1 |
| | | | 微分積分学 II および演習 | 3 | |
| | | 物理学 | 数理統計学 | 2 | ※2 |
| | | | 熱統計力学 | 2 | |
| | | | 電磁気学 | 2 | |
| | | 地学 | 力学 | 2 | ※4 |
| | 地学 | | 2 | | |
| | 専門基礎科目 | 数学・情報 | 微分方程式 I | 2 | ※1 |
| | | | 微分方程式 II | 2 | |
| | | | 関数論 | 2 | |
| | | 物理学 | コンピュータ基礎 | 2 | ※2 |
| 力学 II | | | 2 | | |
| 化学 | | 電磁気学 II | 2 | ※3 | |
| | | 量子化学 I | 2 | | |
| | | 無機化学 I | 2 | | |
| | | 無機化学 II | 2 | | |
| | | 有機化学 I | 2 | | |
| | | 有機化学 II | 2 | | |
| | | 有機化学 III | 2 | | |
| | | 物理化学 I | 2 | | |
| | | 物理化学 II | 2 | | |
| | | 物理化学 III | 2 | | |
| | | 無機分析化学 | 2 | | |
| | | 生物化学 I | 2 | | |
| | | 環境物質化学概論 | 2 | | |
| 応用分子化学基礎演習 I | | ◎1 | | | |
| 応用分子化学基礎演習 II | | ◎1 | | | |
| 科学基礎実験 | ◎1 | | | | |

備考(1) ◎の科目は、必修とする。

※1 数学及び数学・情報から12単位以上を修得すること。

※2 必修科目1単位を含め、物理学から8単位以上を修得すること。

※3 必修科目4単位を含め、化学から22単位以上を修得すること。

※4 自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。

有機材料化学科

| 区分 | | 授業科目 | 単位数 | 備考 | | |
|-----------|-----------|--------------------------|-------------------|----------------|----|---------|
| 全学共通教育科目 | 自然科学系基礎科目 | T A T I 科目 数学 | 線形代数学 I | ◎2 | ※1 | |
| | | | 微分積分学 I および演習 | ◎3 | | |
| | | | 物理学基礎 | ◎2 | | |
| | | T A T I 科目 物理学 生物学 | 生物科学 | 2 | | |
| | | | T A T II 科目 数学 | 線形代数学 II | | 2 |
| | | | | 微分積分学 II および演習 | | 3 |
| | | T A T II 科目 地学 | | 地学 | | 2 |
| | | | 地学実験 | 1 | | |
| | | | 専門基礎科目 | 数学・情報 | | 微分方程式 I |
| | 微分方程式 II | 2 | | | | |
| | プログラミング基礎 | 2 | | | | |
| | 物理学 | 力学概論 | 2 | | | |
| | | 振動・波動の物理 | 2 | | | |
| | | 材料電磁気学 | 2 | | | |
| | 生物学 | 光学基礎 | 2 | | | |
| | | 生物機能化学 | 2 | | | |
| | | 化学 | 熱力学 I | ◎2 | | |
| | 熱力学 II | | 2 | | | |
| | 反応速度論 | | ◎2 | | | |
| 量子化学 I | 2 | | | | | |
| 量子化学 II | 2 | | | | | |
| 物理化学演習 I | 1 | | | | | |
| 物理化学演習 II | 1 | | | | | |
| 化学結合論 | 2 | | | | | |
| 有機化学 I | ◎2 | | | | | |
| 有機化学 II | 2 | | | | | |
| 有機化学 III | 2 | | | | | |
| 有機化学 IV | 2 | | | | | |
| 有機化学演習 I | ◎1 | | | | | |
| 有機化学演習 II | 1 | | | | | |
| 無機化学 I | ◎2 | | | | | |
| 無機化学 II | 2 | | | | | |
| 無機化学 III | 2 | | | | | |
| 分析化学 | 2 | | | | | |
| 科学基礎実験 | ◎1 | | | | | |

備考(1)◎の授業科目は、必修とする。

※1 専門科目と合わせて、必修科目41単位を含め、90単位以上を修得すること(ただし、生物科学・地学・地学実験を除く)。なお、生物科学・地学・地学実験は、自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。

化学システム工学科

| 区分 | | 授業科目 | 単位数 | 備考 | | |
|---------------|-------------------|--------------------------|-------------------|----------|----|----|
| 全学共通教育科目 | 自然科学系基礎科目 | T A T I 科目 数学 | 線形代数学 I | ◎2 | ※1 | |
| | | | 微分積分学 I および演習 | ◎3 | | |
| | | | 物理学基礎演習 | ◎1 | | |
| | | T A T I 科目 物理学 生物学 | 化学基礎演習 | ◎1 | | ※2 |
| | | | 生物学基礎 | 2 | | |
| | | | T A T II 科目 数学 | 線形代数学 II | | |
| | | 微分積分学 II および演習 | | ◎3 | | |
| | | T A T II 科目 物理学 | | 量子力学概論 | | ◎2 |
| | | | 熱力学 | ◎2 | | |
| | | | 熱統計力学 | ◎2 | | |
| | | | 電磁気学 | 2 | | |
| | | | 力学 | 2 | | |
| | 生物学 | | 生物化学 | 2 | | |
| | T A T II 科目 地学 | 地学 | 2 | ※3 | | |
| | | 地学実験 | 1 | | | |
| | 専門基礎科目 | 数学 | 微分方程式 I | ◎2 | ※1 | |
| | | | 微分方程式 II | 2 | | |
| | | 化学 | 無機化学基礎 | 2 | ※2 | |
| | | | 有機化学基礎 | 2 | | |
| | | 化学システム工学基礎 | 有機化学 I | 2 | | |
| | | | 有機化学 II | 2 | | |
| | | | 平衡論 | ◎2 | | |
| | | | 分析化学 | 2 | | |
| | | | 機器分析化学 | 2 | | |
| 化学工学序論 | | | ◎1 | | | |
| 化学工学基礎 | | | ◎2 | | | |
| 化学プロセス数学 | | | ◎2 | | | |
| 情報科学基礎 | ◎2 | | | | | |
| 材料科学 | 2 | | | | | |
| システム工学概論 | ◎2 | | | | | |
| 科学技術者倫理 | 2 | | | | | |
| 科学技術英語 | ◎2 | | | | | |
| 化学工学基礎演習 I | ◎1 | | | | | |
| 化学工学基礎演習 II | ◎1 | | | | | |
| 化学工学基礎ゼミおよび実験 | ◎1 | | | | | |

備考(1)◎の科目は、必修とする。

(2)◎の科目は、選択必修とする。

※1 数学◎印の科目から8単位以上を含め、10単位以上を修得すること。

※2 必修科目5単位及び◎印の科目から14単位以上を含め、35単位以上修得すること。

※3 自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。

機械システム工学科

| 区分 | | 授業科目 | 単位数 | 備考 | |
|----------|-------------|------------------|----------------|----|---|
| 全学共通教育科目 | 自然科学系基礎科目 | T A T I 科目 数学 | 線形代数学 I | ○2 | 必修科目1単 位と、○ 印の科目から2 単位以上を含 め、13 単位以上を修 得すること。 ※1 |
| | | | 微分積分学 I および演習 | ○3 | |
| | | 物理学 | 物理学基礎 | 2 | |
| | | | 物理学基礎演習 | ◎1 | |
| | | 化学 生物学 | 化学基礎 | 2 | |
| | | | 生物学基礎 | 2 | |
| | T A T II 科目 | 数学 | 線形代数学 II | 2 | |
| | | | 微分積分学 II および演習 | 3 | |
| | | | 数理統計学 | 2 | |
| | | 物理学 | 電磁気学 | 2 | |
| | | | 量子力学概論 | 2 | |
| | | 地学 | 地学 | 2 | |
| | 地学実験 | | 1 | | |
| | 専門基礎科目 | | 機械システムデザイン | 2 | 32単位 以上を 修得す ること。 |
| | | | 静力学 | 2 | |
| | | | 微分方程式 I | 2 | |
| | | 動力学 | 2 | | |
| | | 機械材料学 | 2 | | |
| | | 熱工学 I | 2 | | |
| | | 機械電子工学 I | 2 | | |
| | | 微分方程式 II | 2 | | |
| | | 材料力学 I | 2 | | |
| | | 流体力学 I | 2 | | |
| | | 機械力学 I | 2 | | |
| | | 機械加工学 I | 2 | | |
| | | 物理数学 I および演習 | 2 | | |
| | | 物理数学 II および演習 | 2 | | |
| | | 機械材料工学 I | 2 | | |
| | | 伝熱学 I | 2 | | |
| | | 制御工学 I | 2 | | |
| | | 機械設計 I | 2 | | |
| | | 工学倫理 | 2 | | |
| | | 関数論 | 2 | | |
| | 科学技術英語 | 2 | | | |

備考 (1)◎印の授業科目は、必修とする。

(2)○印の授業科目は、選択必修とする。

※1 自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。

物理システム工学科

| 区分 | | 授業科目 | 単位数 | 備考 | |
|------------|-------------|------------------|----------------|---|----|
| 全学共通教育科目 | 自然科学系基礎科目 | T A T I 科目 数学 | 線形代数学 I | ◎2 | ※1 |
| | | | 微分積分学 I および演習 | ◎3 | |
| | | 化学 生物学 | 化学基礎 | ◎2 | ※2 |
| | | | 生物学基礎 | ◎2 | |
| | T A T II 科目 | 数学 | 線形代数学 II | ◎2 | ※1 |
| | | | 微分積分学 II および演習 | ◎3 | |
| | | 化学 地学 | 物理化学 | 2 | ※2 |
| | | | 地学 | 2 | |
| | 専門基礎科目 | 数学 | 微分方程式 I | 2 | ※1 |
| | | | 関数論 | 2 | |
| 幾何学 | | | 2 | | |
| 代数学 I | | | 2 | | |
| 物理システム工学基礎 | | 力学入門 | ◎2 | 必修科 目8単 位を含 め、10 単位以 上を修 得す ること。 | |
| | | 電磁気学入門 | ◎2 | | |
| | | 物理システム工学基礎実験 | ◎1 | | |
| | | 力学 I | ◎2 | | |
| | | 力学演習 | ◎1 | | |
| | | 物質科学入門 | 2 | | |
| 環境科学 | 2 | | | | |
| | エネルギー科学 | 2 | | | |

備考 (1)◎印の授業科目は、必修とする。

(2)○印の授業科目は、選択必修とする。

※1 必修科目10単位を含め、数学から14単位以上を修得すること。

※2 化学および生物学から4単位以上を修得すること。

※3 自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。

電気電子工学科

| 区分 | | 授業科目 | 単位数 | 備考 | |
|----------|-------------|-----------------|----------------|------------------|------------------------------------|
| 全学共通教育科目 | 自然科学系基礎科目 | 数学 | 線形代数学 I | ◎2 | 必修単位13単位を含め、数学・物理学・化学から19単位修得すること。 |
| | | 数学 | 微分積分学 I および演習 | ◎3 | |
| | | 物理学 | 物理学基礎 | ◎2 | |
| | | | 物理学基礎演習 | ◎1 | |
| | | 化学 | 化学基礎 | 2 | |
| | | | 生物学基礎 | 2 | |
| | T A T II 科目 | 数学 | 線形代数学 II | ◎2 | |
| | | 数学 | 微分積分学 II および演習 | ◎3 | |
| | | 数学 | 数理統計学 | 2 | |
| | | 物理学 | 量子力学概論 | 2 | |
| | | 物理学 | 熱統計力学 | 2 | |
| | | 化学 | 物理化学 | 2 | |
| | | 地学 | 地学 | 2 | |
| | | | 地学実験 | 1 | |
| 専門基礎科目 | | 微分方程式 I | ◎2 | 必修単位35単位を修得すること。 | |
| | | コンピュータ基礎演習 | ◎1 | | |
| | | 基礎電気回路 I および演習 | ◎3 | | |
| | | 基礎電気回路 II および演習 | ◎3 | | |
| | | ベクトル解析および演習 | ◎3 | | |
| | | フーリエ解析および演習 | ◎3 | | |
| | | 電気電子材料 | ◎2 | | |
| | | 電磁気学 I および演習 | ◎3 | | |
| | | 電磁気学 II および演習 | ◎3 | | |
| | | 電子デバイス I および演習 | ◎3 | | |
| | | 基礎電子回路および演習 | ◎3 | | |
| | | 論理回路および演習 | ◎3 | | |
| | | プログラミングおよび演習 | ◎3 | | |

備考(1)◎印の科目は、必修とする。

※ 自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。

情報工学科

| 区分 | | 授業科目 | 単位数 | 備考 | | | |
|----------|-------------|--------|----------------|-------|-------------------------|---|-------------------------|
| 全学共通教育科目 | 自然科学系基礎科目 | 数学 | 線形代数学 I | ◎2 | 必修科目6単位を含め6単位以上を修得すること。 | | |
| | | 数学 | 微分積分学 I および演習 | ◎3 | | | |
| | | 物理学 | 物理学基礎 | ◎2 | | | |
| | | | 物理学基礎演習 | ◎1 | | | |
| | | 化学 | 化学基礎 | 2 | | | |
| | | | 線形代数学 II | ◎2 | | | |
| | T A T II 科目 | 数学 | 微分積分学 II および演習 | ◎3 | | | |
| | | 数学 | 数理統計学 | 2 | | | |
| | | 物理学 | 電磁気学 | ◎2 | | | |
| | | 地学 | 地学 | 2 | | | |
| | | | 地学実験 | 1 | | | |
| | | 専門基礎科目 | 数学 | 数学基礎 | | 1 | 必修科目6単位を含め6単位以上を修得すること。 |
| | | | | 微分方程式 | | 2 | |
| | | | | 関数論 | | 2 | |
| 幾何学 | 2 | | | | | | |
| 情報工学 | 代数学 I | | 2 | | | | |
| | コンピュータ序論 | | ◎2 | | | | |
| | プログラミング序論 | | ◎2 | | | | |
| | コンピュータ序論演習 | | ◎1 | | | | |
| 専門教養科目 | プログラミング序論演習 | | ◎1 | | | | |
| | 情報化社会と職業 | | 1 | | | | |
| | 科学技術表現法 | | 2 | | | | |
| | 言語情報文化論 | | 2 | | | | |
| | 数学 | | 微分方程式 | 2 | | | |
| | 数学 | | 関数論 | 2 | | | |

備考(1)◎印の科目は、必修とする。

(2)○印の科目は、選択必修とする。

※1 必修科目10単位を含め、数学・物理学・化学から18単位以上修得すること。ただし、○印から1科目以上修得すること。

※2 自由選択単位として卒業に必要な単位として算入できる。

別表(3)(第2条関係)

専門科目(各学科・コース別)

生命工学科

生体機能工学コース・応用生物学コース

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 備考 |
|-----------------|---------------|-----------|---|
| バイオサイエンス専門科目 | 生命工学の最先端Ⅰ | ◎1 | 必修科目 3単位と○ 印から5単 位以上を 修得する こと。 |
| | 生命工学の最先端Ⅱ | ◎1 | |
| | 生命科学英語 | ◎1 | |
| | 蛋白質科学 | ○1 | |
| | 免疫工学 | ○1 | |
| | 植物工学 | ○1 | |
| | 先端機器分析学 | ○1 | |
| | 地球環境工学 | ○1 | |
| | 生理学Ⅰ | ○1 | |
| | 生理学Ⅱ | ○1 | |
| | 細胞再生工学 | ○1 | |
| | 脳神経科学 | ○1 | |
| | 生命科学特別講義() | 1 | |
| | 生命科学特別講義() | 1 | |
| | バイオテクノロジー専門科目 | 生命工学の最先端Ⅲ | |
| 生命工学の最先端Ⅳ | | ◎1 | |
| 生命技術英語 | | ◎1 | |
| メディシナルケミストリー | | ○1 | |
| バイオプロセスエンジニアリング | | ○1 | |
| 食品・医薬品開発工学 | | ○1 | |
| 医療・組織工学 | | ○1 | |
| レギュラトリーサイエンス | | ○1 | |
| 生体電子工学 | | ○1 | |
| マリンバイオテクノロジー | | ○1 | |
| 応用ゲノミクス | | ○1 | |
| 実験・演習 | 身体運動科学概論 | ○1 | |
| | 生命技術特別講義() | 1 | |
| | 生命技術特別講義() | 1 | |
| | 生命工学実験Ⅰ | ◎4 | |
| | 生命工学実験Ⅱ | ◎4 | |
| | 生命工学実験Ⅲ | ◎4 | |
| | 生命工学実験Ⅳ | ◎4 | |
| | 生命工学特別実験 | 2 | |
| | ※生体機能工学演習Ⅰ | ◎1 | |
| | ※生体機能工学演習Ⅱ | ◎1 | |
| ※応用生物学演習Ⅰ | ◎1 | | |
| ※応用生物学演習Ⅱ | ◎1 | | |
| ※生体機能工学実験Ⅰ | ◎4 | | |
| ※生体機能工学実験Ⅱ | ◎4 | | |
| ※応用生物学実験Ⅰ | ◎4 | | |
| ※応用生物学実験Ⅱ | ◎4 | | |
| 卒業論文 | ◎8 | | |

備考 (1)◎印の授業科目は、必修とする。

(2)○印の授業科目は、選択必修とする。

(3)※の授業科目は、各コースの必修とする。

(4)生命科学特別講義及び生命技術特別講義については、開始前に課題名を定め、それぞれ2単位まで開講することがある。

応用分子化学科

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 備考 |
|---------------|---------------|-----|---|
| 専門科目 | コンピュータ化学 | 2 | 特別講義 を除き、必 修科目1 単位を含 め、25単 位以上を 修得する こと。 |
| | 高分子化学 | 2 | |
| | 有機反応論 | 2 | |
| | 生体有機化学 | 2 | |
| | 反応速度論 | 2 | |
| | 半導体化学 | 2 | |
| | 応用物理化学 | 2 | |
| | 遷移金属化学 | 2 | |
| | 有機機器分析 | 2 | |
| | 無機機器分析 | 2 | |
| | 物性化学 | 2 | |
| | 量子化学Ⅱ | 2 | |
| | 論文・文献講読 | ◎1 | |
| | 先端有機工業化学 | 2 | |
| | エネルギー化学 | 2 | |
| | 生物化学Ⅱ | 2 | |
| | 化学工学 | 2 | |
| | 応用分子化学特別講義() | 2 | |
| | 応用分子化学特別講義() | 2 | |
| | 応用分子化学特別講義() | 2 | |
| 応用分子化学特別講義() | 2 | | |
| 先端応用化学特別講義() | 2 | | |
| 先端応用化学特別講義() | 2 | | |
| 実験・演習 | 応用分子化学実験Ⅰ | ◎3 | |
| | 応用分子化学実験Ⅱ | ◎3 | |
| | 応用分子化学実験Ⅲ | ◎3 | |
| | 応用分子化学実験Ⅳ | ◎2 | |
| | 応用分子化学演習 | ◎1 | |
| 先端応用化学演習 | ◎1 | | |
| インターンシップ | 2 | | |
| 卒業論文 | ◎8 | | |

備考 (1)◎印の授業科目は、必修とする。

(2)応用分子化学特別講義及び先端応用化学特別講義については、開始前に課題名を定め、応用分子化学特別講義にあつては合計8単位、先端応用化学特別講義にあつては合計4単位まで開講する。

有機材料化学科

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 備考 |
|------------------|------------|-------------------|----|
| 専 門 科 目 | 有機材料化学専門科目 | ベクトル解析 | 2 |
| | | 応用解析 | 2 |
| | | 構造化学 | 2 |
| | | 統計力学 | 2 |
| | | 物性化学 | 2 |
| | | 電気化学 | 2 |
| | | 機器分析 | 2 |
| | | 高分子化学 I | 2 |
| | | 高分子化学 II | 2 |
| | | 高分子・繊維物理 I | 2 |
| | | 高分子・繊維物理 II | 2 |
| | | 有機化学 V | 2 |
| | | 生体材料化学 | 2 |
| | | 有機工業化学 | 2 |
| | | 化学工学概論 | 2 |
| | | 有機材料化学演習 I | 1 |
| | | 有機材料化学演習 II | 1 |
| | | 応用材料科学 | 2 |
| | | 有機材料化学特別講義 I () | 2 |
| | | 有機材料化学特別講義 I () | 2 |
| | | 有機材料化学特別講義 II () | 1 |
| | | 有機材料化学特別講義 II () | 1 |
| | | 有機材料化学特別講義 II () | 1 |
| | | 有機材料化学特別講義 II () | 1 |
| | | 有機材料化学実験 I | ◎4 |
| | | 有機材料化学実験 II | ◎4 |
| | | 有機材料化学実験 III | ◎4 |
| | | 有機材料化学実験 IV | ◎4 |
| | | 卒業論文 | ◎8 |

備考 (1)◎印の授業科目は、必修とする。

(2)有機材料化学特別講義については、開始前に課題名を定め、合計4単位まで開講することがある。

※1 自然科学系基礎科目(ただし、生物科学・地学・地学実験を除く)・専門基礎科目と合わせて、必修科目41単位を含め、90単位以上を修得すること。

化学システム工学科

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 備考 |
|-------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|
| 専 門 科 目 | 専 門 科 目 | 拡散分離工学および演習 | ○3 |
| | | 粉粒体プロセス工学 | ○2 |
| | | 反応工学および演習 | ○3 |
| | | プロセスシステム工学 | ○2 |
| | | プロセスデザイン工学 | 2 |
| | | 移動現象論および演習 | ○3 |
| | | 化学工学熱力学および演習 | ○3 |
| | | 論文・文献講読 | ◎1 |
| | | 環境工学 | 2 |
| | | 反応速度論 | 2 |
| | | バイオプロセス工学 | 2 |
| | | 共生科学技術論 | 1 |
| | | エンジニアリング製図 | 1 |
| | | 化学システム工学特別講義() | 2 |
| | | 化学システム工学特別講義() | 2 |
| | | 化学システム工学特別講義() | 2 |
| | | 化学システム工学特別講義() | 2 |
| | | 化学工学特別講義() | 2 |
| | | 化学工学特別講義() | 2 |
| | | 実 験 ・ 演 習 | 実 験 ・ 演 習 |
| エンジニアリングプレゼンテーション | ◎1 | | |
| モデリング演習 | ◎1 | | |
| 化学システム工学実験 I | ◎3 | | |
| 化学システム工学実験 II | ◎3 | | |
| 化学システム工学実験 III | ◎3 | | |
| 化学システム工学実験 IV | ◎3 | | |
| インターンシップ | 2 | | |
| 卒業論文 | ◎8 | | |

備考 (1)◎印の授業科目は、必修とする。

(2)○印の授業科目は、選択必修とする。

(3)化学システム工学特別講義及び化学工学特別講義については、開始前に課題名を定め、化学システム特別講義にあつては合計8単位、化学工学特別講義にあつては合計4単位まで開講する。

(4)論文・文献講読はクラス指定制なので、指定された学期に履修する。

機械システム工学科

航空宇宙エネルギーコース

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 備考 |
|-----------------------|----------------|-----|--|
| 専 門 科 目 | 熱工学Ⅱ | 2 | 特別講義 を除き、22 単位以上 を修得す ること。 |
| | 材料力学Ⅱ | 2 | |
| | 機械材料工学Ⅱ | 2 | |
| | 伝熱学Ⅱ | 2 | |
| | 弾性力学 | 2 | |
| | 流体力学Ⅱ | 2 | |
| | トライボロジー | 2 | |
| | エネルギー変換工学 | 2 | |
| | エネルギーシステム工学 | 2 | |
| | 塑性力学 | 2 | |
| | 航空宇宙流体力学 | 2 | |
| | 構造材料評価法 | 2 | |
| | 有限要素法および演習 | 3 | |
| | ガスタービン | 2 | |
| | 自動車環境工学 | 2 | |
| | 宇宙制御工学 | 2 | |
| | 宇宙推進工学 | 2 | |
| | 機械システム特別講義() | 2 | |
| | 機械システム特別講義() | 2 | |
| | 機械システム特別講義() | 2 | |
| 機械システム特別講義() | 2 | | |
| 機械システム特別講義() | 2 | | |
| 演 習 ・ 実 験 | 機械製図法 | ◎1 | |
| | CAD演習 | ◎1 | |
| | 機械システム設計製図 | ◎1 | |
| | コンピュータプログラミングⅠ | ◎1 | |
| | コンピュータプログラミングⅡ | ◎1 | |
| | 材力・機力演習 | ◎1 | |
| | 熱流体演習 | ◎1 | |
| | 機械システム工学実験Ⅰ | ◎2 | |
| | 機械システム工学実験Ⅱ | ◎2 | |
| | 機械システム工学実験Ⅲ | ◎2 | |
| インターンシップ | 2 | | |
| 機械システム特別研究Ⅰ | ◎1 | | |
| 機械システム特別研究Ⅱ | 2 | | |
| 卒業論文 | ◎8 | | |

備考 (1)◎印の授業科目は、必修とする。

(2)機械システム特別講義()については、開始前に(課題名)を定め、5科目まで開講することがある。

車両制御ロボットコース

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 備考 |
|-----------------------|----------------|-----|--|
| 専 門 科 目 | 機械力学Ⅱ | 2 | 特別講義を除 き、22単 位以上を 修得する こと。 |
| | 機械電子工学Ⅱ | 2 | |
| | 機械設計Ⅱ | 2 | |
| | 機械加工学Ⅱ | 2 | |
| | 制御工学Ⅱ | 2 | |
| | メカトロニクス | 2 | |
| | ロボット工学 | 2 | |
| | 光工学 | 2 | |
| | MEMS | 2 | |
| | 管理工学 | 2 | |
| | 車両工学 | 2 | |
| | 計測・信号処理工学 | 2 | |
| | 人体運動学 | 2 | |
| | 振動制御および演習 | 3 | |
| | 宇宙制御工学 | 2 | |
| | 生産システム工学 | 2 | |
| | 自動車環境工学 | 2 | |
| | 機械システム特別講義() | 2 | |
| | 機械システム特別講義() | 2 | |
| | 機械システム特別講義() | 2 | |
| 機械システム特別講義() | 2 | | |
| 機械システム特別講義() | 2 | | |
| 機械システム特別講義() | 2 | | |
| 演 習 ・ 実 験 | 機械製図法 | ◎1 | |
| | CAD演習 | ◎1 | |
| | 機械システム設計製図 | ◎1 | |
| | コンピュータプログラミングⅠ | ◎1 | |
| | コンピュータプログラミングⅡ | ◎1 | |
| | 材力・機力演習 | ◎1 | |
| | 熱流体演習 | ◎1 | |
| | 機械システム工学実験Ⅰ | ◎2 | |
| | 機械システム工学実験Ⅱ | ◎2 | |
| | 機械システム工学実験Ⅲ | ◎2 | |
| インターンシップ | 2 | | |
| 機械システム特別研究Ⅰ | ◎1 | | |
| 機械システム特別研究Ⅱ | 2 | | |
| 卒業論文 | ◎8 | | |

備考 (1)◎印の授業科目は、必修とする。

(2)機械システム特別講義()については、開始前に(課題名)を定め、5科目まで開講することがある。

物理システム工学科

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 備考 |
|---------------|-----------------|-----|---|
| 専門科目 I | 物理数学 I | ◎2 | 必修科目 26単位を すべて修 得するこ と。 |
| | 物理数学演習 | ◎1 | |
| | 物理数学 II | ◎2 | |
| | 力学 II | ◎2 | |
| | 電磁気学 I | ◎2 | |
| | 電磁気学演習 | ◎1 | |
| | 電磁気学 II | ◎2 | |
| | 振動・波動 | ◎2 | |
| | 熱物理学入門 | ◎2 | |
| | 熱統計力学 | ◎2 | |
| | 熱統計力学演習 | ◎1 | |
| | 量子力学入門 | ◎2 | |
| | 量子力学 I | ◎2 | |
| | 量子力学演習 | ◎1 | |
| | 量子力学 II | ◎2 | |
| 専門科目 II | コンピュータ基礎実験 | 1 | 必修科目 13単位を 含め、16 単位以上 を修得す ること。 |
| | コンピュータ解析および演習 | 3 | |
| | 物理実験学 | 2 | |
| | 電気回路 | ◎2 | |
| | 電子回路 | ◎2 | |
| | 計測・制御回路 | 2 | |
| | 物理プレゼンテーション I | ◎1 | |
| | 物理プレゼンテーション II | 1 | |
| | 物理システム工学実験 I | ◎2 | |
| | 物理システム工学実験 II | ◎2 | |
| | 物理システム工学実験 III | ◎2 | |
| 物理システム工学実験 IV | ◎2 | | |
| 専門科目 III | 波動物理 | 2 | ●印の科 目から8 単位以 上、○印 の科目の 中から2 単位以上 を含め、 18単位以 上を修得 するこ と。 |
| | フォトニクス | 2 | |
| | 量子エレクトロニクス | 2 | |
| | 化学物理 | 2 | |
| | 連続体物理 | 2 | |
| | 固体物理 I | 2 | |
| | 固体物理 II | ◎2 | |
| | 量子力学特論 | ◎2 | |
| | 原子分子物理 | ◎2 | |
| | 特別ゼミ | ◎2 | |
| | 物理システム工学特別講義 I | 2 | |
| | 物理システム工学特別講義 II | 2 | |
| | 自由課題実験 I | ●2 | |
| | 自由課題実験 II | ●2 | |
| 自由課題実験 III | ●2 | | |
| 自由課題実験 IV | ●2 | | |
| 卒業論文 | ●8 | | |

備考 (1) ◎印の授業科目は、必修とする。

(2) ○印および●印の授業科目は、選択必修とする。

情報工学科

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 備考 |
|----------|-----------------|-----|------------------------------|
| コア科目 | プログラミング基礎 | ◎2 | 必修科目 33単位を 修得する こと。 |
| | 電気・電子回路 | ◎2 | |
| | 論理回路 | ◎2 | |
| | プログラミング基礎演習 | ◎1 | |
| | ハードウェア実験 | ◎1 | |
| | アルゴリズム序論 | ◎2 | |
| | 計算機アーキテクチャ基礎 | ◎2 | |
| | 情報数学 | ◎2 | |
| | 情報理論 | ◎2 | |
| | アルゴリズム序論演習 | ◎1 | |
| | 計算機アーキテクチャ演習 | ◎1 | |
| | 情報理論演習 | ◎1 | |
| | 情報数学演習 | ◎1 | |
| | 情報工学実験A | ◎2 | |
| | 情報工学実験B | ◎2 | |
| | 論文・文献講読 | ◎1 | |
| 卒業論文 | ◎8 | | |
| 専門科目 | アドバンスド科目 | | 32単位以上 修得する こと。 |
| | オブジェクト指向プログラミング | 2 | |
| | ソフトウェア工学 | 2 | |
| | 情報工学特別講義() | 2 | |
| | 情報工学特別講義() | 2 | |
| | 情報工学特別講義() | 2 | |
| | 情報工学特別講義() | 2 | |
| | 情報工学特別講義() | 2 | |
| インターンシップ | 2 | | |
| コース科目 | 計算機システム | | 32単位以上 修得する こと。 |
| | 集積回路 | 2 | |
| | オペレーティングシステム | 2 | |
| | 言語処理系 | 2 | |
| | 計算機ネットワーク | 2 | |
| | データベース | 2 | |
| | 数理知能 | | |
| | アルゴリズム論 | 2 | |
| | 関数プログラミング | 2 | |
| | 人工知能 | 2 | |
| | オペレーションズ・リサーチ | 2 | |
| | 情報メディア | | |
| | コンピュータグラフィックス | 2 | |
| | ヒューマンインタフェース | 2 | |
| 信号処理論 | 2 | | |
| 計測・制御工学 | 2 | | |
| パターン認識 | 2 | | |
| 画像工学 | 2 | | |

備考 (1)◎印の授業科目は、必修とする。

(2)情報工学特別講義については、開始前に課題名を定めて開講し、合計12単位まで修得できる。

別表(4)(第2条関係)

工学部共通専門科目

| 区分 | 授業科目 | 単位数 | 備考 | |
|------|------|---|----|--|
| 専門科目 | 共通科目 | 工学部特別講義Ⅰ() | 2 | 自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。 |
| | | 工学部特別講義Ⅱ() | 1 | |
| | | 工学概論Ⅰ | 2 | 外国人留学生に限り履修可能。自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。 |
| | | 工学概論Ⅱ | 2 | |
| | 国際科目 | Japanese Science and Technology | 2 | 2単位まで、自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。 |
| | | International Cooperation of Science and Technology | 2 | |
| | | Environmental Science and Technology | 2 | |
| | | General Topics of Japanese Industry | 2 | |

備考 (1)工学部特別講義Ⅰ・Ⅱについては、開始前に課題名を定め開講する。

(2)国際科目は科学技術短期プログラム(STEP)留学生用の科目でもあるため、授業では英語で行われる。

別表(5)(第3条関連)

博物館に関する科目

| 授業科目 | 単位数 | | |
|------------|-----|----|---|
| | 必修 | 選択 | 計 |
| 生涯学習概論 | 1 | | 1 |
| 博物館概論 | 2 | | 2 |
| 博物館経営論 | 1 | | 1 |
| 博物館資料論 | 2 | | 2 |
| 博物館情報論 | 1 | | 1 |
| 博物館実習 | 3 | | 3 |
| 視聴覚教育メディア論 | 1 | | 1 |
| 教育学概論 | 1 | | 1 |
| 保存科学 | | 2 | 2 |

備考 (1)学芸員資格を取得しようとする者は、博物館長を經由して学部長の許可を得て、博物館に関する科目を履修することができる。

(2)この単位は、卒業に必要な単位としては、認めない。

国立大学法人東京農工大学工学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京農工大学学則（以下「学則」という。）第102条の規定に基づき、東京農工大学工学部（以下「本学部」という。）における1学期間に履修登録できる単位数の上限に関し、必要な事項を定める。

(対象科目)

第2条 履修登録できる単位数の上限は、本学部において開講する授業科目のうち、学則第98条第1項に定める卒業要件の単位数となる授業科目を対象とする。ただし、卒業要件の単位数となる授業科目であっても、別に定める細則第2項の各号に掲げる授業科目は対象としない。

(履修登録単位数の上限)

第3条 履修登録できる授業科目の合計単位数の上限は、1学期間あたり別に定める単位数とする。ただし、学則第90条の規程により入学した学生のうち、社会人特別選抜制度により入学した学生には履修登録単位数の上限は設けない。

2 前項の規定にかかわらず、次条に定める成績優秀者として認定された学生の上限については、認定対象となった学期の次学期には、別に定める単位数とすることができる。

(成績優秀者)

第4条 前条第2項の規定を適用できる学生は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。ただし、学則第88条、第89条及び本規程前条第1項但し書きにより入学した学生並びに学則第99条第3項の規定に該当する単位が20単位を超える学生には、適用できない。

- 一 学期中に第2条に定める対象科目を別に定める単位数以上修得していること。
- 二 当該学期のGPAが別に定める数値以上であること。

2 学部長は、前項の条件を満たした者を成績優秀者と認定し、書面等により通知する。

第5条 この規程に定めるもののほか、履修登録できる単位数の上限及び成績優秀者に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成15年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年4月に入学した学生から適用する。

国立大学法人東京農工大学工学部における授業科目の履修登録単位数の上限及び成績優秀者に関する細則

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京農工大学工学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、工学部における履修登録単位数の上限及び成績優秀者についての取扱いに関しては、本細則による。

(対象授業科目)

第2条 履修登録単位数の上限の対象となる授業科目は、卒業要件の単位となる授業科目とする。ただし、次の各号に掲げる授業科目を除く。

- (1) 集中講義科目(時間割表欄外に記載の集中講義科目)
 - (2) 通年科目
 - (3) 学則第99条の規定に基づいて単位を認定された授業科目
 - (4) 卒業論文
 - (5) 単位互換協定に基づき、他の大学で履修する授業科目
 - (6) 外国語検定等による認定科目
- (履修登録単位数の上限)

第3条 授業科目を履修する(授業を受ける)ためには、所定の期間に履修登録をしなければならないものとし、前項に定める履修登録単位数の上限の対象となる授業科目については、その単位数の上限を別表のとおりとする。

(履修登録の確認等)

第4条 履修登録の確認は、次のとおり行うものとする。

- ① 履修登録期間終了後に履修登録単位(単位数)を確認する。
- ② 上限を超えている学生に対しては掲示により通知し、所定の期間に修正登録をする。
- ③ 上限を超えている学生が修正登録をしない場合は、当該学期の履修を認めない。
- ④ 履修登録期間、履修登録単位確認期間及び修正登録期間は、原則として次のとおりとする。

| 学 期 | 履修登録期間 | 履修登録単位確認期間 | 修正登録期間 |
|-----|------------|------------|----------|
| 前学期 | 授業開始後2週間以内 | 学部で定める期間 | 学部で定める期間 |
| 後学期 | 授業開始後2週間以内 | 学部で定める期間 | 学部で定める期間 |

(成績優秀者の要件)

第5条 成績優秀者の要件となる修得単位数及びGPAの数値は、別表のとおりとする。

(GPAの計算方法)

第6条 成績優秀者の認定に必要なGPAの計算方法は、第2条の授業科目について、次によるものとする。ただし、第2条第1号の授業科目(集中講義)についてはGPA計算式の分母分子ともGPAへ算入するものとし、第2条第2号(通年科目)及び第4号(卒業論文)については、終了学期に算入するものとする。

$$\frac{(\text{授業科目の評価点} \times \text{単位数}) \text{の総和}}{\text{授業科目の履修登録単位数}}$$

※(授業科目の評価点×単位数)の総和をGPTという

なお、評語S、A、B、C、Dをそれぞれ評価点4、3、2、1、0とする。

(成績優秀者の単位数の上限)

第7条 成績優秀者に認定された学生については、第3条の規定にかかわらず、第2条に規定する授業科目の履修登録単位数の上限(合計単位数)を別表のとおりとすることができる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行し、平成16年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在在学している者の第2条の適用については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

| 学 科 名 | 第3条の履修 登録単位数の 上限 | 第7条の成績 優秀者の単位 数の上限 | 第5条の成績 優秀者の要件 (修得単位数) | 第5条の成績 優秀者の要件 (GPA数値) |
|-----------|------------------------|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 生命工学科 | 26 | 32 | 16 | 3.0 |
| 応用分子化学科 | 26 | 32 | 18 | 3.0 |
| 有機材料化学科 | 26 | 32 | 20 | 3.0 |
| 化学システム工学科 | 26 | 32 | 20 | 3.0 |
| 機械システム工学科 | 26 | 32 | 20 | 3.0 |
| 物理システム工学科 | 26 | 32 | 20 | 3.0 |
| 電気電子工学科 | 26 | 32 | 24 | 3.0 |
| 情報工学科 | 26 | 34 | 24 | 3.0 |

電気主任技術者の資格を取得しようとする者に必要な授業科目の履修に関する要項

平成22年1月27日工学部教育委員会承認

- 1 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令および同認定基準に基づく電気主任技術者の資格を取得しようとする者（以下「取得希望者」という）が履修すべき授業科目及び単位数を下表のとおり定める。
- 2 取得希望者は、同表の科目区分ごとに指定された授業科目の中から、それぞれ必要単位数以上を修得し、合わせて49単位以上を修得しなければならない。

| 科目区分 | 必要単位数 | 電気主任技術者の資格を取得するのに必要な授業科目及び単位数 |
|---|--------|--|
| 1. 電気工学又は電子工学等の基礎に関するもの | 12単位以上 | ◎ 電磁気学Ⅰおよび演習(3) ◎ 基礎電気回路Ⅰおよび演習(3) ◎ 電磁気学Ⅱおよび演習(3) ◎ 基礎電気回路Ⅱおよび演習(3) ◎ 計測工学(2) |
| | 19単位以上 | ○ 基礎電子回路および演習(3) ○ 論理回路および演習(3) ○ デジタル電子回路(2) ○ 電子物性工学(2) ○ 電子デバイスⅠおよび演習(3) ○ 電子デバイスⅡ(2) |
| 2. 発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの | 8単位 | ◎ 電力工学(2) ◎ 電気電子材料(2) ◎ エネルギーネットワーク工学(2) ◎ 電気法規および施設管理(2) |
| | 10単位以上 | ○ 高圧工学(2) |
| 3. 電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギー利用並びに情報伝送及び処理に関するもの | 6単位 | ◎ 電気電子機器(2) ◎ 制御工学(2) ◎ パワーエレクトロニクス(2) |
| | 12単位以上 | ○ 通信工学(2) ○ プログラミングおよび演習(3) ○ 画像情報工学(2) ○ 計算工学基礎(2) ○ 信号処理(2) ○ マイクロプロセッサ(2) ○ 電磁波工学(2) ○ 通信システム工学(2) ○ コンピュータ基礎演習(1) |
| 4. 電気工学若しくは電子工学実験又は電気工学若しくは電子工学実習に関するもの | 4単位以上 | ◎ 電気電子工学実験Ⅰ(2) ◎ 電気電子工学実験ⅢA(2) ◎ 電気電子工学実験ⅡA(2) ◎ 電気電子工学実験ⅡB(2) |
| | 6単位以上 | ○ 電気電子工学実験ⅢB(2) |
| 5. 電気及び電子機器設計又は電気及び電子機器製図に関するもの | 2単位以上 | ○ 電気電子製図(1) ○ 電子情報工学製図(1) |
| 計 | 49単位以上 | ()内の数字は単位数を表す。 |

(備考) ◎の科目は、認定基準において必ず開設しなければならないとされている授業科目を、○の科目は、その他の授業科目を示す。

(注 1) 必要単位数を修得する際には○科目も含めて修得すること。

(注 2) この要項により所定の単位を修得し卒業（大学院においては修了）した者は、所定の内容・年数の「実務の経験」を経て電気主任技術者の免状を取得することができる。

国立大学法人東京農工大学大学院工学府教育規則

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第51条第3項、第65条第2項、第66条第4項、第68条第2項、第71条第7項及び第72条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学大学院工学府（以下「学府」という。）の教員組織、授業科目及び単位数、教育課程及び履修方法、学位論文の提出時期、審査方法等については、この規則の定めるところによる。

(教員組織)

第2条 学府に、研究指導及び授業担当教員（以下「指導教員」という。）並びに研究指導の補助及び授業担当教員（以下「指導補助教員」という。）を置く。

2 前項に規定する指導教員及び指導補助教員の資格審査については、別に定める。

(授業科目等)

第3条 前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）の専攻ごとの授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 博士前期課程の学生は、必修科目6単位及び選択科目24単位以上をあわせて30単位以上を修得しなければならない。ただし、生命工学専攻にあつては、必修科目10単位、選択必修科目6単位以上及び選択科目をあわせて30単位以上修得しなければならない。物理システム工学専攻にあつては、必修科目6単位、選択必修科目の中から6単位及び選択科目を18単位以上、計30単位以上修得しなければならない。情報工学専攻情報工学専修にあつては、必修科目6単位、選択必修10単位以上及び選択科目14単位以上をあわせて30単位以上を修得しなければならない。情報工学専攻ユビキタス&ユニバーサル情報環境専修にあつては、必修科目12単位、選択必修科目（4科目群から各々2単位以上選択）8単位以上及び選択科目をあわせて30単位以上修得しなければならない。

3 授業科目の履修方法については、別に定める。

第4条 後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）の専攻ごとの授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

2 博士後期課程の学生は、必修科目8単位及び選択科目4単位以上をあわせて12単位以上を修得しなければならない。

3 学則第74条第1項及び第2項の規定により修業年限を短縮され在学する者の教育方法等については、別に定める。

4 授業科目の履修方法については、別に定める。

(履修科目の申請)

第5条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を所定の期間内に当該授業科目の授業を担当する教員（以下「授業担当教員」という。）を経て工学府長（以下「学府長」という。）の承認を受けなければならない。

2 学生は、指導教員が教育上有益と認めるときは、本学の農学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科又は学部の授業科目を履修することができる。この場合、授業担当教員を経て当該授業科目を開講する学府又は学部の長の承認を受けた上、所属する学府長の承認を受けなければならない。

(他の専攻等の単位の修得)

第6条 学則第76条の規定により他の大学院において修得した単位がある場合は、博士前期課程及び博士後期課程を通して10単位を限度として、第3条第2項又は第4条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。

2 他の専攻において修得した単位、融合科目の修得した単位並びに前条第2項の規定により本学の農学府、生物システム応用科学府又は技術経営研究科において修得した単位がある場合は、博士前期課程及び博士後期課程を通して10単位を限度として、第3条第2項又は第4条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。

3 前項の規定により、選択科目の単位数に算入することができる単位は、博士後期課程の学生にあつては、博士後期課程の他の専攻において修得した単位及び生物システム応用科学府博士後期課程において修得した単位とする。

第7条 博士前期課程の学生は、別表第2の博士後期課程の授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の規定により修得した単位については、第3条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。

第8条 博士後期課程の学生が博士前期課程において当該課程の修了に必要なとする30単位を

超えて前条第1項の規定により博士後期課程の単位を修得している場合には、当該単位について第4条第2項に規定する単位数に算入することができる。

(単位修得の認定)

第9条 単位修得の認定は、授業担当教員が行う。

第10条 履修した授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語であらわし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(研究題目の届出)

第11条 学生は、指導教員の指導により、研究題目を定めなければならない。

2 前項に基づき研究題目を定めたときは、研究題目及び研究計画を別紙様式1により、所定の期間内に指導教員(博士後期課程にあつては主指導教員)を経て、学府長に届け出るものとする。

3 研究題目を変更するときは、前2項の規定を準用する。

(学位論文の提出)

第12条 博士前期課程の学生は、論文審査に関する申請書に、学位論文、学位論文要旨等を添え、指導教員を経て学府長に提出しなければならない。ただし、提出時期については、別に定める。

2 博士後期課程の学生及び東京農工大学学位規程(以下「学位規程」という。)第6条ただし書に規定する者は、論文審査に関する申請書に学位論文、学位論文要旨等を添え、主指導教員を経て学府長に提出しなければならない。

3 学位規程第5条及び第6条本文の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に、学位論文、学位論文要旨等を添え、学府長を経て学長に申請しなければならない。

4 前3項により提出する学位論文の作成、書類の様式等及び前2項における提出時期等については、別に定める。

(学位論文の審査方法等)

第13条 学位論文の審査方法等については、学位規程に定めるもののほか、その実施に関し必要な細目は別に定める。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、教育の実施について必要な事項は、工学府教授会が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (17工 教 規則第 号)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (20工 教 規則第1号)

1 この規則は平成20年10月1日から施行し、平成18年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則 (21工 教 規則第 号)

1 この規則は平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (22工 教 規則第 号)

1 この規則は平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

国立大学法人東京農工大学大学院農学府教育規則

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第51条第3項、第65条第2項、第66条第4項及び第72条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学大学院農学府（以下「学府」という。）の教員組織、授業科目及び単位数、教育課程及び履修方法、学位論文の提出時期、審査方法等については、この規則の定めるところによる。

(教員組織)

第2条 学府に、研究指導及び授業を担当する教員（以下「指導教員」という。）並びに授業を担当する教員（以下「授業担当教員」という。）を置く。

2 前項に規定する指導教員及び授業担当教員の資格審査については、別に定める。

(授業科目等)

第3条 専攻ごとの教育研究分野又は講座、授業科目及び単位数等は、別表のとおりとする。

2 学生は、専攻ごとに定められた必修科目及び選択科目の単位を合わせて30単位以上修得しなければならない。ただし、国際環境農学専攻の学生については、32単位以上修得しなければならない。

3 授業科目の履修方法については、別に定める。

(教育プログラム等の開設)

第3条の2 専攻に特定の教育目的に応じて、前条第1項に定める授業科目のうちから所定の授業科目を配置した教育プログラム等を開設することができる。

2 教育プログラム等について必要な事項は、別に定める。

(履修科目の申請)

第4条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を所定の期間内に、当該授業科目の授業を担当する教員を経て農学府長（以下「学府長」という。）の承認を受けなければならない。

2 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学の工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科又は学部の授業科目（以下、この規則において「強化科目」という。）を履修することができる。この場合、授業担当教員を経て当該授業科目を開講する学府又は学部の長の承認を受けた上、所属する学府長の承認を受けなければならない。

(他の研究科等の単位の修得)

第5条 学則第76条の規定により他の大学院において修得した単位がある場合は、10単位を限度として、第3条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。

2 他の専攻において修得した単位、融合科目の修得した単位並びに前条第2項の規定により本学の工学府、生物システム応用科学府又は技術経営研究科において修得した単位がある場合は10単位を限度として、強化科目の修得した単位がある場合は4単位を限度として、第3条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。

(単位修得の認定)

第6条 単位修得の認定は、授業担当教員が行う。

第7条 履修した授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語であらわし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(研究題目の届出)

第7条の2 学生は、指導教員の指導により、研究題目を定めなければならない。

2 前項に基づき研究題目を定めたときは、研究題目及び研究計画を別紙様式1により、所定の期間内に指導教員を経て学府長に届け出るものとする。

3 研究題目を変更するときは、前2項の規定を準用する。

(学位論文の提出)

第8条 学生は、2月上旬までに論文審査に関する申請書に、学位論文、学位論文要旨等を添え、指導教員を経て学府長に提出しなければならない。ただし、修業年限を超えて在学する者又はその年限を短縮され在学する者、並びに10月入学者の学位論文の提出時期については別に定める。

(学位論文の審査方法等)

第9条 学位論文の審査方法等については、学位規程に定めるもののほか、その実施に関し必要細目は別に定める。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教育の実施について必要な事項は、学府教授会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (18農規則第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則 (20農教規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行し、第3条の2を加える改正規定は平成18年4月1日から適用し、別表中自然環境保全学専攻の表の一部を変更する改正規定は平成20年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則 (22農教規則第1号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第3条関係)
生物生産科学専攻

| 教育研究分野 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | 教育研究分野 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | |
|--------|--------|----------------------|-----|--------|-------------|--|-------------|---|
| 共通科目 | | 生物生産科学特論 | ◎1 | 植物生産科学 | 専門分野科目 | 作物学特論 | 2 | |
| | | 生物生産科学フロンティア講義Ⅰ | 0.5 | | | 植物生態生理学特論 | 2 | |
| | | 生物生産科学フロンティア講義Ⅱ | 0.5 | | | 園芸作物学特論 | 2 | |
| | | 生物生産科学フロンティア講義Ⅲ | 0.5 | | | 植物繁殖学特論 | 2 | |
| | | 生物生産科学フロンティア講義Ⅳ | 0.5 | | | 植物分子生理学特論 | 2 | |
| | | 生物生産科学フロンティア講義Ⅴ | 0.5 | | | 植物遺伝育種学特論 | 2 | |
| | | 生物生産科学フロンティア講義Ⅵ | 0.5 | | | 論文研究等 | 植物生産科学特別演習Ⅰ | 2 |
| | | 生物生産科学フロンティア講義Ⅶ | 0.5 | | 植物生産科学特別演習Ⅱ | | 2 | |
| | | 生物生産科学フロンティア講義Ⅷ | 0.5 | | 植物生産科学特別実験Ⅰ | | 4 | |
| | | 生物生産科学フロンティア講義Ⅸ | 0.5 | | 植物生産科学特別実験Ⅱ | | 4 | |
| | | 生物生産科学フロンティア講義Ⅹ | 0.5 | | 動物生産科学 | 専門分野科目 | 畜産学特論 | 2 |
| | | 生物生産科学フロンティア講義ⅩⅠ | 0.5 | | | | 動物組織機構学特論 | 2 |
| | | 生物生産科学フロンティア講義ⅩⅡ | 0.5 | | | | 蚕糸科学特論 | 2 |
| | | 生物生産科学特別講義 | 1 | | | | 昆虫遺伝・発生学特論 | 2 |
| | | 生物生産科学ビジネス戦略特論Ⅰ | 0.5 | | | 論文研究等 | 動物生産科学特別演習Ⅰ | 2 |
| | | 生物生産科学ビジネス戦略特論Ⅱ | 0.5 | | | | 動物生産科学特別演習Ⅱ | 2 |
| | | 生物生産科学英語プレゼンテーション演習Ⅰ | ◎2 | | | | 動物生産科学特別実験Ⅰ | 4 |
| | | 生物生産科学英語プレゼンテーション演習Ⅱ | ◎2 | | | | 動物生産科学特別実験Ⅱ | 4 |
| | | 生物生産科学インターンシップⅠ | 1 | | | 備考 (1)共通科目は、生物生産科学特論1単位、生物生産科学英語プレゼンテーション演習Ⅰ・Ⅱの4単位を含め6単位以上を修得すること。 (2)学生が専修する教育研究分野に属する授業科目のうち、専門分野科目については2単位以上修得すること。論文研究等については必修とする。 (3)他専攻科目及び強化科目は、それぞれ4単位までを第3条第2項に規定する単位数に算入することができる。 | | |
| | | 生物生産科学インターンシップⅡ | 1 | | | | | |
| 生産環境科学 | 専門分野科目 | 作物生産学特論 | 2 | | | | | |
| | | 土壌環境学特論 | 2 | | | | | |
| | | 土壌生化学・物質循環特論 | 2 | | | | | |
| | | 植物栄養・肥料科学特論 | 2 | | | | | |
| | | 土壌微生物利用・バイオ肥料学特論 | 2 | | | | | |
| | | 家畜生産技術学特論 | 2 | | | | | |
| | | 作物保護学特論 | 2 | | | | | |
| | | 昆虫管理学特論 | 2 | | | | | |
| | 論文研究等 | 生産環境科学特別演習Ⅰ | 2 | | | | | |
| | | 生産環境科学特別演習Ⅱ | 2 | | | | | |
| | | 生産環境科学特別実験Ⅰ | 4 | | | | | |
| | | 生産環境科学特別実験Ⅱ | 4 | | | | | |

共生持続社会学専攻

| 教育研究分野 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | 教育研究分野 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 |
|--------------|--------|---------------|-----|---------|--------|---|-----|
| 共通科目 | | 共生持続社会学Ⅰ | ○1 | 食糧環境経済学 | 専門分野科目 | 共生農業・カンントリービジネス特論 | 2 |
| | | 共生持続社会学Ⅱ | ○1 | | | 地域農業システム特論 | 2 |
| | | 共生持続社会学Ⅲ | ○1 | | | 比較農業経営形態特論 | 2 |
| | | 共生持続社会学Ⅳ | ○1 | | | 食料関連産業特論 | 2 |
| | | インターンシップ実習 | ○1 | | | 食農マーケティング論 | 2 |
| | | 比較共生社会論 | ○2 | | 論文研究等 | 食糧環境経済学特別研究Ⅰ | 2 |
| | | 共生持続社会学特別講義 | ○1 | | | 食糧環境経済学特別研究Ⅱ | 2 |
| | | 共生環境科学特論Ⅰ | 2 | | | 食糧環境経済学特別研究Ⅲ | 2 |
| | | 共生環境科学特論Ⅱ | 2 | | | 食糧環境経済学特別研究Ⅳ | 2 |
| | | 共生環境科学特論Ⅲ | 2 | | | 食糧環境経済学特別演習Ⅰ | 2 |
| | | 共生環境科学特論Ⅳ | 2 | | | 食糧環境経済学特別演習Ⅱ | 2 |
| | | 共生環境科学特論Ⅴ | 2 | | | | |
| | | 食糧環境科学特論Ⅰ | 2 | | | | |
| | | 食糧環境科学特論Ⅱ | 2 | | | | |
| | | 食糧環境科学特論Ⅲ | 2 | | | | |
| 共生人間学 | 専門分野科目 | 環境共生思想 | 2 | 備考 | | (1)共通科目の○印の中から3単位以上修得すること。 | |
| | | 風土共生倫理学 | 2 | | | (2)学生が専修する教育研究分野に属する授業科目のうち、専門分野科目については6単位以上修得すること。論文研究等については必修とする。 | |
| | | 環境生業文化史論 | 2 | | | (3)他の教育研究分野の授業科目及び他の専攻の授業科目の中から4単位以上修得すること。 | |
| | | 共生技術社会論 | 2 | | | (4)強化科目は、4単位以内とする。 | |
| | | アニマル・ウェルフェア特論 | 2 | | | | |
| | | ヒトと動物の共生心理学 | 2 | | | | |
| | 論文研究等 | 共生人間学特別研究Ⅰ | 2 | | | | |
| | | 共生人間学特別研究Ⅱ | 2 | | | | |
| | | 共生人間学特別研究Ⅲ | 2 | | | | |
| | | 共生人間学特別研究Ⅳ | 2 | | | | |
| | | 共生人間学特別演習Ⅰ | 2 | | | | |
| 共生人間学特別演習Ⅱ | 2 | | | | | | |
| 環境社会関係学 | 専門分野科目 | 環境法特論 | 2 | | | | |
| | | 地域共生特論 | 2 | | | | |
| | | 共生教育論 | 2 | | | | |
| | | 食育・食農教育論 | 2 | | | | |
| | | 人口社会学 | 2 | | | | |
| | | 環境マネジメント論 | 2 | | | | |
| | 論文研究等 | 環境社会関係学特別研究Ⅰ | 2 | | | | |
| | | 環境社会関係学特別研究Ⅱ | 2 | | | | |
| | | 環境社会関係学特別研究Ⅲ | 2 | | | | |
| | | 環境社会関係学特別研究Ⅳ | 2 | | | | |
| | | 環境社会関係学特別演習Ⅰ | 2 | | | | |
| 環境社会関係学特別演習Ⅱ | 2 | | | | | | |

応用生命化学専攻

| 教育研究分野 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | 教育研究分野 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | | |
|--------|--------|-------------|----------|----------|--|-----------------|--------|----------|-----|
| 共通科目 | | 応用生命科学特論Ⅰ | ◎1 | 分子生物学 | 専門分野科目 | 分子生物学特論Ⅰ | ◎20 | | |
| | | 応用生命科学特論Ⅱ | ◎1 | | | 分子生物学特論Ⅱ | ◎20 | | |
| | | 応用生命科学特論Ⅲ | ◎1 | | | 分子生物学特論Ⅲ | 1 | | |
| | | | 分子生物学特論Ⅳ | | | 1 | | | |
| 生体分子化学 | 専門分野科目 | 生体分子化学特論Ⅰ | ◎20 | | 論文研究等 | 分子生物学特別演習Ⅰ | 2 | | |
| | | 生体分子化学特論Ⅱ | ◎20 | | | 分子生物学特別演習Ⅱ | 2 | | |
| | | 生体分子化学特論Ⅲ | 1 | | | 分子生物学特別研究Ⅰ | 4 | | |
| | | 生体分子化学特論Ⅳ | 1 | | | 分子生物学特別研究Ⅱ | 4 | | |
| | 論文研究等 | 生体分子化学特別演習Ⅰ | 2 | | | 環境老年学 (連携分野) | 専門分野科目 | 環境老年学特論Ⅰ | ◎20 |
| | | 生体分子化学特別演習Ⅱ | 2 | | | | | 環境老年学特論Ⅱ | ◎20 |
| | | 生体分子化学特別研究Ⅰ | 4 | 環境老年学特論Ⅲ | | | | 1 | |
| | | 生体分子化学特別研究Ⅱ | 4 | 環境老年学特論Ⅳ | | | | 1 | |
| 生理生化学 | 専門分野科目 | 生理生化学特論Ⅰ | ◎20 | 論文研究等 | 環境老年学特別演習Ⅰ | | 2 | | |
| | | 生理生化学特論Ⅱ | ◎20 | | 環境老年学特別演習Ⅱ | | 2 | | |
| | | 生理生化学特論Ⅲ | 1 | | 環境老年学特別研究Ⅰ | | 4 | | |
| | | 生理生化学特論Ⅳ | 1 | | 環境老年学特別研究Ⅱ | | 4 | | |
| | 論文研究等 | 生理生化学特別演習Ⅰ | 2 | | 備考 (1)共通科目は、すべて必修とする。 (2)学生が専修する教育研究分野に属する授業科目のうち、専門分野科目については◎印の必修科目を含めて4単位以上修得すること。論文研究等については必修とする。 (3)他の教育研究分野の授業科目から○印の科目4単位以上修得すること。ただし、他専攻科目は4単位以内とする。 (4)強化科目は、4単位以内とする。 | | | | |
| | | 生理生化学特別演習Ⅱ | 2 | | | | | | |
| | | 生理生化学特別研究Ⅰ | 4 | | | | | | |
| | | 生理生化学特別研究Ⅱ | 4 | | | | | | |

生物制御科学専攻

| 教育研究分野 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | 教育研究分野 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | |
|-----------------|--------|---------------|-------------|--------|------|-------------|--|---|
| 生物機能制御学・生物適応制御学 | 共通科目 | 生物制御科学特論Ⅰ | 1 | 論文研究等 | | 生物制御科学特別実験Ⅰ | 2 | |
| | | 生物制御科学特論Ⅱ | 1 | | | 生物制御科学特別実験Ⅱ | 2 | |
| | | 生物制御科学特論Ⅲ | 1 | | | 生物制御科学特別実験Ⅲ | 2 | |
| | | 生物制御科学特論Ⅳ | 1 | | | 生物制御科学特別実験Ⅳ | 2 | |
| | | 生物制御科学特論Ⅴ | 1 | | | 生物制御科学論文演習Ⅰ | 1 | |
| | | 生物制御科学特論Ⅵ | 1 | | | 生物制御科学論文演習Ⅱ | 1 | |
| | | 英語プレゼンテーション演習 | 1 | | | 生物制御科学論文演習Ⅲ | 1 | |
| | 専門分野科目 | | 植物病理学特論 | 2 | 備考 | | 生物制御科学論文演習Ⅳ | 1 |
| | | | 植物病原学特論 | 2 | | | (1)共通科目の中から4単位以上修得すること。 (2)専門分野科目の中から10単位以上修得すること。 (3)論文研究等については必修とする。 (4)強化科目は、4単位以内とする。 | |
| | | | 生物制御化学特論 | 2 | | | | |
| | | | 生理活性天然物化学特論 | 2 | | | | |
| | | | 細胞分子生物学特論 | 2 | | | | |
| | | | 植物生理学特論 | 2 | | | | |
| | | | 発生生物学特論 | 2 | | | | |
| | | | 応用昆虫学特論 | 2 | | | | |
| | | | 昆虫生理化学特論 | 2 | | | | |
| | | | 天敵微生物学特論 | 2 | | | | |
| | | | 生物的制御学特論 | 2 | | | | |
| | | | 創薬化学特論 | 2 | | | | |

環境資源物質科学専攻

| 教育研究分野 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | 教育研究分野 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 |
|---------|--------|---------------------|-----|---|--------|----------------|-----|
| 共通科目 | | 環境資源物質科学特別講義Ⅰ | 2 | 資源機能制御学 | 専門分野科目 | 資源複合機能学特論 | 2 |
| | | 環境資源物質科学特別講義Ⅱ | 2 | | | 植物繊維化学特論 | 2 |
| | | 環境資源物質科学特別講義Ⅲ | 2 | | | 再生資源科学特論 | 2 |
| | | 環境資源物質科学コミュニケーション特論 | 2 | | | 生分解制御学特論 | 2 |
| | | 環境資源物質科学特論 | 2 | | | 植物資源形成学特論 | 2 |
| 環境資源材料学 | 専門分野科目 | 環境資源計測学特論 | 2 | | 論文研究等 | 資源機能制御学特別実験Ⅰ | 4 |
| | | 生物物理化学特論 | 2 | | | 資源機能制御学特別実験Ⅱ | 4 |
| | | 分子ダイナミクス学特論 | 2 | | | 資源機能制御学研究報告演習Ⅰ | 2 |
| | | 植物材料物性学特論 | 2 | | | 資源機能制御学研究報告演習Ⅱ | 2 |
| | | 住環境材料加工学特論 | 2 | | | | |
| | 論文研究等 | 環境資源材料学特別実験Ⅰ | 4 | 備考 (1) 共通科目の中から4単位以上を修得すること。 (2) 学生が専修する教育研究分野に属する授業科目のうち、専門分野科目については2単位以上修得すること。論文研究等については必修とする。 (3) 他の教育研究分野の授業科目及び他の専攻の授業科目の中から2単位以上修得すること。 (4) 他専攻科目及び強化科目は、それぞれ4単位以内とする。 | | | |
| | | 環境資源材料学特別実験Ⅱ | 4 | | | | |
| | | 環境資源材料学研究報告演習Ⅰ | 2 | | | | |
| | | 環境資源材料学研究報告演習Ⅱ | 2 | | | | |

物質循環環境科学専攻

| 教育研究分野 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | 教育研究分野 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 |
|----------------|------------|----------------|-------------|---------------|--------|-------------|-----------|
| 共通科目 | | 環境生物学特論 | 2 | 環境化学 | 専門分野科目 | 無機地球化学特論 | 2 |
| | | 環境化学特論 | 2 | | | 有機地球化学特論 | 2 |
| | | 国際研究プレゼンテーションⅠ | 1 | | | 社会・生物地球化学特論 | 2 |
| | | 国際研究プレゼンテーションⅡ | 1 | | | 地球環境化学特論 | 2 |
| 環境生物学 | 専門分野科目 | 大気環境学特論 | 2 | | | 環境毒性学特論 | 2 |
| | | 環境微生物学特論 | 2 | | | 環境化学特別講義Ⅰ | 0.5 |
| | | 環境ストレス植物学特論 | 2 | | | 環境化学特別講義Ⅱ | 0.5 |
| | | 環境汚染生物学特論 | 2 | | | 環境化学特別講義Ⅲ | 0.5 |
| | | 生物圏環境学特論 | 2 | | | 環境化学特別講義Ⅳ | 0.5 |
| | | 環境生物学特別講義Ⅰ | 0.5 | | | 論文研究等 | 環境化学特別実験Ⅰ |
| | 環境生物学特別講義Ⅱ | 0.5 | 環境化学特別実験Ⅱ | 4 | | | |
| | 環境生物学特別講義Ⅲ | 0.5 | 環境化学研究報告演習Ⅰ | 1 | | | |
| | 環境生物学特別講義Ⅳ | 0.5 | 環境化学研究報告演習Ⅱ | 1 | | | |
| | 論文研究等 | 環境生物学特別実験Ⅰ | 4 | 環境化学英語論文講読演習Ⅰ | 1 | | |
| | | 環境生物学特別実験Ⅱ | 4 | 環境化学英語論文講読演習Ⅱ | 1 | | |
| | | 環境生物学研究報告演習Ⅰ | 1 | | | | |
| | | 環境生物学研究報告演習Ⅱ | 1 | | | | |
| | | 環境生物学英語論文講読演習Ⅰ | 1 | | | | |
| 環境生物学英語論文講読演習Ⅱ | | 1 | | | | | |

備考
 (1)共通科目の中から5単位以上修得すること。
 (2)学生が専修する教育研究分野に属する授業科目のうち、専門分野科目については6単位以上修得すること。論文研究等については必修とする。
 (3)他の教育研究分野の授業科目及び他の専攻の授業科目の中から3単位以上修得すること。
 (4)強化科目は、4単位以内とする。

自然環境保全学専攻

| 教育研究分野 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | 教育研究分野 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 |
|----------------|--------|------------------|------|--|------|-----------------|-----|
| 共通科目 | | 自然環境保全学Ⅰ | ◎1 | 論文研究等 | | 自然環境科学特別研究 | 4 |
| | | 自然環境保全学Ⅱ | ◎1 | | | 自然環境保全学特別研究 | 4 |
| | | 自然環境保全学特別講義Ⅰ | ○0.5 | | | 自然環境科学特別演習 | 1 |
| | | 自然環境保全学特別講義Ⅱ | ○0.5 | | | 自然環境保全学特別演習 | 1 |
| | | 自然環境保全学特別講義Ⅲ | ○0.5 | | | 自然環境科学外語論文講読演習 | 1 |
| | | 自然環境保全学特別講義Ⅳ(国際) | ○0.5 | | | 自然環境保全学外語論文講読演習 | 1 |
| | | 基礎統計学 | 2 | | | | |
| 生態系保全学・森林環境保全学 | 専門分野科目 | 植生管理学特論 | 2 | 備考 (1)共通科目の◎印は必修とする。 (2)共通科目の○印のうち、1単位以上を修得すること。 (3)専門分野科目については10単位以上を修得すること。論文研究等については必修とする。 (4)強化科目は、4単位以内とする。 | | | |
| | | 生物多様性保全学特論 | 2 | | | | |
| | | 野生動物保全生態学特論 | 2 | | | | |
| | | 野生動物保全政策学特論 | 2 | | | | |
| | | 野生動物救護学 | 2 | | | | |
| | | 保全遺伝生態学特論 | 2 | | | | |
| | | 健康アメニティ科学特論 | 2 | | | | |
| | | 人間生理生態学特論 | 2 | | | | |
| | | 森林計画学特論 | 2 | | | | |
| | | 森林生態学特論 | 2 | | | | |
| | | 山地保全学特論 | 2 | | | | |
| | | 森林水文学特論 | 2 | | | | |
| | | 森林施設工学特論 | 2 | | | | |
| | | 景観生態学特論 | 2 | | | | |
| | | 森林土壌学特論 | 2 | | | | |
| 森林利用システム学特論 | 2 | | | | | | |
| 森林－人間系科学論 | 2 | | | | | | |

農業環境工学専攻

| 教育研究分野 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | 教育研究分野 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 |
|-------------|---------------------|-------------|--------|--------|--------|---------------------|-----|
| 共通科目 | | 実験計画法特論 | ◎1 | 生物生産工学 | 専門分野科目 | 精密農業特論 | 2 |
| | | 計測工学特論 | ◎1 | | | 農産プロセス工学特論 | 2 |
| | | 数値解析学特論Ⅰ | ◎1 | | | 生態情報学特論 | 2 |
| | | 数値解析学特論Ⅱ | ◎1 | | | 自然エネルギー利用学特論 | 2 |
| | | 農業環境工学特別講義Ⅰ | 0.5 | | 論文研究等 | 生物生産工学英語論文講読演習 | 1 |
| | | 農業環境工学特別講義Ⅱ | 0.5 | | | 生物生産工学特別実験Ⅰ | 1 |
| | | 農業環境工学特別講義Ⅲ | 0.5 | | | 生物生産工学特別実験Ⅱ | 2 |
| | | 農業環境工学特別講義Ⅳ | 0.5 | | | 生物生産工学特別実験Ⅲ | 2 |
| | | 農業環境工学特別講義Ⅴ | 0.5 | | | 生物生産工学国際コミュニケーション演習 | 1 |
| | | 農業環境工学特論Ⅰ | 2 | | | 生物生産工学特別演習Ⅰ | 1 |
| | | 農業環境工学特論Ⅱ | 2 | | | 生物生産工学特別演習Ⅱ | 2 |
| | | 農業環境工学特論Ⅲ | 2 | | | 生物生産工学特別演習Ⅲ | 2 |
| | | 農業環境工学特論Ⅳ | 2 | | | | |
| | | 農業環境工学特論Ⅴ | 2 | | | | |
| | | 農業環境工学特論Ⅵ | 2 | | | | |
| | | 地域環境工学 | 専門分野科目 | | | 地盤工学特論 | 2 |
| 土壌環境保全学特論 | 2 | | | | | | |
| 地域環境計画学特論 | 2 | | | | | | |
| 水利システム学特論 | 2 | | | | | | |
| 構造設計学特論 | 2 | | | | | | |
| 農村地域計画学特論 | 2 | | | | | | |
| 論文研究等 | 地域環境工学英語論文講読演習 | | 1 | | | | |
| | 地域環境工学特別実験Ⅰ | | 1 | | | | |
| | 地域環境工学特別実験Ⅱ | | 2 | | | | |
| | 地域環境工学特別実験Ⅲ | | 2 | | | | |
| | 地域環境工学国際コミュニケーション演習 | | 1 | | | | |
| | 地域環境工学特別演習Ⅰ | | 1 | | | | |
| | 地域環境工学特別演習Ⅱ | | 2 | | | | |
| 地域環境工学特別演習Ⅲ | 2 | | | | | | |

国際環境農学専攻

| 講座 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | 講座 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 |
|-------------|-------------------|-------------------|---|---------|-------------|-------------------|-----|
| 共通科目 | | 地域社会開発総論 | 2 | 国際地域開発学 | 専門分野科目 | 途上地域人口社会学 | 2 |
| | | 国際農業技術論 | 2 | | | 環境農業協力論 | 2 |
| | | 地球環境論 | 2 | | | 地域開発政策学 | 2 |
| | | 異文化コミュニケーション学 | 2 | | | 国際開発協力論 | 2 |
| | | 国際環境農学特論Ⅰ | 2 | | 論文研究等 | 国際環境農学コミュニケーション演習 | 1 |
| | | 国際環境農学特論Ⅱ | 2 | | | 国際地域開発学特別研究 | 6 |
| 国際環境修復保全学 | 専門分野科目 | 地域環境計画学 | 2 | | | 国際地域開発学演習 | 4 |
| | | 環境修復保全学 | 2 | | | 国際環境農学課題別演習 | 1 |
| | | 水利環境保全学 | 2 | | 国際環境農学国内外実習 | 2 | |
| | | 水環境評価学 | 2 | | 副専攻科目 | 国際地域開発学特論 | 2 |
| | 国際環境農学コミュニケーション演習 | 1 | 国際地域開発学特別演習 | | | 2 | |
| | 論文研究等 | 国際環境修復保全学特別研究 | 6 | | 日本語科目 | 日本語コミュニケーションⅠ | 6 |
| 国際環境修復保全学演習 | | 4 | 日本語コミュニケーションⅡ | 4 | | | |
| 国際環境農学課題別演習 | | 1 | 備考 (1)学生は専修する講座以外に他の専攻の教育研究分野の中から1分野を副専攻として選択する。 (2)共通科目の中から6単位以上修得すること。 (3)学生が専修する講座に属する授業科目のうち、専門分野科目については6単位以上修得すること。論文研究等及び副専攻科目については必修とする。 (4)他の講座の授業科目及び他の専攻の授業科目の中から2単位以上修得すること。 (5)日本語科目は留学生のみが履修することができるものとし、その修得単位数は、第3条第2項に規定する単位数に算入しない。 | | | | |
| 国際環境農学国内外実習 | | 2 | | | | | |
| 副専攻科目 | 国際環境修復保全学特論 | 2 | | | | | |
| | 国際環境修復保全学特別演習 | 2 | | | | | |
| 国際生物生産資源学 | 専門分野科目 | 地域生物機能利用学 | | 2 | | | |
| | | 地域持続生物生産技術学 | | 2 | | | |
| | | 生物資源循環利用学 | 2 | | | | |
| | | 生物新機能開発学 | 2 | | | | |
| | 論文研究等 | 国際環境農学コミュニケーション演習 | 1 | | | | |
| | | 国際生物生産資源学特別研究 | 6 | | | | |
| | | 国際生物生産資源学演習 | 4 | | | | |
| | | 国際環境農学課題別演習 | 1 | | | | |
| | 副専攻科目 | 国際環境農学国内外実習 | 2 | | | | |
| | | 国際生物生産資源学特論 | 2 | | | | |
| | 国際生物生産資源学特別演習 | 2 | | | | | |

国立法人東京農工大学大学院生物システム応用科学府教育規則

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第51条第3項、第65条第2項、第66条第4項、第69条第2項、第71条第7項及び第72条第3項の規程に基づき、国立大学法人東京農工大学大学院生物システム応用科学府（以下「学府」という。）の指導教員、授業科目及び単位数、教育課程及び履修方法、学位論文の提出時期、審査方法等については、この規則の定めるところによる。

(指導教員等)

第2条 学府に、研究指導及び授業担当の教員（以下、「指導教員」という。）並びに研究指導の補助及び授業担当の教員（以下「指導補助教員」という。）を置く。

2 前項に規定する指導教員及び指導補助教員の資格審査については、別に定める。

(授業科目等)

第3条 前期2年の課程（以下、「博士前期課程」という。）の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 博士前期課程の学生は、必修科目14単位及び選択科目16単位以上あわせて30単位以上を修得しなければならない。

3 授業科目の履修方法については、別に定める。

第4条 後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）の授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

2 博士後期課程生物システム応用科学専攻の学生は、必修科目8単位及び選択科目4単位以上あわせて12単位以上を修得しなければならない。

3 博士後期課程共同先進健康科学専攻の学生は、必修科目12単位、選択必修科目6単位及び選択科目2単位以上あわせて20単位以上を修得しなければならない。

4 授業科目の履修方法については、別に定める。

(履修科目の申告)

第5条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を所定の期間内に、当該授業科目の授業を担当する教員（以下「授業担当教員」という。）を経て生物システム応用科学府長（以下「学府長」という。）の承認を受けなければならない。

2 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学の工学府、農学府、技術経営研究科又は学部の授業科目を履修することができる。この場合、授業担当教員を経て当該授業科目を開講する学府又は学部の長の承認を受けた上、所属する学府長の承認を受けなければならない。

(他の学府等の単位の修得)

第6条 学則第76条の規定により他の大学院において修得した単位がある場合は、博士前期課程及び博士後期課程を通して10単位を限度として、第3条第2項又は第4条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。

2 前条第2項の規定により本学の工学府、農学府又は技術経営研究科において修得した単位・融合科目の修得した単位がある場合は、博士前期課程及び博士後期課程を通して10単位を限度として、第3条第2項又は第4条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。

(単位修得の認定)

第7条 単位修得の認定は、授業担当教員が行う。

第8条 履修した授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語であらわし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(研究題目の届出)

第9条 学生は、指導教員の指導により、研究題目を定めなければならない。

2 前項に基づき研究題目を定めたときは、研究題目及び研究計画を別紙様式1により、所定の期間内に指導教員（博士後期課程にあつては主指導教員）を経て、学府長に届け出るものとする。

3 研究題目を変更するときは、前2項の規定を準用する。

(学位論文の提出)

第10条 博士前期課程の学生は、別に定める期日までに論文審査に関する申請書に、学位論文、学位論文要旨等を添え、指導教員を経て学府長に提出しなければならない。ただし、修業年限を超えて在学する者又はその年限を短縮され在学する者の学位論文の提出時期については、別に定める。

2 博士後期課程の学生及び国立大学法人東京農工大学学位規程（以下、「学位規程」という。）

第6条ただし書に規定する者は、論文審査に関する申請書に学位論文、学位論文要旨等を添え、主指導教員を経て学府長に提出しなければならない。

3 学位規程第5条及び第6条本文の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、学位論文要旨等を添え、学府長を経て学長に申請しなければならない。

4 前3項により提出する学位論文の作成、書類の様式等及び前2項における提出時期等については、別に定める。

(学位論文の審査方法)

第11条 学位論文の審査方法等については、学位規程に定めるもののほか、その実施に関し必要な細目は、別に定める。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、教育の実施について必要な事項は、学府教授会が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

[博士前期課程]

生物システム応用科学専攻

| 科目区分 | | 授業科目 | 単位数 | 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | | |
|-------------------|--|--|----------------------------|-----------------------|--|-----------------|-----------------|---|
| 学際交流 科目 | | 生物システム応用科学研究概論 | ◎2 | 循環生産システム コース | 生態系型生産システム特論Ⅰ | 2 | | |
| | | | | | 生態系型生産システム特論Ⅱ | 2 | | |
| | | | | | 生物相関システム特論Ⅰ | 2 | | |
| 融合基礎 科目 | 基礎技術演習Ⅰ | ◎1 | 専 門 分 野 科 目 | | 生物相関システム特論Ⅱ | 2 | | |
| | | | | | 基礎技術演習Ⅱ | ◎1 | 資源循環利用システム特論Ⅰ | 2 |
| 分野交流 科目 | 実践発表Ⅰ | ◎1 | | | 資源循環利用システム特論Ⅱ | 2 | | |
| | | | | | 実践発表Ⅱ | 1 | 生物・環境計測システム特論Ⅰ | 2 |
| 起 業 科 目 | アントレプレナー特論Ⅰ | ▲1 | | | 生物・環境計測システム特論Ⅱ | 2 | | |
| | | | | | アントレプレナー特論Ⅱ | ▲1 | 循環生産システム学アドバンスⅠ | △1 |
| | | | | | アントレプレナー特論Ⅲ | ▲1 | 循環生産システム学アドバンスⅡ | △1 |
| 物質機能システム コース | 専 門 分 野 科 目 | 物質機能設計特論Ⅰ | | 2 | ア ド バ ン ス ド 教 育 科 目 | 循環生産システム学アドバンスⅢ | △1 | |
| | | 物質機能設計特論Ⅱ | | 2 | | 循環生産システム学アドバンスⅣ | 1 | |
| | | 物質機能応用特論Ⅰ | | 2 | | 循環生産システム学アドバンスⅤ | 1 | |
| | | 物質機能応用特論Ⅱ | 2 | 循環生産システム学アドバンスⅥ | | 1 | | |
| | | 物質エネルギーシステム特論Ⅰ | 2 | 循環生産システム学アドバンスⅦ | | 1 | | |
| | | 物質エネルギーシステム特論Ⅱ | 2 | 循環生産システム学アドバンスⅧ | | 1 | | |
| | | 超分子機能システム特論Ⅰ | 2 | 論 文 研 究 等 | | 循環生産システム学セミナー | ○4 | |
| | | 超分子機能システム特論Ⅱ | 2 | | | 循環生産システム学特別実験 | ○2 | |
| | | ア ド バ ン ス ド 教 育 科 目 | 物質機能システム学アドバンスⅠ | | | △1 | 循環生産システム学特別研究 | ○4 |
| | | | 物質機能システム学アドバンスⅡ | | | △1 | 備 考 | 1. ◎印の授業科目は、必修とする。 2. 起業科目については、選択必修とし、▲印の授業科目から2単位以上を修得すること。 3. 専門分野科目については、それぞれ所属するコースの科目から4単位以上を修得すること。 4. アドバンスド教育科目については、選択必修とし、それぞれ所属するコースの△印の授業科目から2単位以上を修得すること。また、△印の授業科目以外のアドバンスド科目については、年度によって開講しない場合がある。 5. ○印の授業科目については、それぞれ所属するコースの科目を必修とする。 |
| | 物質機能システム学アドバンスⅢ | | △1 | | | | | |
| | 物質機能システム学アドバンスⅣ | | 1 | | | | | |
| | 物質機能システム学アドバンスⅤ | | 1 | | | | | |
| | 物質機能システム学アドバンスⅥ | | 1 | | | | | |
| | 物質機能システム学アドバンスⅦ | | 1 | | | | | |
| | 物質機能システム学アドバンスⅧ | | 1 | | | | | |
| | 論 文 研 究 等 | 物質機能システム学セミナー | ○4 | | | | | |
| | | 物質機能システム学特別実験 | ○2 | | | | | |
| | | 物質機能システム学特別研究 | ○4 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 生体機能情報システム コース | 専 門 分 野 科 目 | 生体情報反応システム特論Ⅰ | 2 | | | | | |
| | | 生体情報反応システム特論Ⅱ | 2 | | | | | |
| | | 神経機能情報ネットワーク特論Ⅰ | 2 | | | | | |
| | | 神経機能情報ネットワーク特論Ⅱ | 2 | | | | | |
| | | 生体モデル知覚システム特論Ⅰ | 2 | | | | | |
| | | 生体モデル知覚システム特論Ⅱ | 2 | | | | | |
| | | 生体機能運動システム特論Ⅰ | 2 | | | | | |
| | | 生体機能運動システム特論Ⅱ | 2 | | | | | |
| | ア ド バ ン ス ド 教 育 科 目 | 生体機構情報システム学アドバンスⅠ | △1 | | | | | |
| | | 生体機構情報システム学アドバンスⅡ | △1 | | | | | |
| | | 生体機構情報システム学アドバンスⅢ | △1 | | | | | |
| | | 生体機構情報システム学アドバンスⅣ | 1 | | | | | |
| | | 生体機構情報システム学アドバンスⅤ | 1 | | | | | |
| | | 生体機構情報システム学アドバンスⅥ | 1 | | | | | |
| | | 生体機構情報システム学アドバンスⅦ | 1 | | | | | |
| | | 生体機構情報システム学アドバンスⅧ | 1 | | | | | |
| | 論 文 研 究 等 | 生体機構情報システム学セミナー | ○4 | | | | | |
| | | 生体機構情報システム学特別実験 | ○2 | | | | | |
| | 生体機構情報システム学特別研究 | ○4 | | | | | | |

別表第2(第4条関係)

〔博士後期課程〕

生物システム応用科学専攻

| 科目区分 | | 授 業 科 目 | 単 位 数 |
|---------------|----------------|-------------------|-------|
| 分野交流科目 | | 実践英語発表Ⅰ | 1 |
| | | 実践英語発表Ⅱ | 1 |
| 物質機能システムコース | 専 門 分 野 科 目 | 機能材料設計特論 | 2 |
| | | 物質機能開発特論 | 2 |
| | | 機能物質設計特論 | 2 |
| | | 触媒機能応用特論 | 2 |
| | | エネルギー材料システム特論 | 2 |
| | | 反応工学特論 | 2 |
| | | 分子システム設計特論 | 2 |
| | | 生物分子分光特論 | 2 |
| | 論 文 研 究 等 | 物質機能システム学特別セミナー | ○2 |
| | | 物質機能システム学特別計画研究 | ○6 |
| 生体機構情報システムコース | 専 門 分 野 科 目 | 生命機械システム特論 | 2 |
| | | 環境エネルギーシステム特論 | 2 |
| | | 生体システム特論 | 2 |
| | | 生体情報処理特論 | 2 |
| | | 視覚信号処理特論 | 2 |
| | | 視覚情報伝達特論 | 2 |
| | | 人工物創成システム特論 | 2 |
| | | 数値制御運動特論 | 2 |
| | 論 文 研 究 等 | 生体機構情報システム学特別セミナー | ○2 |
| | | 生体機構情報システム学特別計画研究 | ○6 |
| 循環生産システムコース | 専 門 分 野 科 目 | ファイトテクノロジー特論 | 2 |
| | | 土壌生態系機能解析特論 | 2 |
| | | 生物特異的認識特論 | 2 |
| | | 生物コミュニケーション特論 | 2 |
| | | 資源生産制御特論 | 2 |
| | | 生物資源循環制御特論 | 2 |
| | | バイオセンシング特論 | 2 |
| | | 生体電気計測特論 | 2 |
| | 論 文 研 究 等 | 循環生産システム学特別セミナー | ○2 |
| | | 循環生産システム学特別計画研究 | ○6 |

備考

1. 所属するコースの○印の授業科目については、必修とする。
2. 分野交流科目及び選択したコースの専門分野科目の中から4単位を修得すること。

別表第2（第4条関係）

〔博士後期課程〕

共同先進健康科学専攻

| 科目区分 | 授業科目 | 単位数 | | | |
|-----------------------|--|----------------|-------|----|----|
| | | 東京農工大学 | 早稲田大学 | 共通 | |
| 専攻基軸科目 | 化学物質総合管理学 | | ○2 | | |
| | 生活環境総合管理学 | | ○2 | | |
| | 食農総合管理学 | | ○2 | | |
| | 感染症総合管理学 | | ○2 | | |
| | ハザード評価学 | | ○2 | | |
| | リスク評価学 | | ○2 | | |
| | 研究倫理 | | 2 | | |
| | イノベーションリーダーシップ | | 2 | | |
| 教実 育実践 科英 目語 | Professional Communication | | 1 | | |
| | Advanced Technical Reading and Writing | | 1 | | |
| | Advanced Technical Presentation | | 1 | | |
| | Workplace English | | 1 | | |
| 専門科目 | 生命科学 | 獣医学概論 | ○2 | | |
| | | 実験動物学特論 | ○2 | | |
| | | 疾患モデル学特論 | ○2 | | |
| | | 分子病態制御学特論 | ○2 | | |
| | | 分子再生医学特論 | ○2 | | |
| | | 知覚運動制御特論 | ○2 | | |
| | | 先進がん治療特論 | 2 | | |
| | | 分子腫瘍学特論 | | 2 | |
| | | 脳・こころの健康医療科学特論 | | 2 | |
| | | 健康免疫学特論 | | ○2 | |
| | 環境科学 | 環境バイオ分析化学特論 | ○2 | | |
| | | 環境微生物学特論 | 2 | | |
| | | 環境ゲノム情報解析特論 | 2 | | |
| | | 植物環境工学特論 | 2 | | |
| | | 環境生物資源特論 | | ○2 | |
| | | 環境生理学特論 | | ○2 | |
| | 食科学 | 生活習慣病予防学特論 | ○2 | | |
| | | 食理健康学特論 | 2 | | |
| | | 生体分子反応特論 | 2 | | |
| | | 実践生物統計学 | ○2 | | |
| | | 時間栄養・薬理学特論 | | ○2 | |
| | 演習科目 | 先進健康科学計画研究 | | | ◎4 |
| | | 先進健康科学セミナーI | | | ◎4 |
| | | 先進健康科学セミナーII | | | ◎4 |
| | | 先進健康科学セミナーIII | | | 4 |
| 実践プレゼンテーション特論I | | | | 4 | |
| 実践プレゼンテーション特論II | | | | 4 | |
| 実地研修研究特論 | | | | 4 | |

1. ◎印の授業科目は必修科目、○印の授業科目は選択必修とする。

2. 専攻基軸科目の選択必修科目から2単位以上、実践英語教育科目から2単位以上、専門科目の選択必修科目から4単位以上（生命科学科目の選択必修科目から2単位以上、環境科学科目と食科学科目の選択必修科目から2単位以上）、演習科目の必修科目から12単位を修得し、合計で20単位以上修得すること。

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則

平成16年4月1日

16連教規則第2号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第51条第3項、第71条第7項及び第72条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）の教員組織、教育課程及び履修方法並びに学位論文の提出時期及び審査方法等、及びその他必要な事項については、この規則の定めるところによる。

(教員組織)

第2条 研究科の教員組織は、連合農学研究科教員（以下「研究科教員」という。）をもって編成し、連合農学研究科教員台帳（別紙様式1）により研究指導等の現状を明らかにしておくものとする。

- 2 研究科教員の中から研究指導及び授業担当教員（以下「指導教員」という。）を置き、総括的に担当する教員を主指導教員、主指導教員とともに研究指導等を担当する教員を副指導教員とし、学生1人について主指導教員は1人、副指導教員は原則として2人とする。
- 3 研究科教員のうち、当該研究科の専任の教授（以下「研究科長補佐」という。）は、入学希望者（外国人留学生となることを希望する者を含む。）に対する志願及び履修の指導並びに学生が配置された大学間における教育・研究上の問題に関する調整等を行うものとし、あわせて指導教員となることができる。
- 4 研究科長は、研究科教授会の議を経て、研究科教員のうちから学生の主指導教員及び副指導教員を指名する。ただし、主指導教員は、指導教員として学生の論文指導等に当たる資格を有する者と認められた者（以下「主指導教員資格者」という。）のうちから指名するものとする。
- 5 前項の規定による指導教員及び副指導教員を補助する教員は、第3項に規定する研究科長補佐を除き、研究科に兼職又は兼務させる。

(授業科目等)

第3条 研究科の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

- 2 研究科の学生は、必修科目9.5単位及び選択科目2.5単位以上あわせて12単位以上を修得しなければならない。
- 3 研究科の留学生特別プログラムにより入学した学生のうち、本学環境リーダー育成センター（以下「センター」という。）が運営する現場立脚型環境リーダー養成コースを履修する者は、前項に定めるもののほか、センターが定めるコース修了に必要な単位を修得しなければならない。
- 4 授業科目の履修方法については、別に定める。

(履修科目の申告)

第4条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を所定の期間内に、主指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

2 主指導教員が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院の博士課程の授業科目を履修することができる。この場合、当該授業科目を開講する部局長の承認を受けた上、研究科長の承認を受けなければならない。

(他の大学院の単位の修得)

第5条 学側第76条の規定により他の大学院の博士課程において修得した単位がある場合は、2単位を限度として、前条第2項の規定する選択科目に算入することができる。

(単位修得の認定)

第6条 単位修得の認定は、授業担当教員が行う。

第7条 履修した授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語であらわし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(研究題目の届出)

第8条 学生は、主指導教員の指示に従い研究題目を定めたときは、速やかに研究題目届(別紙様式2)により研究題目及び研究計画を主指導教員に届け出なければならない。研究題目を変更するときも同様とする。

2 前項の届出を受けた主指導教員は、研究科長に届け出るものとする。

(学位論文の提出等)

第9条 学生及び国立大学法人東京農工大学学位規程(以下「学位規程」という。)第6条ただし書に規定する者は、所定の期日までに、論文審査に関する申請書に、学位論文、学位論文要旨等を添え、主指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

2 学位規程第5条及び第6条本文の規定により学位の授与を申請しようとする者は、随時、論文審査に関する申請書に、学位論文、学位論文要旨等を添え、学位論文に関係ある専攻分野の主指導教員資格者に提出し、研究科長を経て学長に申請するものとする。

(審査の付託)

第10条 研究科長は、前条第1項の規定による申請を受理したとき又は学位規程第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、研究科教授会(研究科教授会からあらかじめ権限を委譲された場合の機関を含む。以下第11条第1項において同じ。)にその審査を付託するものとする。

(審査委員及び最終試験等)

第11条 研究科教授会は、前条の規定による審査を付託されたときは、学位規程第11条第2項の規定により審査委員を選出し、その審査に当たらせるものとする。

2 審査委員は、所定の期間内に学位論文の審査、最終試験又は学力の確認を行い、その結果を研究科教授会に報告しなければならない。

3 最終試験は学位論文を中心として関連ある科目又は専門分野等について、学力の確認は学位論文に関連ある専門分野及び外国語について、口頭又は筆記により行うものとする。

4 この規程に定めるもののほか、学位論文の提出、論文の審査、最終試験又は学力の確認の実施等に関し必要な事項は、別に定める。

(課程修了又は学位授与の議決)

第12条 研究科教授会は、前条第2項の報告に基づき、課程修了の認定又は学位授与の可否を議決するものとする。

2 前項の可決は、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

(学位論文の保存)

第13条 学位授与の基礎となった論文(以下「博士論文」という。)の正本は、本学図書館に保存するものとする。

2 博士論文の副本2部のうち1部は国会図書館に送付し、他の1部は主指導教員の本務として在職する大学の修士講座又は附属施設で保存するものとする。

第14条 この規程に定めるもののほか、研究科の教育研究指導に関し必要な事項は、研究科教授会が別に定める。

2 研究科に関する事務は、国立大学法人東京農工大学府中地区総務チームで処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規定は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日現在在学している者の共通ゼミナール(一般、特別)及び時間については、施行後の規定にかかわらず従前の例による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

教育課程表

研究科共通科目

| 区 分 | 授 業 科 目 | 単位数 |
|---------------------|-----------------|-----|
| 研 究 科 共 通 科 目 | ◎ 総合農学概論Ⅰ（日本語） | 1 |
| | ◎ 総合農学概論Ⅱ（英語） | 1 |
| | コミュニケーション演習（英語） | 1 |
| | 海外フィールド実習 | 1 |
| | 海外短期集中コース | 1 |
| 外国人留学生 特別プログラム科目 | △ 外国人留学生特別セミナーⅠ | 0.5 |
| | △ 外国人留学生特別セミナーⅡ | 0.5 |
| | △ 外国人留学生特別セミナーⅢ | 0.5 |
| | △ 外国人留学生特別セミナーⅣ | 0.5 |

- 備考 1. ◎印の科目は、選択必修科目とし、この中から1単位以上修得すること。
 2. 無印の科目は、選択科目
 3. △印の科目は、留学生特別プログラム学生の選択必修科目とし、この中から1単位以上修得すること。

生物生産科学専攻

| 大講 座名 | 科目区分 | 授 業 科 目 | 単位数 |
|--------------|----------------|----------------|-----|
| 植 物 生 産 科 学 | 研究交流科目 | ○ 植物生産科学合同セミナー | 0.5 |
| | 専 門 分 野 科 目 | 植物機能形態学特論 | 0.5 |
| | | 植物生産生理学特論 | 0.5 |
| | | 植物遺伝育種学特論 | 0.5 |
| | | 植物生産環境学特論 | 0.5 |
| | 論 文 研 究 等 | ○ 植物生産科学特別演習 | 2 |
| ○ 植物生産科学特別研究 | | 6 | |
| 動 物 生 産 科 学 | 研究交流科目 | ○ 動物生産科学合同セミナー | 0.5 |
| | 専 門 分 野 科 目 | 動物機能形態学特論 | 0.5 |
| | | 動物栄養飼料学特論 | 0.5 |
| | | 動物育種繁殖学特論 | 0.5 |
| | | 動物衛生管理学特論 | 0.5 |
| | 論 文 研 究 等 | ○ 動物生産科学特別演習 | 2 |
| ○ 動物生産科学特別研究 | | 6 | |
| 生 物 制 御 科 学 | 研究交流科目 | ○ 生物制御科学合同セミナー | 0.5 |
| | 専 門 分 野 科 目 | 応用昆虫学特論 | 0.5 |
| | | 植物病理学特論 | 0.5 |
| | | 昆虫生理生化学特論 | 0.5 |
| | | 植物制御科学特論 | 0.5 |
| | | 生物制御化学特論 | 0.5 |
| 論 文 研 究 等 | ○ 生物制御科学特別演習 | 2 | |
| | ○ 生物制御科学特別研究 | 6 | |

- 備考 1. ○印の科目は、必修科目
 2. 無印の科目は、選択科目

応用生命科学専攻

| 大講座名 | 科目区分 | 授 業 科 目 | | 単位数 |
|--------|--------|------------|--------------|-----|
| 応用生物化学 | 研究交流科目 | ○ | 応用生物化学合同セミナー | 0.5 |
| | 専門分野科目 | | 分子生理学特論 | 0.5 |
| | | | 先端生命科学特論 | 0.5 |
| | | | 細胞工学特論 | 0.5 |
| | | | 微生物利用学特論 | 0.5 |
| | 論文研究等 | ○ | 応用生物化学特別演習 | 2 |
| ○ | | 応用生物化学特別研究 | 6 | |
| 生物機能化学 | 研究交流科目 | ○ | 生物機能化学合同セミナー | 0.5 |
| | 専門分野科目 | | 生体物質科学特論 | 0.5 |
| | | | 食品機能科学特論 | 0.5 |
| | | | 生物活性物質化学特論 | 0.5 |
| | | | 生体分子解析学特論 | 0.5 |
| | 論文研究等 | ○ | 生物機能化学特別演習 | 2 |
| ○ | | 生物機能化学特別研究 | 6 | |

- 備考 1. ○印の科目は、必修科目
2. 無印の科目は、選択科目

環境資源共生科学専攻

| 大講座名 | 科目区分 | 授 業 科 目 | | 単位数 |
|----------|--------|--------------|----------------|-----|
| 森林資源物質科学 | 研究交流科目 | ○ | 森林資源物質科学合同セミナー | 0.5 |
| | 専門分野科目 | | 森林生産保全学特論 | 0.5 |
| | | | 森林バイオマス学特論 | 0.5 |
| | | | 資源物質科学特論 | 0.5 |
| | | | 資源保全学特論 | 0.5 |
| | 論文研究等 | ○ | 森林資源物質科学特別演習 | 2 |
| ○ | | 森林資源物質科学特別研究 | 6 | |
| 環境保全学 | 研究交流科目 | ○ | 環境保全学合同セミナー | 0.5 |
| | 専門分野科目 | | 環境生態系保全学特論 | 0.5 |
| | | | 環境動物保全学特論 | 0.5 |
| | | | 環境植物保全学特論 | 0.5 |
| | | | 環境微生物保全学特論 | 0.5 |
| | 論文研究等 | ○ | 環境保全学特別演習 | 2 |
| ○ | | 環境保全学特別研究 | 6 | |

- 備考 1. ○印の科目は、必修科目
2. 無印の科目は、選択科目

農業環境工学専攻

| 大講座名 | 科目区分 | 授 業 科 目 | | 単位数 |
|--------|--------|---------|--------------|-----|
| 農業環境工学 | 研究交流科目 | ○ | 農業環境工学合同セミナー | 0.5 |
| | 専門分野科目 | | 生産基盤環境工学特論 | 0.5 |
| | | | 地域環境科学特論 | 0.5 |
| | | | 生産環境システム学特論 | 0.5 |
| | | | 生物環境制御学特論 | 0.5 |
| | 論文研究等 | ○ | 農業環境工学特別演習 | 2 |
| | | ○ | 農業環境工学特別研究 | 6 |

- 備考 1. ○印の科目は、必修科目
2. 無印の科目は、選択科目

農林共生社会科学専攻

| 大講座名 | 科目区分 | 授 業 科 目 | | 単位数 |
|----------|--------|---------|----------------|-----|
| 農林共生社会科学 | 研究交流科目 | ○ | 農林共生社会科学合同セミナー | 0.5 |
| | 専門分野科目 | | 共生社会システム学特論 | 0.5 |
| | | | 農業経営経済学特論 | 0.5 |
| | | | フードシステム学特論 | 0.5 |
| | | | 資源経済学特論 | 0.5 |
| | 論文研究等 | ○ | 農林共生社会科学特別演習 | 2 |
| | | ○ | 農林共生社会科学特別研究 | 6 |

- 備考 1. ○印の科目は、必修科目
2. 無印の科目は、選択科目

別紙様式 2

平成 年 月 日

東京農工大学大学院

連合農学研究科長 殿

年度入学

専攻

大講座

氏名

研 究 題 目 届

| | | | |
|------------|----------------------------------|--------|--------|
| 研究題目 | | | |
| 研究計画 | ----- ----- ----- ----- | | |
| 指導教員 確認 | (主) 大学 Ⓜ | (副) 大学 | (副) 大学 |

国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科教育規則

平成17年4月4日

17技 教 規則第2号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第65条第2項、第66条第4項及び第66条の2の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科（以下「研究科」という。）の教員組織、授業科目及び単位数、教育課程及び履修方法、履修科目の登録上限等については、この規則の定めるところによる。

(教員組織)

第2条 研究科に、次条に定める授業科目を担当する教員を置く。

2 前項の教員の資格審査については、別に定める。

(授業科目等)

第3条 専門職学位課程の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項の授業科目のうち、プロジェクト研究科目を担当する教員を指導教員という。

3 専門職学位課程の学生は、必修科目10単位、選択必修科目28単位及び選択科目を合わせて46単位以上を修得しなければならない。

4 授業科目の履修方法については、別に定める。

(履修科目の申告)

第4条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を所定の期間内に、当該授業科目を担当する教員を経て技術経営研究科長（以下「研究科長」という。）の承認を受けなければならない。

2 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学の工学府、農学府、生物システム応用科学府の授業科目を履修することができる。この場合、授業担当教員を経て当該授業科目を開講する学府長の承認を受けた上、研究科長の承認を受けなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第5条 登録できる授業科目の上限は、1年間あたり36単位とする。

(他の学府の単位の修得)

第6条 学則第76条の規定により他の大学院において修得した単位がある場合は、16単位を限度として、第3条第3項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。

2 第4条第2項の規定により本学の工学府、農学府及び生物システム応用科学府において修得した単位がある場合は、16単位を限度として、第3条第3項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。

(単位修得の認定)

第7条 単位修得の認定は、授業担当教員が行う。

第8条 履修した授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語であらわし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、教育の実施について必要な事項は、研究科教授会が定める。

附 則

この規則は平成17年4月4日から施行し平成17年4月1日から適用する。

附則

この規則は平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この規則は平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

技術リスクマネジメント専攻

| 区 分 | | 授業科目 | 単位数 | 備 考 |
|------------------|----------------|------------|----------------------------|--------------------------------|
| 基礎科目 | 技術リスク理解基礎 | 確率・統計 | ○ 2 | ○印の中から 3科目6単位以上 を修得すること。 |
| | | ヒューマンエラー | ○ 2 | |
| | | 安全・リスク学 | ○ 2 | |
| | | リスク概論 | ○ 2 | |
| | | リスクマネジメント論 | ○ 2 | |
| | 経営基礎 | 財務会計学 | ○ 2 | |
| | | 原価計算学 | ○ 2 | |
| | | 企業経営論 | ○ 2 | |
| | | 企業法務 | ○ 2 | |
| | | 知的財産通論 | ○ 2 | |
| | | 企業倫理学 | ○ 2 | |
| | | 工業技術標準概論 | ○ 2 | |
| | | 工業標準化戦略論 | ○ 2 | |
| | | 応用科目 | 技術管理分野 | |
| 生命倫理学 | ○ 2 | | | |
| サプライチェーンマネジメント学 | ○ 2 | | | |
| ライフサイクルエンジニアリング学 | ○ 2 | | | |
| 総合品質保証論 | ○ 2 | | | |
| 情報セキュリティ学 | ○ 2 | | | |
| 先端産業創出 分野 | 先端機械ビジネス論 | | ○ 2 | ○印の中から 2科目4単位以上 を修得すること。 |
| | 先端機械技術開発論 | | ○ 2 | |
| | 先端情報ビジネス学 | | ○ 2 | |
| | 先端情報システム構築論 | | ○ 2 | |
| | バイオツールビジネス論 | | ○ 2 | |
| | 先端バイオ産業技術論 | | ○ 2 | |
| | 材料ビジネス論 | | ○ 2 | |
| | 環境産業ビジネス論 | | ○ 2 | |
| | 環境産業技術開発論 | | ○ 2 | |
| 知的財産分野 | 知的財産管理学 | | ○ 2 | ○印の中から 1科目2単位以上 を修得すること。 |
| | 先端機械知財戦略論 | | ○ 2 | |
| | 情報システム知財戦略論 | | ○ 2 | |
| | バイオテクノロジー知財戦略論 | | ○ 2 | |
| | 環境技術知財戦略論 | | ○ 2 | |
| 企業経営戦略分野 | 企業組織論 | | ○ 2 | ○印の中から 1科目2単位以上 を修得すること。 |
| | 技術開発管理学 | | ○ 2 | |
| | 事業化プロセス学 | | ○ 2 | |
| | マーケティング戦略論 | | ○ 2 | |
| | ベンチャービジネス戦略論 | ○ 2 | | |
| | 人的資源管理論 | ○ 2 | | |
| | 経営戦略ケース分析 | ○ 2 | | |
| プロジェクト研究 | 技術経営インターンシップ | ○ 4 | ○印の中から1科目4単位以上 を修得すること。 | |
| | 技術経営フィールドスタディ | ○ 4 | | |
| | 技術経営ケーススタディ | ◎ 4 | 必修 | |
| | 技術経営ビジネスプラン | ◎ 6 | 必修 | |

備考 1) ◎印の授業科目は、必修とする。

2) ○印の授業科目は、選択必修とする。

3) 必修科目10単位、選択必修科目20単位を含め46単位以上を修得すること。

東京農工大学学生生活心得

(学生証の所持)

第1条 学生は、学生証を常に所持するとともに、本学関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 学生証を所持しない者については、教室、図書館等の本学施設の使用を禁止することがある。

(学生証の取扱い)

第2条 学生証を紛失したときは、直ちに学生証紛失届・再交付願を提出し、再交付を受けなければならない。

2 卒業、退学等により学生の身分を失ったときは、学生証を返付しなければならない。

(学生カード)

第3条 新たに本学学生となる者は、所定の学生カードに住所及び家族状況等本人の身上に関する事項を記入し、本人の写真を貼付して、入学手続き時に学長に提出しなければならない。

2 前項の学生カードの記載事項に変更があったときは、当該学生は、直ちにその旨を届け出なければならない。

(健康診断)

第4条 学生は、大学が行う健康診断を受診しなければならない。

2 学生は、健康診断の結果、大学が必要と認めた健康上の指示に従わなければならない。

(団体の設立)

第5条 学生が、学内において団体を設立しようとするときは、所定の学生団体設立願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の団体の設立にあたっては、原則として、本学の教職員のうちから顧問教員を定めなければならない。

(学外団体への加入)

第6条 学生が学内において設立した団体が学外の団体に加入しようとするときは、あらかじめ所定の学外団体加入願に第5の2に規定する顧問教員の署名を受け、当該学外団体の規約を添え、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(集会の許可)

第7条 学生又は学生の団体が学内において集会を開催しようとするときは、あらかじめ責任者を定め、所定の学生集会願を開催の5日前(休日は、期間に算入しない。)までに学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の学生集会願を提出しようとするときは、あらかじめ当該集会を開催しようとする場所の使用について、当該場所の管理者の承認を得なければならない。

(集会の制限)

第8条 学生又は学生の団体は、学内において特定の政党又は宗教団体に係る活動を目的とする集会を開催することができない。

(留意事項)

第9条 学生又は学生の団体が、学内において集会を開催するときは、教職員の指示に従うとともに、大学の教育研究に支障を生じさせ、若しくは大学の施設、設備及び環境を損なうことがないようにしなければならない。

(集会の報告)

第10条 集会の責任者は、集会の終了後、直ちにその状況等を学長に報告しなければならない。

(集会の禁止又は解散)

第11条 集会の責任者又は参加者が、国立大学法人東京農工大学学則又は学内諸規則に違反した行為を行い、若しくは大学の指示に従わないときは、学長は、その集会の開催の禁止又は集会の解散を命ずることがある。

(掲示の許可)

第12条 学生又は学生の団体が、学内において文書、ポスター、立看板等（以下「文書等」という。）を掲示しようとするときは、所定の文書等掲示・配布願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の規定により掲示を許可した文書等に掲示承認印を押印する。

(掲示の制限)

第13条 学生又は学生の団体は、学内において特定の政党又は宗教団体に係る活動を目的とし、若しくは他人の名誉を傷つけることを目的とする文書等を掲示することができない。

(印刷物の配布)

第14条 学生又は学生の団体が、学内において文書、図書その他の物品を配付しようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(募金、販売等)

第15条 学生又は学生の団体が、学内において募金、販売等の金銭上の収受を伴う行為をしようとするときは、あらかじめ責任者を定め、学長の許可を受けなければならない。

(施設の利用)

第16条 学生又は学生の団体が、施設を利用しようとするときは、当該施設の利用に係る規則の定めるところに従わなければならない。

(行為の禁止)

第17条 学生及び学生の団体の行為が、学内の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、これを禁止する。